

2023年 1 月31日臨時総会において一部変更等された 会則及び規則並びに関連細則

目次

規程	頁
日本公認会計士協会会則	2
適正手続等審査会規則	46
聴聞手続規則	49
登録審査会運営細則	51
資格審査会運営細則	54
公認会計士等登録事務細則	56
特定社員の登録、入会等に関する事務細則	62
準会員の入会等に関する事務細則	66
公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する細則	71
会員情報の提供に関する細則	74
公認会計士等の事務所の名称に関する細則	77
所在不明確認調査事務細則	80
品質管理委員会運営細則	82
上場会社等監査人登録細則	89
中小監査事務所連絡協議会運営細則	97
会計教育推進会議運営細則	99
継続的専門能力開発制度に関する細則	100
継続的専門能力開発制度における義務不履行等に係る措置に関する細則	111
監査法人の届出に関する細則	112
公会計協議会運営細則	114
会費の滞納に係る措置に関する細則	119
会計細則	121
登録時研修に関する細則	159
実務補習規程	160

変更	昭和43年 6 月21日	昭和44年 6 月23日
	昭和45年 6 月26日	昭和46年 6 月24日
	昭和46年 9 月14日	昭和47年 6 月27日
	昭和48年 6 月27日	昭和49年 6 月28日
	昭和50年 6 月26日	昭和51年 6 月17日
	昭和53年 6 月23日	昭和54年 6 月28日
	昭和55年 6 月20日	昭和56年 7 月 8 日
	昭和58年 7 月 7 日	昭和59年 7 月 6 日
	昭和61年 7 月 8 日	昭和62年 7 月 8 日
	昭和63年 7 月 7 日	平成元年 7 月 6 日
	平成 2 年 7 月 5 日	平成 3 年 7 月 9 日
	平成 4 年 7 月 9 日	平成 6 年 7 月 7 日
	平成 7 年 7 月 5 日	平成 9 年 7 月 3 日
	平成10年 7 月 6 日	平成11年 7 月 6 日
	平成12年 7 月 6 日	平成13年 7 月 3 日
	平成15年 7 月 3 日	平成15年12月 2 日
	平成16年 7 月 6 日	平成17年 7 月 5 日
	平成18年 7 月 4 日	平成18年12月11日
	平成19年 7 月 4 日	平成19年12月10日
	平成20年 7 月 9 日	平成21年 7 月 8 日
	平成22年 7 月 7 日	平成23年 7 月 6 日
	平成24年 7 月 4 日	平成25年 7 月 3 日
	平成26年 7 月 9 日	平成27年 7 月21日
	平成28年 7 月25日	平成29年 7 月19日
	平成30年 7 月24日	2019年 7 月22日
	2021年 7 月15日	2022年 7 月25日
	2023年 1 月31日	

目次

第1編 総則

第1章 通則

第2章 入会及び退会

第3章 会員及び準会員の権利義務

第2編 公認会計士に係る諸制度

第1章 登録

第1節 公認会計士等の登録

第2節 上場会社等監査人名簿への登録

第2章 品位保持

第1節 職業規範の遵守

第2節 監督

第3節 監査・規律の審査

第4節 懲戒

第3章 監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）

第4章 審査申立て

第5章 自主規制のモニタリング

第6章 紛議の調停

第7章 研修

第8章 実務補習

第1節 実務補習

第2節 修了考査

第3編 組織運営等

第1章 組織

第1節 総会

第2節 役員

第3節 委員会

第4節 支部

第5節 属性別の協議会

第6節 事務局

第2章 財務

第1節 入会金、施設負担金及び会費

第2節 会計及び資産

第3章 会計教育

第4章 その他

第1節 出版

第2節 準会員会

第1編 総則

第1章 通則

(名称)

第1条 本会は、日本公認会計士協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第2条第1項の業務（以下「監査業務」という。）その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂揚を図ること。
- (2) 会員の業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること。
- (3) 監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること。
- (4) 会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、公認会計士制度及び公認会計士業務（租税に関するものを含む。）について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること。
- (6) 会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること。
- (7) 公認会計士業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと。
- (8) 法第46条の8の規定に基づき紛議の調停を行うこと。
- (9) 公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること。
- (10) 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと。

- (11) 上場会社等監査人名簿の登録に関する事務を行うこと。
 - (12) 会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動を行うこと。
 - (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- (設立及び法人格)

第4条 本会は、法第43条第1項の規定に基づき設立する法人とする。

(会員及び準会員)

第5条 本会は、公認会計士、外国公認会計士及び監査法人を会員とする。

2 本会は、次の者を準会員とする。

- (1) 公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者
 - (2) 会計士補
 - (3) 会計士補となる資格を有する者
 - (4) 公認会計士試験に合格した者（第1号に該当する者を除く。）
 - (5) 特定社員
- (事務所所在地)

第6条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(会則)

第7条 会則は、総会において出席した会員及び準会員（第5条第2項第2号の準会員に限る。）の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

2 会則には、公認会計士若しくは本会の構成員としての権利義務に関する基本的事項又は本会の組織運営に関する基本的事項を定める。

(規則及び細則)

第8条 本会は、この会則の規定に基づいて必要な措置を行うため、規則又は細則を定める。

- 2 規則は、総会の決議により制定し、変更し、又は廃止する。
- 3 規則には、会則の委任事項その他重要な手続的事項を定める。
- 4 細則は、会長が理事会の議を経て制定し、変更し、又は廃止する。
- 5 細則には、会則又は規則の委任事項その他会務の執行に関し必要な手続又は細目を定める。

(会員に対する通知等)

第9条 会員及び準会員に対する通知、催告又は書類の送達は、第17条の会員登録名簿に記載されている事務所又は住所に宛ててすることをもって足りる。

2 前項の通知、催告又は書類の送達は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(情報保護)

第10条 本会は、情報化社会における情報保護の重要性に鑑み、本会が保有する情報（会員及び準会員の個人情報並びにその他個人情報を含む。）を適正に取り扱い、社会の信頼の維持向上に努めるとともに、個人の権利利益の保護に努めるものとする。

- 2 本会は、前項の目的を達成するため、情報保護に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明した、情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針を策定し、これを公表する。
- 3 前項に定めるもののほか、情報保護の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

第2章 入会及び退会

(会員の入会)

第11条 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人は、当然、本会に入会し、会員となる。

- 2 前項の規定により入会する公認会計士、外国公認会計士及び監査法人は、細則で定めるところにより、入会届出書を本会に提出しなければならない。
- 3 本会は、入会した会員（監査法人を除く。）に会員章を交付する。
- 4 会員章に関し必要な事項は、細則で定める。

(準会員の入会)

第12条 第5条第2項各号（第5号を除く。）に掲げる者は、準会員として入会することができる。

- 2 前項の規定により本会に入会しようとする者は、細則で定めるところにより、入会申込書を本会に提出しなければならない。

第13条 監査法人である会員は、所属する特定社員を本会に入会させるために必要な措置を講じな

ればならない。

2 特定社員の入会は、本人又はその者が所属する監査法人（以下「所属監査法人」という。）の申請によるものとする。

3 前項の申請に関し必要な事項は、細則で定める。

（細則への委任）

第14条 準会員の入会の承認、拒否その他必要な事項は、細則で定める。

（退会）

第15条 会員は、次のいずれかに該当するときは、当然、本会を退会する。

（1）公認会計士が法第21条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

（2）外国公認会計士が法第16条の2第5項各号又は法第21条第2項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

（3）監査法人が法第34条の18第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当し、解散したとき。

2 準会員は、次の各号に掲げる準会員の区分に応じ、当該各号に定めるときは、本会を退会する。

（1）第5条第2項第2号の準会員 次のアからエまでのいずれかに該当するとき。

ア 公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法（以下「平成15年改正前の法」という。）第21条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

イ 第67条第2項第3号の除名の懲戒処分を受けたとき。

ウ 退会を申し出たとき。

エ 法第13条の2に該当し、公認会計士試験の合格が取り消されたとき。

（2）第5条第2項第1号、第3号及び第4号の準会員 次のア又はイのいずれかに該当するとき。

ア 前号イからエまでのいずれかに該当するとき。

イ 法第21条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第1号若しくは第4号（第5条第2項第3号の準会員にあっては、平成15年改正前の法第21条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第1号若しくは第3号）に準じるものと認められるとき。

（3）第5条第2項第5号の準会員 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 法第34条の10の14第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、特定社員としての登録を抹消されたとき。

イ 所属監査法人が、法第34条の18第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当し、解散したとき。

ウ 第1号イに該当するとき。

3 前項第1号ウ又は同項第2号ア（同項第1号ウに該当する場合に限る。）の規定により退会を申し出る場合は、退会届を本会に提出しなければならない。

4 本会を退会した会員及び準会員は、本会に対して財産上、何等の請求をすることができない。

5 第2項第2号（アにあっては同項第1号ウに該当する場合に限る。）の規定にかかわらず、当該準会員が、第60条に規定する監査・規律審査会の調査及び審査又は第71条に規定する綱紀審査会の審査に付された場合においては、その手続が結了するまでは、退会の手続を留保する。

（細則への委任）

第16条 この会則に定めるもののほか、会員及び準会員の入会及び退会に係る事務手続に関し必要な事項は、細則で定める。

（会員登録名簿）

第17条 本会に、会員登録名簿及び準会員登録名簿（以下「会員登録名簿」という。）を備える。

2 会員登録名簿には、氏名、生年月日、事務所又は勤務先その他の細則で定める事項を記載し、かつ、これらの異動に関する事項を記載する。

3 前項の規定にかかわらず、第5条第2項第1号及び第3号から第5号までの準会員に係る会員登録名簿には、細則で定める事項を記載する。

第3章 会員及び準会員の権利義務

(総会の表決権)

第18条 会員及び準会員(第5条第2項第2号の準会員に限る。第20条及び第23条において同じ。)
は、総会に出席して表決をする権利を有する。

(役員選挙権及び被選挙権)

第19条 会員は、この会則に特段の定めがある場合を除き、本会の役員選挙権及び被選挙権を有する。

(意見具申権)

第20条 会員及び準会員は、本会の目的に関する事項につき会長に対し書面をもって意見を具申し、又は建言することができる。

(監査法人に対する権利の制限)

第21条 監査法人である会員は、総会の表決権並びに役員選挙権及び被選挙権を有しない。

(準会員に対する権利の制限)

第22条 準会員は、役員選挙権及び被選挙権を有しない。

(事務所の名称又は監査法人の名称)

第23条 会員(監査法人を除く。)及び準会員は、事務所の名称又は監査法人の名称には、本会が適当と認めるものを用いなければならない。

2 事務所の名称又は監査法人の名称に関し必要な事項は、細則で定める。

(変更届出の義務)

第24条 会員及び準会員は、会員登録名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。ただし、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿の登録事項のうち会員登録名簿の記載事項と重複する事項について第30条の規定により変更の登録の申請がなされたとき、又は第3項の規定により会員登録名簿の記載事項と重複する事項について届出がなされたときは、この限りでない。

2 第5条第2項第5号の準会員に係る会員登録名簿の記載事項の変更については、所属監査法人がこれを届け出ることができる。

3 監査法人は、定款変更(社員の住所の変更に係るものを除く。)、合併又は解散をし、金融庁長官に届け出たときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。

(秘密を守る義務)

第25条 会員が本会の役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後も、同様とする。

2 前項の規定は、会員外の者が本会の役員又は委員その他の役職に就任した場合に準用する。

(会則及び規則の遵守義務)

第26条 会員及び準会員は、本会の会則及び規則によって課せられる全ての義務を負う。

第2編 公認会計士に係る諸制度

第1章 登録

第1節 公認会計士等の登録

(公認会計士名簿等)

第27条 本会に、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿を備える。

(登録の申請)

第28条 法(会計士補にあつては、平成15年改正前の法)第17条の規定により公認会計士若しくは会計士補の登録を受けようとする者、法第16条の2の規定により外国公認会計士の登録を受けようとする者又は法第34条の10の8の規定により特定社員の登録を受けようとする者は、法(会計士補にあつては、平成15年改正前の法)及び公認会計士等登録規則(昭和42年大蔵省令第8号)(会計士補にあつては、会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成17年内閣府令第107号)附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第2条の規定による改正前の公認会計士等登録規則(以下「平成17年改正前の登録規則」という。))又は特定社員登録規則(平成19年内閣府令第83号)で定めるところにより、登録申請書その他必要な書類を本会に提出しなければならない。

(登録申請の受理又は拒否)

第29条 前条の規定による登録申請書の提出があった場合において、登録申請者が公認会計士、会計士補若しくは外国公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者であると認めたとき、又は特定社員の登録を受けることができる者であると認めたときは、本会は、遅滞なくその名簿に登録を行う。

- 2 登録申請者が公認会計士、会計士補若しくは外国公認会計士となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めたとき、又は特定社員の登録を受けることができない者であると認めたときは、本会は、第43条に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否する。
- 3 前項の規定により登録を拒否するときは、本会は、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知する。

(変更登録)

第30条 公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに本会に対し変更の登録の申請をしなければならない。

(変更の登録の申請をしない会員等に対する措置)

第31条 会長は、会員又は準会員が前条の規定による変更の登録の申請をせず、かつ、催告を受けてなお当該申請をしないものと認める場合には、当該会員又は準会員に対し、第58条の規定により、申請をするよう指示するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による指示をしたときは、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による指示を受けた者が当該指示に従わず、なお当該申請をしないものと認めるときは、理事会の議を経て、その旨を公表するものとする。
- 4 前3項の規定による変更の登録の申請をしない会員又は準会員の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

(登録の抹消)

第32条 本会は、公認会計士若しくは会計士補が法(会計士補にあつては、平成15年改正前の法)第21条第1項各号のいずれかに該当する場合若しくは同条第2項各号のいずれかに該当し抹消することが相当と認められる場合、外国公認会計士が法第16条の2第5項各号のいずれかに該当する場合若しくは法第21条第2項各号のいずれかに該当し抹消することが相当と認められる場合又は特定社員が法第34条の10の14第1項各号のいずれかに該当する場合若しくは同条第2項各号のいずれかに該当し抹消することが相当と認められる場合は、その登録を抹消する。

- 2 本会は、前項の規定による抹消(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分に該当するものに限る。)を行うときは、同法及び規則で定めるところにより聴聞手続を実施する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、公認会計士、会計士補若しくは外国公認会計士が法の懲戒の手続に付された場合又は特定社員が法による処分の手続に付された場合においては、法(会計士補にあつては、平成15年改正前の法)第21条の3又は第34条の10の14第4項の規定に基づき、その手続が終了するまでは、法第21条第1項第1号若しくは第2項第2号若しくは第4号(会計士補にあつては、平成15年改正前の法第21条第1項第1号又は第2項第2号若しくは第3号)、法第16条の2第5項第1号(法第21条第1項第1号の規定に係る場合に限る。)又は法第34条の10の14第1項第1号若しくは第2項第2号若しくは第3号の規定による当該公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員の登録の抹消は行わない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本会の会員(監査法人を除く。)又は準会員(第5条第2項第2号又は第5号の準会員に限る。)が、第60条に規定する監査・規律審査会の調査及び審査又は第71条に規定する綱紀審査会の審査に付された場合においては、その手続が終了するまでは、法第21条第1項第1号若しくは第2項第2号若しくは第4号(会計士補にあつては、平成15年改正前の法第21条第1項第1号又は第2項第2号若しくは第3号)、法第16条の2第5項第1号(法第21条第1項第1号の規定に係る場合に限る。)又は法第34条の10の14第1項第1号若しくは第2項第2号若しくは第3号の規定による登録の抹消の手続を留保する。

(手数料の納付)

第33条 公認会計士又は外国公認会計士の登録に係る手数料は、無料とする。

2 会計士補又は特定社員の登録を受けようとする者は、登録申請書に添えて、手数料として10,000円を本会に納付しなければならない。ただし、会計士補又は特定社員の登録の申請とともに入会の申込みがあり、入会を承認されたときは、この限りでない。

(登録及び登録抹消の公告)

第34条 本会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録をしたときはその旨を、登録の抹消をしたときはその旨及びその事由を官報をもって公告する。

(公認会計士名簿登録事項等の開示)

第35条 本会は、細則で定めるところに従い、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を開示することができる。

(1) 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員 公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿又は特定社員名簿に登録されている事項のうち細則で定める事項

(2) 公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員であった者 最後に登録を抹消した時に公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿又は特定社員名簿に登録されていた事項のうち細則で定める事項並びにその登録抹消の年月日及び事由

(登録の細目)

第36条 この会則に定めるもののほか、登録の事務手続その他登録に関して必要な事項は、細則で定める。

(登録審査会の設置及び職務)

第37条 本会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、第29条第1項の規定による名簿への登録、第30条の規定による変更の登録及び当該申請をしない会員又は準会員の取扱い並びに第32条第1項の規定による登録の抹消に関し必要な審査を行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、登録審査会は、会員又は準会員の登録又は入会に関し必要な審査を行うものとする。

(組織)

第38条 登録審査会は、会長及び委員若干人をもって組織する。

2 会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

3 委員のうち3人は本会の会長が指名する副会長、常務理事及び理事各1人を充て、その他の委員は本会の会長が会員のうちから委嘱する。

4 副会長である委員は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(任期)

第39条 前条第3項の規定により委嘱する委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(決議)

第40条 登録審査会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議事の非公開)

第41条 登録審査会の議事は、公開しない。

(細則への委任)

第42条 この会則に定めるもののほか、登録審査会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

(設置及び職務)

第43条 本会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、法(会計士補にあつては、平成15年改正前の法)第46条の11第2項に定めるところにより、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員の登録の拒否及び登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

(委員)

第44条 会長が、法第46条の11第5項の規定により委嘱する委員は、本会の会員である委員2人、公

認会計士に係る行政事務に従事する金融庁職員である委員 1 人及び学識経験を有する者である委員 1 人とする。

（会則の準用）

第45条 第41条（議事の非公開）の規定は、資格審査会について準用する。

（細則への委任）

第46条 法及び公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号。以下「政令」という。）並びにこの会則に定めるもののほか、資格審査会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第 2 節 上場会社等監査人名簿への登録

（上場会社等監査人名簿）

第46条の2 本会に、上場会社等監査人名簿を備える。

（登録の申請）

第46条の3 法第34条の34の4の規定により上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者（以下この節において「登録申請者」という。）は、同条第1項の規定による登録申請書及び同条第2項各号に掲げる書類を本会に提出しなければならない。

2 登録申請者は、前項に規定する書類のほか、細則で定める書類を本会に提出しなければならない。

（登録の審査等）

第46条の4 本会は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、法第34条の34の6の規定により登録を拒否する場合を除くほか、法第34条の34の5第1項各号に掲げる登録申請者の区分に応じ、当該各号に定める事項を上場会社等監査人名簿に登録する。

2 本会は、登録申請者が登録を拒否しなければならない者であると認めたときは、登録を拒否する。

（適格性の確認）

第46条の5 本会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項の確認（以下「適格性の確認」という。）を行うものとする。

（1）登録上場会社等監査人 次に掲げる事項

ア 法第34条の34の6第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

イ 法第34条の13第1項及び法第34条の34の14に規定する業務管理体制が整備されていること。

（2）登録申請者 法第34条の34の6第1項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

2 本会は、適格性の確認に当たっては、品質管理レビュー（第77条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）その他の調査を行うものとする。

（登録申請者及び登録上場会社等監査人の義務）

第46条の6 登録申請者及び登録上場会社等監査人は、品質管理レビュー（登録申請者にあつては、第77条第2項第3号に規定する行為（以下「登録の審査のためのレビュー」という。）に限る。）を受けなければならないほか、細則で定める義務を遵守しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録上場会社等監査人であつた者（監査法人に限る。）が、法第34条の18第1項又は第2項の規定により解散した場合であつて、解散前に上場会社等（法第34条の34の2に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の監査証明業務（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項及び第2項に規定する監査証明に係るものに限る。以下この条において同じ。）を行っていたときは、解散後であっても登録上場会社等監査人とみなし、解散前において行った上場会社等の監査証明業務（解散の日前1年以内に行われた監査証明業務に限る。）に関し、品質管理レビュー（登録の審査のためのレビューを除く。）を受けなければならない。

（変更登録）

第46条の7 登録上場会社等監査人は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに本会に対し変更の登録の申請をしなければならない。

（登録の取消し）

第46条の8 本会は、登録上場会社等監査人が、法第34条の34の9第1項各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

2 第32条第2項の規定は、前項の取消しについて準用する。

（登録の抹消）

第46条の9 本会は、法第34条の34の10第1号に該当する場合及び前条の規定により登録上場会社等

監査人の登録を取り消した場合は、その登録を抹消する。

(手数料の納付)

第46条の10 上場会社等監査人名簿への登録に係る手数料は、無料とする。

(審査結果の通知)

第46条の11 本会は、第46条の4第1項の登録、同条第2項の登録の拒否、第46条の7の変更登録、第46条の8第1項の登録の取消し又は第46条の9の登録の抹消を行ったときは、その旨を登録申請者又は登録上場会社等監査人に通知する。

(登録及び登録抹消の公告)

第46条の12 本会は、第46条の4第1項の登録又は第46条の9の登録の抹消を行ったときは、その旨を官報をもって公告する。

(登録取消しの公表)

第46条の13 本会は、第46条の11の規定により登録上場会社等監査人に登録の取消しを通知した場合は、その旨を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

(懲戒処分等を受けた登録上場会社等監査人の取扱い)

第46条の14 本会は、登録上場会社等監査人が金融庁長官又は本会の行う懲戒処分等を受けたときは、その旨及びその理由を、本会ウェブサイトにおいて公表する。

(公表事項の委任)

第46条の15 前2条の規定により公表する事項その他登録上場会社等監査人に係る情報の公表に関し必要な事項は、細則で定める。

(上場会社等監査人登録審査会の設置及び職務)

第46条の16 本会に、上場会社等監査人登録審査会（以下この節において「審査会」という。）を置く。

2 審査会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 上場会社等監査人名簿への登録の審査

(2) 登録上場会社等監査人の登録の取消しの審査

(3) その他前2号に準ずるもので、上場会社等監査人登録制度の運営に関し必要な事項

3 審査会は、第46条の3第1項の規定による登録の申請があったときは、品質管理委員会に対し、登録の審査のためのレビューの実施を要請する。

4 前項に規定するもののほか、審査会は、適格性の確認その他必要と認めたときは、品質管理委員会に対し、品質管理レビューの実施を要請することができる。

(組織)

第46条の17 審査会は、委員7人をもって組織する。

2 審査会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

3 委員のうち1人は、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁職員から委嘱する。

4 委員のうち3人は、会員外の学識経験を有する者（前項に規定する者を除く。）から委嘱する。

5 委員のうち2人は、会員（監査法人を除く。）から委嘱する。

6 審査会に、予備委員を置く。予備委員には会員外の学識経験を有する者を含むことができる。

7 委員及び予備委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

8 審査会長は、審査会の事務を掌理し、審査会を代表する。審査会長に利害関係又は事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する。

9 委員及び予備委員の任期は、第152条第3項に規定する報告を行う定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日から3年とする。ただし、就任後第3回目に開催される定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

10 任期の途中で就任した委員及び予備委員の残任期間は、当該任期の終了の時までとする。

(運営)

第46条の18 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。

(会則の準用)

第46条の19 第41条（議事の非公開）、第62条第2項（監査・規律審査会の専門調査員）、第63条（監

査・規律審査会の調査権等）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、審査会について準用する。

（細則への委任）

第46条の20 法、政令及び公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）並びにこの会則に定めるもののほか、上場会社等監査人名簿の登録に関し必要な事項は、細則で定める。

第2章 品位保持

第1節 職業規範の遵守

（使命の自覚）

第47条 会員及び準会員は、公認会計士の使命が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与するものであることを自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

（職責の基準）

第48条 会員及び準会員は、公認会計士業務の改善進歩と監査業務の正常な発展を図り、常に関係法令及び職業的専門家としての基準等を遵守し、かつ、職業倫理の昂揚に努めるとともに、独立した立場において公正かつ誠実に職責を果たさなければならない。

（品位の保持）

第49条 会員及び準会員は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、いやしくも公認会計士若しくは会計士補の信用を傷つけ、又は公認会計士及び会計士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（会員及び準会員の遵守すべき倫理）

第50条 前3条に定めるもののほか、会員及び準会員の遵守すべき倫理に関する事項は、規則で定める。

（監査業務における禁止行為）

第51条 会員は、財務書類の監査業務を行うに際して、次の行為を行ってはならない。

- (1) 故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。
- (2) 相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして意見又は結論を表明すること。
- (3) 財務書類に対する意見表明又は結論表明の基礎を得ていないにもかかわらず、意見又は結論を表明すること。

（会則等の遵守）

第52条 会員及び準会員は、本会の会則及び規則を守らなければならない。

（使用人等の監督）

第53条 会員及び準会員は、公認会計士業務に係るその使用人その他の従業者が業務に関して法令又はこの会則及び第50条の規定により定める倫理に関する規則に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

（倫理委員会）

第54条 本会に、倫理委員会を置く。

2 倫理委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 会長の諮問を受けて会員の職業倫理に関する規範を検討作成すること。
- (2) 会員の職業倫理に関する規範の改訂を具申すること。
- (3) 会員からの職業倫理上の相談に応じること。
- (4) 職業倫理に関する規定の解釈を行うこと。
- (5) 会員の職業倫理に資する事例その他の資料を提供すること。

3 倫理委員会は、その目的を達成するため、附属機関を設けることができる。

4 第41条（議事の非公開）の規定は、倫理委員会について準用する。

5 倫理委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第55条 削除

（監査・保証基準委員会）

第56条 本会に、監査・保証基準委員会を置く。

2 監査・保証基準委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 会長の諮問を受け、次の事項（第175条に規定する常置委員会が所掌する事項を除き、以下この項において「対象事項」という。）に関する実務規範を検討作成すること。

ア 事務所における品質管理に関する事項

イ 監査に関する事項

ウ 保証業務に関する事項

エ 専門業務（法第2条第1項及び第2項に規定する業務（前アからウまでに係る事項を除く。）をいう。）に関する事項

オ その他前アからエまでに関連する事項

(2) 会長の諮問を受け、対象事項の実務に関する調査研究を行うこと。

(3) 第1号の実務規範及び対象事項に関し、会長に意見を具申すること。

(4) その他前3号に掲げる職務の遂行のために必要な事項を行うこと。

3 監査・保証基準委員会は、その目的を達成するため、附属機関を設けることができる。

4 第41条（議事の非公開）の規定は、監査・保証基準委員会について準用する。

5 監査・保証基準委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 監督

（会員に対する一般的監督）

第57条 本会は、公認会計士業務の適正な運営を図るため必要があるときは、会員又は準会員から報告を徴し、又はこれらの者に対して必要な勧告若しくは指示をすることができる。

（会員に対する個別的監督）

第58条 本会は、会員又は準会員につき、必要があると認めたときは、当該会員又は準会員から報告を徴し、又はこれらの者に対して質問をし、必要な勧告若しくは指示をすることができる。

（改善措置等）

第59条 第57条の勧告若しくは指示又は前条の報告の徴求若しくは質問、勧告若しくは指示を受けた会員又は準会員は、速やかに、当該報告若しくは質問の回答を行い、又は当該勧告若しくは指示に応じた改善措置を講じなければならない。

2 会員又は準会員は、前項の改善措置の状況を本会の求めに応じ報告しなければならない。

第3節 監査・規律の審査

（監査・規律審査会の設置及び職務）

第60条 本会は、会員の監査業務の適正な運用発展並びに会員及び準会員の規律の維持を図るため、会員の監査実施状況（品質管理レビューに関する事項を除く。以下同じ。）及び監査意見の妥当性並びに会員及び準会員の倫理に関わる事項について調査及び審査を行い、必要な措置をとるものとする。

2 前項の目的を達成するため、本会に監査・規律審査会を置く。

3 監査・規律審査会の職務は、次に掲げる事項とする。

(1) 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性に関わる事案について調査及び審査をし、当該監査実施状況が不十分であるときその他監査・規律審査会が必要と認めたときは、第58条の規定により会員に勧告又は指示をすることを会長に意見具申すること。

(2) 会員及び準会員の倫理に関わる事案及びこの会則の規定により付託される事案について調査及び審査をし、監査・規律審査会が必要と認めたときは、第58条の規定により会員又は準会員に勧告又は指示をすることを会長に意見具申すること。

(3) 会員及び準会員の法令、会則及び規則の違反事実（以下「法令等違反事実」という。）の有無に関わる事案について調査及び審査をし、法令等違反事実があり懲戒処分を相当として綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めたときは、その旨を会長に意見具申すること。

4 前項第1号又は第2号の規定による意見具申に基づき、本会から勧告又は指示を受けた会員又は準会員は、前条の規定により、速やかに当該勧告又は指示に応じた改善措置を講じなければならない。

5 監査・規律審査会は、前項の改善措置の状況につき当該会員から報告を受け確認するものとする。

6 監査・規律審査会の審査会長は、調査及び審査をする事案に関し必要と認めたときは、その内容を品質管理委員会の委員長に報告することができる。

7 第41条（議事の非公開）の規定は、監査・規律審査会について準用する。

8 この会則に定めるもののほか、監査・規律審査会の調査及び審査その他運営に必要な事項は、細則で定める。

（監査・規律審査会の委員）

第61条 監査・規律審査会は、委員17人以内をもって組織する。

2 監査・規律審査会に、臨時委員を置くことができる。

3 監査・規律審査会の委員及び臨時委員は、会長が常務理事会の議を経て役員（監事を除く。）のうちから委嘱する。ただし、会長が必要と認めたときは、会員（監査法人を除く。）のうちから常務理事会の議を経て委嘱することができる。

4 前項の規定に関わらず、監査・規律審査会の委員のうち2人は、会長が常務理事会の議を経て、会員外の学識経験を有する者のうちから委嘱する。

5 監査・規律審査会に審査会長1人、副審査会長1人を置く。審査会長及び副審査会長は委員のうちから会長が指名する。

6 審査会長は、監査・規律審査会を掌理し、監査・規律審査会を代表する。副審査会長は、審査会長に事故あるときはその職務を代理し、審査会長が欠けたときはその職務を行う。

（監査・規律審査会の調査員及び専門調査員）

第62条 監査・規律審査会に、調査員を置く。

2 監査・規律審査会は、案件の調査に当たり必要と認めたときは、専門調査員を置くことができる。

（監査・規律審査会の調査権等）

第63条 監査・規律審査会は、調査が必要と認められる会員及び準会員（以下この節において「関係会員」という。）に対し、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求めることができる。

2 関係会員は、監査・規律審査会の調査に協力しなければならない。

3 関係会員は、監査・規律審査会の調査を受けるに当たり、あらかじめ監査・規律審査会に届け出た会員（監査法人を除く。）を補佐人として同席させることができる。

（監査・規律審査会の審査及び懲戒処分の見解具申）

第64条 監査・規律審査会は、事案の調査に基づき、審査を行う。

2 監査・規律審査会は、事案の審査の結果、関係会員に法令等違反事実があり懲戒処分を相当とするとの議決を行ったときは、特定した法令等違反事実の内容を記載した処分提案書を作成する。

3 監査・規律審査会は、前項の処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分について会長に意見具申する。

4 会長は、前項の規定に基づく意見具申を受けた場合は、当該処分提案書に基づく関係会員の懲戒処分についての審査を綱紀審査会に要請しなければならない。この場合において、会長は、綱紀審査会に審査を要請した旨を関係会員に通知するものとする。

（利害関係者の排除）

第65条 監査・規律審査会の決議に利害関係を有する委員、臨時委員、調査員及び専門調査員（次項において「委員等」という。）は、その職務に加わることができない。

2 関係会員は、委員等に審査の公正性を妨げる特別な事情又は関係にある者がいると思料するときは、審査会長に対し当該委員等の忌避を申し立てることができる。

3 監査・規律審査会は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該申立ての許否の議決をしなければならない。

（事案の概要の公表）

第66条 会長は、第60条第3項の規定により調査及び審査する事案について、社会の関心が特に強く、社会的影響が大きい事案であり、本会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために緊急かつ必要と認めたときは、当該事案の概要を公表することができる。

2 前項の規定による公表に関し必要な事項は、細則で定める。

第4節 懲戒

(会員及び準会員の懲戒)

第67条 会長は、会員及び準会員の綱紀を保持肅正するため、次の各号のいずれかに該当する会員及び準会員に対し、懲戒処分をすることができる。

- (1) 会員及び準会員が法令によって処分を受けたとき。
- (2) 会員及び準会員が監査業務その他の業務につき公認会計士又は会計士補の信用を傷つけるような行為をしたとき。
- (3) 会員が財務書類の監査業務を行うに際して、第51条各号に掲げるいずれかの行為を行ったとき。
- (4) 会員及び準会員が第59条の規定による報告をしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示（第31条第1項、第128条第1項及び第197条第1項の規定による場合を除く。）に従わないとき。
- (5) 会員及び準会員が第197条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、なお滞納している会費（地域会費を含む。）を納付しないとき。
- (6) 会員が第128条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても同項に規定する義務不履行者となったとき。
- (7) 会員が第122条の2第1項に規定する不適切な履修申告を行い、同条第2項に規定する不正な履修申告と認定されたとき。
- (8) 会員及び準会員が第31条第1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、なお当該申請をしないとき。
- (9) 会員及び準会員が第24条第1項の規定による届出（細則で定める事項に係る届出に限る。）又は同条第3項の規定による届出をせず、かつ、催告を受けて、なおこれらの届出を行わないとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、会員及び準会員が会則又は規則に違反したとき。

2 懲戒処分は次の5種とし、第1号から第4号までを主たる懲戒処分とし、第5号を付加する懲戒処分とする。

- (1) 戒告
- (2) 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止（以下「会員権停止」という。）
- (3) 除名
- (4) 本会からの退会の勧告（以下「退会勧告」という。）
- (5) 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求（以下「行政処分請求」という。）

3 会員権停止により停止される権利は、次のとおりとする。

- (1) 総会に出席して表決する権利
- (2) 役員の選挙権及び被選挙権
- (3) 会長に意見具申し、又は建言する権利
- (4) 本会の会議に出席する権利

4 除名は、準会員に対してするものとする。

5 退会勧告には、会員権停止を併せてするものとする。

6 行政処分請求は、会員並びに第5条第2項第2号及び第5号の準会員に対し戒告、会員権停止、除名又は退会勧告をする場合に、これらに付加してすることができる。

7 懲戒処分は、会長が綱紀審査会の議に基づきこれを行う。

8 前項の規定にかかわらず、第1項第5号、第7号又は第8号に該当する準会員に対する懲戒処分は、会長が理事会の議を経てこれを行う。

(退会した監査法人に対する懲戒)

第68条 会長は、監査法人が、監査・規律審査会の調査及び審査又は第71条に規定する綱紀審査会の審査に付されている場合において、当該監査法人が第15条第1項第3号に該当し退会したときは、退会後においても、なお前条の規定により懲戒処分をすることができる。

(懲戒処分の効力)

第69条 懲戒処分は、第102条第2項に規定する申立期間経過後（同条第6項の規定により申立期間が経過したとみなされる場合を含む。）に確定し、会長が処分決定を通知した時からその効力を生ずる。ただし、第67条第8項に規定する懲戒処分については、会長が処分決定を通知した時からその

効力を生ずる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第102条の規定による審査申立てがあつた場合には、第75条後段の規定による申渡し又は第103条の規定による審査申立ての棄却により確定し、会長が処分決定を通知した時からその効力を生ずる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、現に会員権停止の懲戒処分を受けている会員又は準会員に対して重ねてする会員権停止の懲戒処分は、会長が処分決定の通知をした後、当該会員又は準会員が現に受けている会員権停止の懲戒処分の期間が満了した時からその効力を生ずる。
- 4 退会勧告は、当該会員又は準会員が本会を退会する時までその効力を有する。ただし、退会勧告の事由となった事実が第67条第1項第5号、第6号、第8号及び第9号に該当する場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、会長は、退会勧告の効力をその確認された時までとすることができる。
- 5 第67条第5項の規定により退会勧告に併せてする会員権停止は、前項に規定する時（前項ただし書が適用された場合は、その時）までその効力を有する。
- 6 第1項又は第2項の規定により通知した処分内容が主たる懲戒処分に行政処分請求を付加するものであるときは、会長は、通知した時から2年以内の期間、行政処分請求の執行を猶予することができる。この場合において、当該会員若しくは準会員が本会を退会したとき、又は懲戒処分の事由となった事実が第67条第1項第5号、第6号、第8号及び第9号に該当し、かつ、当該懲戒処分の事由となった事実の改善が図られたことが確認されたときは、会長は、付加する懲戒処分の執行を免除することができる。

（懲戒処分等の公示、公表等）

- 第70条 会長は、第75条前段の規定により綱紀審査会からの報告を受けたときは、その旨を本会ウェブサイト（会員及び準会員のみが閲覧できる部分に限る。第3項において「会員専用ウェブサイト」という。）及び本会の事務所に掲示することにより会員及び準会員に周知するものとする。
- 2 会長は、前項に規定する場合において、社会の関心が特に強く、社会的影響が大きい審査事案であり、本会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために緊急かつ必要と認めたときは、当該報告を受けた旨を公表することができる。
 - 3 会長は、懲戒処分をしたとき（前条第3項に規定する重ねてする会員権停止の懲戒処分をしたときにあっては、処分決定の通知をしたとき）は、その旨を会報、会員専用ウェブサイト及び本会の事務所に公示する。
 - 4 会長は、前項に規定する場合においては、その旨を適切と認めた方法により公表することができる。
 - 5 前各項の規定による周知、公示又は公表に関し必要な事項は、細則で定める。

（綱紀審査会の設置及び職務）

第71条 本会に、綱紀審査会を置く。

- 2 綱紀審査会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 第64条第4項の規定により会長から審査の要請があつた会員及び準会員（以下この節において「関係会員」という。）についての監査・規律審査会の処分提案書に記載された法令等違反事実を審査し、その処分内容等を決定すること。
 - (2) 第102条の規定による審査申立てがあつた場合において、第103条の規定により適正手続等審査会から差し戻された当該審査申立てに係る事案についての調査及び審議をし、その処分内容等を決定すること。
 - (3) 綱紀の制度及び運用に関する意見を会長に具申すること。

（綱紀審査会の構成）

第72条 綱紀審査会は、会員及び会員外の学識経験を有する者である委員7人をもって組織する。この場合において、会員外の学識経験を有する者は、2人以上でなければならない。

- 2 綱紀審査会に、予備委員を置く。予備委員には、会員外の学識経験を有する者を含むものとする。
- 3 綱紀審査会の委員及び予備委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
- 4 綱紀審査会に審査会長及び副審査会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 5 審査会長は、綱紀審査会を掌理し、綱紀審査会を代表する。

6 副審査会長は、審査会長に事故があるときはその職務を代理し、審査会長が欠けたときはその職務を行う。

7 第41条（議事の非公開）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、綱紀審査会について準用する。

（調査員及び専門調査員）

第73条 綱紀審査会に、第71条第2項第2号に規定する調査を行わせるため、調査員を置く。同項第1号に規定する審査のため審査会長が特に必要があると認めるときも、同様とする。

2 審査会長は、第71条第2項第2号に規定する調査又は審議の必要に応じ、助言を求めるため専門調査員を置くことができる。

（綱紀審査会の審査）

第74条 綱紀審査会は、関係会員の権利を尊重しつつ、迅速にして正確、かつ、衡平な審査に努めなければならない。

2 綱紀審査会は、第71条第2項第1号に規定する審査又は同項第2号に規定する調査若しくは審議において、関係会員、第4項の補佐人及び第5項の弁護士並びに監査・規律審査会の審査会長並びに審査会長が指名する委員、臨時委員、調査員及び専門調査員から、事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は資料の閲覧若しくは提供を求めるものとする。

3 関係会員は、綱紀審査会の調査又は審査に協力しなければならない。

4 関係会員は、綱紀審査会の調査又は審査を受けるに当たり、あらかじめ綱紀審査会に届け出た会員（監査法人を除く。）を補佐人として同席させることができる。

5 関係会員は、綱紀審査会の審査を受けるに当たり、補佐人のほか、綱紀審査会に届け出た弁護士等会員外の学識経験を有する者を弁護士として同席させることができる。

（処分内容等の申渡し及び報告）

第75条 綱紀審査会は、第71条第2項第1号に規定する処分内容等を決定したときは、これを関係会員に申し渡すとともに、会長に報告する。同項第2号に規定する処分内容等を決定したときも、同様とする。

（規則への委任）

第76条 この会則に定めるもののほか、綱紀審査会の審査手続その他運営に必要な事項は、規則で定める。

第3章 監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）

（品質管理レビュー）

第77条 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人（以下この章において「監査事務所」という。）が行うリスク評価プロセス（監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処をいう。以下この条において同じ。）を含む監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について次項に規定する品質管理レビューを実施する。

2 品質管理レビューとは、次に掲げる行為の総称をいう。

(1) 監査事務所のリスク評価プロセスを含む品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為（以下「通常レビュー」という。）。

(2) 監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係るリスク評価プロセスを含む品質管理システムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の追加的な措置を含む。）を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為（以下「特別レビュー」という。）。

(3) 前2号に定めるもののほか、監査事務所が上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者及び登録上場会社等監査人であって、上場会社等との監査契約を有さないものである場合には、監査事務所のリスク評価プロセスを含む品質管理のシステムの整備の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置（勧告に対する改善が図られない場合の

追加的な措置を含む。)を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為

- 3 品質管理レビューは、指導及び監督（次条に規定する監督上の措置を含む。）の性格を有するものであり、これを摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない。
- 4 本会は、監査業務に係る契約（以下この章において「監査契約」という。）を締結している監査事務所及び品質管理委員会が必要と認めた監査事務所に対し、品質管理レビューを実施する。
- 5 品質管理レビューは、品質管理委員会が必要と認めたときに実施する。この場合において、通常レビューは、前回通常レビューを実施した日から起算して5年を経過する日までに、3年ごとを目途に実施するものとする。
- 6 品質管理レビューを受ける監査事務所は、品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように、全面的に協力しなければならない。この場合において、当該監査事務所は、品質管理委員会が必要と判断した全ての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。
- 7 品質管理レビューを受けた監査事務所は、第2項各号の勧告を受けた場合は、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければならない。
- 8 品質管理レビューの内容、対象その他品質管理レビューの実施に関し必要な事項は、細則で定める。

（措置の種類）

第78条 前条第2項各号の措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 注意
- (2) 嚴重注意
- (3) 監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告
（会長による通知及び効力の発生時期）

第79条 品質管理委員会は、前条各号の措置を決定したときは、その旨を会長に報告する。

- 2 会長は、前項の報告を受けたときは、当該措置の決定を受けた監査事務所に対しその旨を通知し、当該通知をした旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- 3 前条各号の措置は、前項の規定により会長が当該監査事務所に措置の決定を通知した時からその効力を生ずる。
- 4 会長は、第1項の措置（前条第3号に規定する措置に限る。）の決定を受けた監査事務所が登録上場会社等監査人であるときは、上場会社等監査人登録審査会に当該監査事務所の登録の取消しに係る審査を要請しなければならない。

（品質管理委員会の設置、職務及び権限）

第80条 本会に、第77条第1項の目的を達成するため、品質管理委員会を置く。

- 2 品質管理委員会の職務は、次の事項とする。
 - (1) 品質管理レビューを実施すること。
 - (2) 品質管理レビューに関する基準及び手続を立案すること。
 - (3) 品質管理レビューを通じて認識した監査事務所又は監査の基準に係る共通の問題点等に関する意見を会長に具申すること。
 - (4) 品質管理レビューの制度及び運用に関する意見を会長に具申すること。
- 3 品質管理委員会は、その職務を遂行するため、品質管理レビューの対象となる監査事務所から報告を徴し、又は当該監査事務所に質問をし、かつ資料の提示若しくは提出を求めることができる。
- 4 品質管理委員会の委員長は、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することができる。

（品質管理委員会の組織）

第81条 品質管理委員会は、委員7人以上11人以内をもって組織する。

- 2 委員のうち1人は、会長が指名する副会長をもって充てる。
- 3 委員のうち3人は、会長が理事会の議を経て、会員外の学識経験を有する者のうちから委嘱する。
- 4 その他の委員は、会長が常務理事会の議を経て、会員（監査法人を除く。）のうちから委嘱する。
- 5 品質管理委員会の委員の過半数は、役員（監事を除く。）でなければならない。

- 6 品質管理委員会に委員長を1人置き、第2項の副会長である委員をもってこれに充てる。
- 7 品質管理委員会は、品質管理レビューの実施に関し品質管理委員会が必要と認める事項について審査を行わせるため、部会を設置することができる。

(会則の準用)

第82条 第41条(議事の非公開)及び第65条(利害関係者の排除)の規定は、品質管理委員会について準用する。

(細則への委任)

第83条 第77条から前条までに定めるもののほか、品質管理レビューの実施並びに品質管理委員会の職務及び組織に関し必要な事項は、細則で定める。

第84条から第101条まで 削除

第4章 審査申立て

(審査申立て)

第102条 綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された会員及び準会員(以下この章において「関係会員」という。)は、当該処分内容の決定に関し、次に掲げる事由があることを理由として、適正手続等審査会に審査申立て(以下「審査申立て」という。)をすることができる。

- (1) 綱紀審査会の結論に影響を及ぼす手続違反があったこと。
 - (2) 綱紀審査会の結論に影響を及ぼす重大な事実誤認があること。
 - (3) 綱紀審査会の結論に影響を及ぼす新たな事実が判明したこと。
- 2 審査申立ては、懲戒の処分内容の申渡しを受けた日から30日以内(以下「申立期間」という。)に、適正手続等審査会に申立書を提出してしなければならない。
 - 3 前項の申立書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - (1) 第1項第1号を理由とする審査申立ての場合 綱紀審査会の結論に係る手続違反及びその手続違反が明らかに綱紀審査会の結論に影響を及ぼすと判断する根拠
 - (2) 第1項第2号を理由とする審査申立ての場合 綱紀審査会の結論に記載された事実であって明らかに綱紀審査会の結論に影響を及ぼすべき誤認があると判断する根拠
 - (3) 第1項第3号を理由とする審査申立ての場合 新たに判明した事実及びその事実が明らかに綱紀審査会の結論に影響を及ぼすべきものであると判断する根拠
 - 4 申立期間を経過した後の審査申立て事由の追加は、これを認めない。
 - 5 審査申立ては、綱紀審査会の結論に記載された事案1件につき1関係会員1回に限りこれを認める。
 - 6 関係会員が申立期間中に、公認会計士等登録規則第11条第1項(会計士補にあつては、平成17年改正前の登録規則第10条第1項)若しくは特定社員登録規則第9条第1項に規定する届出書を提出したとき、第15条第2項第1号ウ若しくは同項第2号ア(同項第1号ウに該当する場合に限る。)の規定により退会を申し出たとき、又は審査申立てを行わない旨若しくは審査申立てを取り下げる旨を申し出たときは、申立期間は経過したものとみなす。

(審査の結果)

第103条 適正手続等審査会は、審査の結果、審査申立てが理由があると認めたときは審査に係る事案を綱紀審査会に差し戻し、これを認めないときは審査申立てを棄却する。

(適正手続等審査会の設置及び構成)

第104条 本会に、審査申立ての審査を行わせるため、適正手続等審査会を置く。

- 2 適正手続等審査会は、委員5人をもって組織する。この場合において、委員のうち3人は会員外の学識経験を有する者でなければならない。
- 3 適正手続等審査会に、予備委員を置く。予備委員には会員外の学識経験を有する者を含むことができる。
- 4 適正手続等審査会の委員及び予備委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 5 適正手続等審査会に、審査会長1人を置く。審査会長は、委員の互選により決定する。
- 6 審査会長は適正手続等審査会の事務を掌理し、適正手続等審査会を代表する。審査会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する。

7 第41条（議事の非公開）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、適正手続等審査会について準用する。

（調査員等）

第105条 適正手続等審査会に、調査員を置く。

2 調査員は、適正手続等審査会の審査会長の指示を受け、審査申立てのあった事項を調査することを職務とする。

3 適正手続等審査会の審査会長は、審査の必要に応じ、助言を求めるため専門調査員を置くことができる。

（適正手続等審査会の調査権等）

第106条 適正手続等審査会は、事案審査に当たり、関係会員、関係会員が綱紀審査会に届け出た補佐人及び弁護士、綱紀審査会の委員及び調査員並びに監査・規律審査会の委員、臨時委員、調査員及び専門調査員に対し事情を聴取し、若しくは質問をして回答を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

2 適正手続等審査会が審査する事案について、綱紀審査会は、その審査した内容及びその入手した資料を適正手続等審査会に提供しなければならない。

3 関係会員は、適正手続等審査会の審査に協力しなければならない。関係会員は、審査を受けるに当たり、第1項の補佐人及び弁護士を同席させることができる。

4 関係会員、第1項の補佐人及び弁護士、綱紀審査会の委員並びに監査・規律審査会の審査会長、審査会長が指名する委員、臨時委員は、適正手続等審査会に出席して意見を述べることができる。

第107条 削除（規則への委任）

第108条 審査申立てに関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 自主規制のモニタリング

（設置）

第109条 本会の自主規制活動の客観性及び公正性を確保し、もって公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、本会に、自主規制モニター会議（以下「モニター会議」という。）を置く。

2 モニター会議は、第2編第1章第2節に規定する上場会社等監査人名簿への登録、同編第2章に規定する品位保持、同編第3章に規定する監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）その他本会の自主規制活動に関し、意見を述べ、又は本会の求めに応じて助言することを職務とする。

3 前項の職務を遂行するため、モニター会議は、次に掲げる機関（以下「モニタリング対象機関」という。）の長にその所管する制度の運営状況の報告をさせ、及び関係資料を提出させることができる。

(1) 上場会社等監査人登録審査会

(2) 監査・規律審査会

(3) 綱紀審査会

(4) 品質管理委員会

(5) 適正手続等審査会

（委員）

第110条 モニター会議は、第157条第2項の規定により選任される理事1人、会員外の学識経験を有する者6人以内及び会員1人の8人以内の委員をもって組織する。

2 モニター会議の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

（運営）

第111条 モニター会議の議事を整理し、及び進行するため、委員（会員である委員を除く。）の互選により議長及び副議長を選任する。

2 モニター会議は、1事業年度につき少なくとも3回開催するものとする。

3 モニター会議の議事は、非公開とする。

4 モニター会議の議長は、会議の終了後速やかに議事要旨を作成し、会議で用いた資料と併せて公表するものとする。ただし、公表することが不相当と認められる議事又は資料の全部又は一部を公表しないことができる。

（委任）

第112条 前2条に定めるもののほか、モニター会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員への求意見)

第113条 会長は、モニタリング対象機関が所管する制度に係る会則、規則又は細則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、モニター会議の委員に意見を求めなければならない。

第6章 紛議の調停

(紛議の調停)

第114条 本会は、法第46条の8の規定に基づき紛議の調停を行う。

(調停の請求)

第115条 会員又は当事者その他関係人は、本会对し前項に規定する紛議の調停を請求することができる。

2 本会は、前項の規定による請求があったときは、紛議調停委員会に当該紛議の調停を付託するものとする。

(補佐人及び代理人)

第116条 請求者及び被請求者(次項、次条及び第118条において「請求者等」という。)は、調停の期日に補佐人を同席させることができる。

2 請求者等は、調停の期日に代理人を出席させることができる。

(調停に従う義務)

第117条 紛議の調停が成立したときは、請求者等は調停の結果に従わなければならない。

(調停の不調)

第118条 請求者等の間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合は、調停は成立しないものとして終了するものとする。

(紛議調停委員会の設置及び構成)

第119条 本会に、第114条に規定する紛議の調停を行わせるため、紛議調停委員会を置く。

2 紛議調停委員会は、委員7人をもって組織する。

3 委員は、会長が会員のうちから4人及び学識経験を有する者のうちから3人を委嘱する。

4 紛議調停委員会に委員長1人を置き、会員である委員のうちから会長が委嘱する。

5 委員長は、紛議調停委員会を掌理し、紛議調停委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会則の準用)

第120条 第41条(議事の非公開)、第65条(利害関係者の排除)及び第148条第2項(議長の議決参加)の規定は、紛議調停委員会について準用する。

(細則への委任)

第121条 この会則に定めるもののほか、紛議の調停及び紛議調停委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第7章 研修

(継続的専門能力開発制度)

第122条 本会は、会員(監査法人を除く。以下この章において同じ。)が公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査等の業務の質的向上を図るとともに、会員自ら行う専門能力開発を支えるため、継続的専門能力開発制度の運営及び管理を行う。

2 本会は、法第28条の趣旨を踏まえ、前項の制度運営の一環として、会員及び準会員に対し、次に掲げる事項の継続的専門研修(以下この章において単に「研修」という。)を行う。

(1) 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

(2) 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項

(3) その他会員が行う業務に関する事項

3 研修は、単位制とする。

4 事業年度開始の日現在会員である者は、研修について、当該事業年度において、次の各号のいずれをも満たす単位数(以下「履修必要単位数」という。)以上を履修するとともに、本会に報告(以下「履修申告」という。)しなければならない。

- (1) 当該事業年度を含む直前3事業年度における必要単位数（公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令（平成16年内閣府令第17号。次号及び第129条において「研修府令」という。）第1条第1項に規定する必要単位数をいう。以下同じ。）の合計数から前々事業年度及び前事業年度において履修した単位数の合計数を減じて得た単位数
- (2) 20単位（研修府令第3条第3項の規定により必要単位数が軽減された場合において、軽減された後の必要単位数が20単位未満のときは、その単位数）
- (3) 細則で定める必須単位数
- 5 監査法人は、前項の規定による研修の履修及び報告について、社員又は使用人である会員を監督しなければならない。
- 6 本会は、研修に要する費用の全部又は一部を研修に参加した者に負担させることができる。
（不適切な履修申告の禁止）
- 第122条の2 会員は、不正その他の不適切な履修申告（以下「不適切な履修申告」という。）を行ってはならない。
- 2 第130条に規定する継続的専門能力開発制度協議会（以下「CPD協議会」という。）は、不適切な履修申告のうち、重大な違反事実が認められるものを不正な履修申告と認定する。
（単位の通知）
- 第123条 本会は、履修申告に基づき事業年度ごとに研修の履修単位数を集計して、当該事業年度終了後速やかに、会員に通知するものとする。
（異議の申立て）
- 第124条 前条の規定による通知を受けた会員（次条第1項の規定による修正の申立てができる者を除く。）は、当該通知を受けた日から30日以内にCPD協議会に異議を申し立てることができる。
- 2 CPD協議会は、前項の規定による異議の申立てがあったときは、速やかに、当該申立てに理由があるか否かを審査し、その結果を当該会員に通知する。
（修正の申立て）
- 第124条の2 前条の規定にかかわらず、会員又は細則で定める研修（以下「対象研修」という。）の主催者（以下この条において「会員等」という。）は、第123条の通知を受領した日から30日以内にCPD協議会に修正を申し立てることができる。
- 2 CPD協議会は、修正の申立てがあったときは、速やかに、当該申立てに理由があるか否かを審査し、その結果を当該会員等に通知する。
- 3 CPD協議会は、審査の結果、修正の申立てを異議申立てとして取り扱うことが適当と認めたとき（会員が修正の申立てを行った場合に限る。）は、当該修正の申立てを異議の申立てとみなし、前条の規定を適用することができる。この場合、当該修正の申立てのあった日に異議の申立てがあったものとみなす。
（履修の結果の確定）
- 第125条 事業年度ごとの研修の履修の結果（以下「履修結果」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時に確定する。
- (1) 第124条第1項の規定による異議の申立て又は前条第1項の規定による修正の申立てがあった場合 第124条第2項又は前条第2項の規定による通知が当該会員に到達した時
- (2) 前号に規定する場合以外の場合 第123条の規定による通知が会員に到達してから30日を経過した時
- 2 前項の規定により履修結果が確定した場合において、法第21条第2項第3号に該当する会員があるときは、CPD協議会は、その旨を必要書類を添えて登録審査会に通知する。この場合において、当該会員については、第128条の規定は適用しない。
（履修結果の本会ウェブサイトにおける開示）
- 第126条 本会は、前条第1項の規定により確定した履修結果（第128条において「研修履修結果」という。）について、細則で定めるところにより、本会ウェブサイトにおいて開示する。
（細則への委任）
- 第127条 この会則に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、細則で定める。
（義務不履行者に対する措置）

第128条 会長は、履修申告をしなかったと認められる会員であつて、研修履修結果が当該事業年度における履修必要単位数を満たさなかったもの（以下「義務不履行者」という。）に対し、第58条の規定により、研修の履修に関し、指示するものとする。

2 会長は、義務不履行者に対し、前項の規定による指示のほか、常務理事会の議を経て、細則で定める必要な措置を講ずることができる。

3 会長は、第1項の規定による指示をしたときは、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。

4 会長は、第1項の規定による指示を受けた会員が当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても義務不履行者となったときは、理事会の議を経て、その旨を公表するものとする。

5 第3項の規定による公示及び前項の規定による公表に関し必要な事項は、細則で定める。
（不適切な履修申告を行った者に対する措置）

第128条の2 会長は、不適切な履修申告（履修申告の内容に不備があるものを除く。）を行った会員に対し、第58条の規定により、研修の履修に関し、指示するものとする。

（研修の免除及び必要単位数の軽減）

第129条 会長は、会員が当該事業年度において公認会計士としての業務を行わない場合又は行わないと見込まれる場合は、研修府令及び細則で定めるところにより、研修を免除することができる。

2 会長は、会員が当該事業年度において公認会計士としての業務を行わない期間が相当の部分に及ぶ場合又は及ぶと見込まれる場合は、研修府令及び細則で定めるところにより、必要単位数を軽減することができる。

3 研修府令に定めるもののほか、研修の免除又は必要単位数の軽減の申請手続に関し必要な事項は、細則で定める。

（CPD協議会）

第130条 本会に、CPD協議会を置く。

2 CPD協議会の職務は、次に掲げる事項とする。

（1）継続的専門能力開発制度の運営に関する大綱を立案し、並びに各事業年度のカリキュラム及び実施計画を作成して運営に当たること。

（2）会員の研修の履修申告の内容（以下「履修申告内容」という。）を確認すること。

（3）会員の研修の履修申告内容に係る異議の申立て及び修正の申立てについて審査すること。

（4）会長の命を受け、前条の規定による会員の研修の免除又は必要単位数の軽減について必要な審査を行うこと。

（5）義務不履行者の取扱いについて審議し、意見具申すること。

（6）不適切な履修申告について審査すること。

（7）監査法人等の研修及び履修管理体制について確認すること。

（8）対象研修の実施について確認すること。

（9）前各号に掲げるもののほか、継続的専門能力開発制度の適切な運営に必要な事項について審議し、決定すること。

3 CPD協議会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

（単位の取消し等）

第130条の2 CPD協議会は、履修申告内容が不適切と認めたときは、当該履修申告に係る単位の全部若しくは一部の取消し又は修正（以下「単位の取消し等」という。）を行うことができる。

2 単位の取消し等は、履修結果の確定にかかわらず、当該事業年度を含む直前5事業年度における履修申告に係る単位を対象として行うことができる。

3 CPD協議会は、単位の取消し等を行おうとするときは、その旨を当該会員に文書をもって通知する。

4 前項の通知を受けた会員は、当該通知を受けた日から30日以内に、CPD協議会に異議を申し立てることができる。

5 第124条第2項及び第125条第1項の規定は、前項の規定による異議の申立てについて準用する。
（登録時研修）

第130条の3 第11条の規定により新たに入会した会員は、登録時研修を受講しなければならない。

2 登録時研修は、入会后1年以内に受講を完了しなければならない。

(受講を完了しなかった会員に対する措置)

第130条の4 会長は、登録時研修の受講を完了しなかった会員に対し、第58条の規定により、研修の受講に関し、指示するものとする。

2 会長は、前項の規定による指示を受けた者が当該指示に従わず、なお当該指示を行った日より1年以内に登録時研修の受講を完了しない場合は、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。

第8章 実務補習

第1節 実務補習

(実務補習)

第131条 本会は、公認会計士試験に合格した者に対し、公認会計士となるのに必要な技能、専門的応用能力、品位及び識見を修習させるため、法第16条第1項の実務補習を行う。

2 前項に規定する実務補習を行うため、本会に実務補習所を設置する。

3 実務補習所の設置及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

4 実務補習の実施に関し必要な事項は、実務補習規則（平成17年内閣府令第106号。第134条において「実務補習府令」という。）に基づき細則で定める。

(他の実務補習団体等との連絡調整)

第132条 本会は、実務補習の実施において必要があると認めたときは、他の実務補習団体等との必要な連絡調整を行う。

(実務補習協議会の設置及び職務)

第133条 本会に、実務補習協議会を置く。

2 実務補習協議会は、各実務補習所を統括し、実務補習所の運営に関する大綱を立案するほか、実務補習全般の企画指導及び前条に規定する他の実務補習団体等との連絡調整の任に当たる。

3 実務補習協議会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 修了考查

(修了考查の実施)

第134条 本会は、実務補習府令第7条第1項に規定する実務補習の内容全体について適切な理解がなされているかどうかの確認を行うための修了考查を行う。

(修了考查の受験手数料)

第135条 修了考查を受験しようとする者は、受験手数料として28,000円を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、受験の申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合においても、これを返還しない。

(修了考查運営委員会の設置及び職務)

第136条 本会に、第134条の修了考查を行わせるため、修了考查運営委員会を置く。

2 修了考查運営委員会は、修了考查の実施に関し必要な事項の決定その他修了考查に関する事項を統括する。

(細則への委任)

第137条 修了考查の実施及び修了考查運営委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第3編 組織運営等

第1章 組織

第1節 総会

(総会の種類及び時期)

第138条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、事業年度終了後4か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会の決議があったとき。

(2) 会員及び準会員（第5条第2項第2号の準会員に限る。以下この節において同じ。）の合計数の5分の1以上から理由及び議案を付して総会招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第139条 総会は、会長が招集する。

2 定期総会の招集通知は、会日の14日前までに発しなければならない。

3 臨時総会の招集通知は、前条第3項に規定する決議又は請求のあったときから14日以内に発しなければならない。

4 会長が前項の期間内に総会招集の通知を発しないときは、決議関係者又は請求者が総会を招集することができる。この場合の費用は、本会の負担とする。

(招集通知)

第140条 総会の招集通知は、会員及び準会員に対して会議の日時及び場所並びに会議の目的事項を記載した書面（本会が定める電子的方法によるものを含む。）によりこれを行う。

(定足数)

第141条 総会は、会員及び準会員の合計数の5分の1以上の出席がなければ開会できない。

2 前項の規定により総会が成立しなかったときは、会長は、1か月以内に再度総会の招集通知を発しなければならない。ただし、臨時総会については、この限りでない。

3 第139条第2項及び前条の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(総会の審議事項)

第142条 総会においては、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の変更又は規則の制定、変更若しくは廃止に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、会則によって総会に付議することを要する事項又は理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

2 定期総会においては、前項のほか、事業及び会務に関する報告を行う。

(総会の議事運営)

第143条 会長は、総会において仮議長となり、議長1人及び副議長2人を出席会員のうちから任命する。

2 議長は、総会の秩序を保持し、議事を進行する。

(審議の制限)

第144条 総会においては、第140条の規定によりあらかじめ通知した会議の目的事項以外の事項を議決することができない。

(議案提案権)

第145条 会員及び準会員は、300人以上の会員及び準会員の同意を得て、定期総会に付議する事項を理事会に提案することができる。

2 前項の規定による提案を行おうとする会員又は準会員は、提案事項及び提案理由を記載した書面に会員及び準会員300人以上の同意の証を添付し、3月末日までに会長に提出するものとする。

3 第1項の規定による提案があった場合には、理事会は、第165条第8号に規定する定期総会に付議すべき議案とするか否かを審議決定するものとする。

4 前項の場合において、定期総会に付議すべき議案としなかったときは、会長は、定期総会において第1項の提案があった旨及びその提案を定期総会に付議しなかった理由を説明するものとする。

(議決権)

第146条 総会における議決権は、会員及び準会員1人につき1個とする。

2 議決権を有する者で総会に出席することのできない者は、あらかじめ会議の目的となる事項について賛否を表明した委任状をもって出席した会員又は準会員を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合は、本会が定める電子的方法により、委任状を本会に提出しなければならない。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

4 第2項の場合において、本会に提出した委任状に代理人の指定のないものは、その人選を本会に委せたものとみなし、議案に対して賛否の表明がないものは、原案に対して賛成したものとみなす。

(利害関係者の排除)

第147条 総会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決に加わることができない。

(議決の方法)

第148条 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席した会員及び準会員の過半数をもって決する。

2 総会の議長は、会員として議決に加わることを妨げない。

(議事録)

第149条 総会の議事については、議事の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員2人がこれに署名押印して保存しなければならない。

第2節 役員

(役員)

第150条 本会に、90人以内の役員を置く。

2 役員のうち、1人を会長、7人以内を副会長、1人を専務理事、34人以内を常務理事、4人を監事とし、その他役員を理事とする。

(役員職務及び権限)

第151条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長の定めるところにより本会会務を分掌するほか、会長があらかじめ定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会務の執行に関し会長及び副会長を補佐するとともに、本会会務を総括的に掌握し、常務理事が分掌する会務の調整を行う。

4 専務理事は、事務を掌理し、事務局長を指揮する。

5 常務理事は、会長の定めるところにより、本会会務を分掌し、執行する。

6 理事は、会務の執行を監視するとともに、理事会において会務に関し質問し、又は意見を述べることができる。

7 監事は、会務の執行の法令等への準拠性、経済性、効率性及び有効性並びに本会の財務の監査(第203条第3項の財務諸表等の監査を除く。)をし、これを定期総会に報告する。

8 監事は、理事会及び常務理事会に出席して、その職務に関し意見を述べるができる。

(役員選任)

第152条 役員は、別に定めがある場合を除き、会員のうちから選挙によって選出する。

2 役員は、再選されることができる。

3 第1項の選挙は、選挙管理委員会がこれを執行し、並びにその経過及び結果を定期総会に報告する。

4 第1項の選挙に関し必要な事項は、規則で定める。

第153条 第182条第1号の地域会の会長(第177条第1項ただし書の規定による地域会の分割が行われた場合において、新たに設置された地域会の会長を含む。)及び規則で定めるところにより選任された2人以内の地域会の副会長は、本会の役員となる。

(会長の選任)

第154条 会長は、第152条第1項の選挙によって選出された役員のうちから、推薦委員会の推薦を受け、かつ、同項の選挙によって選出された役員、前条の役員(同条に規定する地域会の副会長である役員を除く。)等をもって構成する会議(以下「当選者会議」という。)においてその信任を得た者をもって充てる。

2 前項に規定する推薦委員会の推薦又は当選者会議の信任を得られなかったときは、規則で定めるところにより、第152条第1項の選挙によって選出された役員のうち選挙管理委員会に届出のあった者を候補者とする会員による選挙により、会長を選任する。

3 推薦委員会の組織及び推薦委員会における推薦の手續並びに当選者会議における信任の手續その他会長の選任に関し必要な事項は、規則で定める。

(会長の解任)

第155条 会員は、300人以上の会員の同意を得て、会長の解任を理事会に請求することができる。

2 前項の規定による請求を行う会員は、会員300人以上の同意の証を添付の上、解任理由を記載した

書面を理事会に提出するとともに、その写しを監事会に提出しなければならない。

3 理事会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に理由があると認めるか否かについて審議する。

4 理事会は、前項の場合において、当該請求に理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、会員に会長の解任の可否を問うものとする。この場合において、解任を請求された会長は、理事会に弁明を記載した書面を提出することができる。

5 理事会は、第3項の場合において、当該請求に理由がないと認めるときは、第151条第2項に規定する順位が第1順位の副会長に第1項の請求があった旨及び当該請求を認めない理由を総会において報告させるものとする。

(副会長及び常務理事の選任)

第156条 副会長及び常務理事は、第152条第1項の選挙によって選出された役員及び第153条の規定により選任された役員のうちから規則で定めるところにより選任する。

2 前項の規定にかかわらず、第187条第4項の地域会会長会議の議長及び副議長は、本会の副会長となる。

(会長指名による常務理事、外部理事及び監事の選任)

第157条 常務理事のうち2人は、会長が特に必要があると認めた場合に、会長が会員のうちから指名し、理事会の議を経て選任するものとする。

2 理事のうち2人は、会員外の学識経験を有する者のうちから、会長が理事会の議を経て選任するものとする。

3 監事は、規則で定めるところにより、地域会の会長の連名による推薦を受け、総会の承認を得た者をもって充てる。ただし、監事のうち1人は、規則で定めるところにより、会員外の学識経験を有する者のうちから、総会の承認を得て選任するものとする。

(専務理事の選任)

第158条 専務理事は、会員又は会員外の学識経験を有する者のうちから広く候補者を募り、会長が理事会の議を経て選任する。

2 専務理事は、常勤とする。

3 専務理事が選任されたときは、第1項の理事会終了後最初に開催される定期総会に報告する。ただし、当該定期総会の開催の日まで相当の日数があるときは、会員への通知をもって、これに代えることができる。

(役員の任期)

第159条 会長、副会長、常務理事、理事及び監事の任期は3年とし、第152条第3項の規定による報告を行った定期総会終了の時に始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了の時まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

2 副会長、常務理事及び理事のうち、第153条の規定により本会の役員となった者の任期は、地域会の会長又は副会長としての任期にかかわらず、前項に規定する任期を適用する。ただし、同条括弧書きの規定により本会の役員となった者の任期は、当該地域会の会長となった時から前項ただし書の定期総会の終了の時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第157条第1項の常務理事及び同条第2項の理事の任期は、その選任が議決された理事会の日から第1項ただし書の定期総会の終了の時までとする。

4 専務理事の任期は、その選任ごとに第158条第1項の理事会で定める。この場合において、その任期は、就任後第3回目の定期総会の終了の時（その時より前に満65歳に達する月の末日が到来する場合は当該日）を超えて定めることはできない。

5 役員は、再任されることができる。ただし、会長は、連続して再任されることができないものとする。

6 会長が欠けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、後任の会長を選任するものとする。ただし、残任期間が8か月以内のときは、理事会の議によりこれを行わないことができる。

7 副会長、常務理事、理事又は監事に欠員が生じたときは、規則で定めるところにより、後任の者を選任する。ただし、監事を除き、会長が会務の執行に支障がないと認めたときは、これを行わないことができる。

- 8 専務理事が欠けたときは、速やかに選任するものとする。
- 9 第6項又は第7項の規定により後任の役員が選任されたときは、その結果を、任期開始前にあっては第152条第3項に規定する定期総会に報告し、任期開始後にあっては会員に通知するものとする。
- 10 第6項又は第7項の規定により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の辞任)

第160条 役員の辞任については、会長にあっては第151条第2項に規定する順位が第1順位の副会長に、会長以外の役員にあっては会長に辞表を提出するものとする。

- 2 役員の辞任の効力は、退任の日を特定して辞表が提出された場合にあっては当該日に、退任の日を特定せずに辞表が提出された場合にあっては辞表が提出された日の翌日に生ずる。

(役員資格の喪失)

第161条 本会の会員である役員(この会則の他の規定により解任又は免職について定められている役員を除く。)は、法第30条の規定による懲戒の処分を受けたとき、又は第67条第2項第2号の会員権停止の懲戒処分を受けたときは、当該役員たる資格を失う。

(役員の報酬)

第162条 会長及び専務理事は、その在任期間を通じ理事会が定める報酬を受けるものとする。

(理事会)

第163条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。
- 3 理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 4 理事会における議決は、議決権を有する出席者の過半数をもってする。可否同数のときは、議長が裁決する。
- 5 第157条第1項の規定により選任された常務理事は、議決権を有しない。
- 6 会長は、会務の適正な運営を確保するために必要と認めたときは、理事会の承認を得て、第182条第2号の地域会の副会長(本会の役員である者を除く。)のうちから、理事会を傍聴することができる者を指名することができる。

(理事会構成員の理事会招集請求)

第164条 理事会構成員の3分の1以上から理由及び議案を付して請求があったときは、会長は、理事会を招集しなければならない。

(理事会の審議事項)

第165条 理事会は、会務の執行を監視するとともに次に掲げる事項を審議決定するほか、事業及び会務の運営状況につき会長から定期的に報告を受けた事項及び常務理事会から付託された事項を協議するものとする。

- (1) 事業計画案及び予算書案に関する事項
- (2) 前年度の決算に係る第203条第3項の財務諸表等に関する事項
- (3) 予算額の科目間の流用又は予備費の使用
- (4) 第157条第1項の常務理事、同条第2項の理事及び専務理事の任免に関する事項
- (5) 事務局長の任免に関する事項
- (6) 総会から委任された事項
- (7) 法第46条の9の規定による建議及び答申に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会則又は規則によって総会に付議すべき議案及び理事会に付議することを要する事項並びに会長が必要と認めた事項
- 2 理事は、その10人以上の同意を得て、会長に対し理事会の議案を提出することができる。この場合において、会長は、当該提出があった議案を理事会に付議しなければならない。

(常務理事会)

第166条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

- 2 常務理事会は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。
- 3 第163条第3項、第4項及び第6項の規定は、常務理事会について準用する。
- 4 理事は、常務理事会を傍聴することができる。

(常務理事会の審議事項)

- 第167条 常務理事会は、会則に定めるところにより会務の執行に関し、次に掲げる事項を審議決定するほか、会務の執行に関する重要な事項を協議する。
- (1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の会務の執行に関する事項
 - (2) 理事会及び総会に提出すべき議案に関する事項
 - (3) 官公署その他の重要な渉外に関する事項
 - (4) 各種委員会に関する重要な事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会則、規則又は細則によって常務理事会に付議することを要する事項及び会務の執行に関し会長が必要と認めた事項
- (理事会及び常務理事会の運営)
- 第168条 理事会及び常務理事会の開催の時期及び方法は、会長がこれを定める。
- 2 理事会及び常務理事会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。
- (会則の準用)
- 第169条 第147条（利害関係者の排除）及び第149条（議事録）の規定は、理事会及び常務理事会について準用する。
- (監事会)
- 第170条 監事をもって監事会を組織する。
- 2 監事会は、監事がその職務を遂行する上で必要な事項を審議決定する。
 - 3 監事会は、会計監査人の選任について理事会の議を経て総会に提案するとともに、会計監査人の報酬の額を理事会に提案するものとする。
 - 4 監事会は、会計監査人が欠けたときは、速やかに後任の会計監査人を理事会の議を経て選任することができる。この場合において、会員に対し速やかに通知するとともに、その後最初に開催される総会に報告するものとする。
 - 5 監事会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、理事会の議を経て解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 6 監事会は、前項の規定により会計監査人を解任したときは、その後最初に開催される総会に報告するものとする。
 - 7 監事会は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
 - 8 監事会は、過半数の議決をもって理事会に臨時総会の開催を請求することができる。
 - 9 監事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (役員（の義務）)
- 第171条 役員は、その責任の重要性に鑑み、公認会計士の使命を認識し、公共の利益と公認会計士制度の発展のため、会則及び規則並びに総会、理事会及び常務理事会の決議を遵守し、誠実に職務を行なわなければならない。
- (報酬委員会)
- 第172条 本会に、報酬委員会を置く。
- 2 報酬委員会は、役員に支払う報酬の内容又は報酬の内容の決定に関する方針を定め理事会に提案することを職務とする。
 - 3 報酬委員会は、会員である委員3人及び会員外の学識経験を有する者である委員2人をもって組織する。
 - 4 委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
 - 5 報酬委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 6 第41条（議事の非公開）及び第65条（利害関係者の排除）の規定は、報酬委員会について準用する。
 - 7 報酬委員会の運営その他必要な事項は、規則で定める。
- (顧問)

第173条 会長は、公認会計士業務の改善進歩に関し必要な事項を諮問するため、会員外の学識経験を有する者のうちから、常務理事会の議を経て、顧問を委嘱することができる。

2 顧問の任期は、その委嘱をした会長の任期満了の時までとする。

3 顧問をもって会務運営諮問会議を組織する。

(相談役)

第174条 会長は、常務理事会の議を経て、会員のうちから相談役を委嘱することができる。

2 前条第2項の規定は、相談役について準用する。

第3節 委員会

(常置委員会)

第175条 本会に、常置委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、会長の諮問に応ずるほか、その所掌事項に関し、必要に応じ、会長に意見を具申し、又は常務理事の指示を受け会務の執行を補佐することができる。

3 委員会は、その目的を達成するため、理事会の議を経て、助言等を求めるための機関を設けることができる。

4 委員会の種類、組織、所掌事項その他委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

(特別委員会)

第176条 会長は、必要があると認めたときは、理事会の議を経て特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の名称、組織、所掌事項及び権限は理事会の議を経て会長が定め、その他特別委員会の運営に関し必要な事項は細則で定める。

第4節 支部

(地域会)

第177条 本会に、財務省財務局及び内閣府沖縄総合事務局の管轄地域ごとに支部として1地域会を置く。ただし、理事会の議を経て、これを2以上の地域会に分割し、又は統合することができる。

2 地域会は、地域会規約で定める地域ごとに1部会を置くことができる。

(地域会規約)

第178条 地域会は、地域会規約を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 地域会の名称及び事務所の所在地

(2) 地域会の事業に関する事項

(3) 地域会所属の会員及び準会員に関する事項

(4) 地域会事務局に関する事項

(5) 地域会会費に関する事項

(6) 地域会総会に関する事項

(7) 地域会役員の選任に関する事項

(8) 地域会の財務に関する事項

(9) 前条第2項の規定により部会を置くときは、部会に関する事項

(10) 前各号に掲げるもののほか、地域会において必要と認める事項

2 地域会規約の制定又は変更は、理事会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(地域会の事業)

第179条 地域会は、その地域会に所属する会員及び準会員を主たる対象として、次の事業を行う。

(1) 会務に関する連絡事項を地域会所属の会員及び準会員に伝達し、又は実施すること。

(2) 会務に関し会長から委任された事項を行うこと。

(3) 地域会所属の会員及び準会員の意見を会長に進達すること。

(4) 会長に対し建議し、又は答申すること。

(5) 会則及び地域会規約に定める目的の範囲内において適当と認める事業を行うこと。

(地域会の名称)

第180条 地域会の名称は、当該地域名に「会」の文字を付けるものとする。

(所属地域会)

第181条 会員及び準会員（特定社員である準会員を除く。）は、地域会に所属する。

2 会員及び準会員の所属地域会は、細則で定める。

(地域会役員)

第182条 地域会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 監事 若干人

(地域会役員の職務)

第183条 地域会の会長は、地域会を代表し、地域会の業務を行う。

- 2 地域会の副会長は、地域会の会長を補佐するほか、地域会の会長に事故があるときはその職務を代理し、地域会の会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 地域会の幹事は、地域会の業務を分担する。
- 4 地域会の監事は、地域会の業務の執行及び財務を監査し、これを地域会総会に報告する。

(地域会の経費及び支出)

第184条 地域会の経費その他の支出は、本会からの交付金、地域会規約で定める地域会会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

- 2 地域会の会長は、予算書を作成しなければならない。
- 3 地域会の会長は、事業年度の末日をもって決算を行い、第203条第3項の財務諸表等を作成し、これに当該事業年度の事業報告書並びに翌事業年度の事業計画及び予算書を添えて当該事業年度終了後3か月以内に地域会総会の承認を得て、これを会長に報告しなければならない。
- 4 地域会が本会の名義をもって重要な資産の取得又は契約をしようとするときは、理事会の議を経て会長がこれを行う。

(会則の準用)

第185条 第18条(総会の表決権)、第19条(役員の選挙権及び被選挙権)、第21条(監査法人に対する権利の制限)、第22条(準会員に対する権利の制限)、第200条(事業年度)、第204条(事業計画、予算及び決算)及び第207条(予算決定前の支出)の規定は、地域会について準用する。

(重要事項の報告)

第186条 地域会は、地域会総会の決議その他の重要事項を会長に報告しなければならない。

(地域会会長会議)

第187条 本会に、第179条に規定する地域会の事業の促進を図るほか、第184条第3項の規定による地域会からの報告の評価を行うため、地域会会長会議を置く。

- 2 前項の評価の結果はこれを理事会に報告するものとする。
- 3 地域会会長会議は、会長、専務理事及び担当常務理事並びに地域会の会長をもって組織する。
- 4 地域会会長会議に、議長及び副議長1人を置き、地域会の会長の互選によりこれらを定める。
- 5 地域会会長会議の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第5節 属性別の協議会

第188条 本会は、会員の資質の維持及び向上、組織化の推進による会員の活動領域の拡充、人材の流動化等を図るため、次の各号に掲げる属性別の協議会を置く。

- (1) 税務業務協議会
- (2) 組織内会計士協議会
- (3) 公会計協議会
- (4) 女性会計士活躍促進協議会
- (5) 社外役員会計士協議会
- (6) 中小監査事務所連絡協議会

- 2 前項各号に掲げる属性別の協議会の目的及び職務並びに組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第6節 事務局

(事務局)

第189条 本会に、その庶務を行わせるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、所要のスタッフを置く。

3 事務局の職制その他必要な事項は、細則で定める。

(事務局長)

第190条 事務局に、スタッフから任用する事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局のスタッフ（地域会事務局の職員を含む。）を統括する。

3 事務局長は、会議に出席してその所掌事務に関し報告若しくは説明をし、又は意見を述べることができる。

4 この会則に定めるもののほか、事務局長に関し必要な事項は、別に定める。

(地域会事務局)

第191条 地域会は、本会の指示又は連絡に基づく事項及び地域会の事務を行わせるため、地域会事務局を設けることができる。

2 地域会事務局に関し必要な事項は、地域会規約で定める。

第2章 財務

第1節 入会金、施設負担金及び会費

(入会金)

第192条 会員となった者は、入会金として金40,000円を本会に納付しなければならない。

2 準会員となった者は、入会金として金10,000円を本会に納付しなければならない。ただし、現に会員である者が、第5条第2項第1号の準会員となる場合には納付を要しない。

3 準会員が第11条第1項の規定により会員となったときは、第1項に規定する額と前項本文に規定する額との差額を納付しなければならない。

(施設負担金)

第193条 会員となった者は、前条の入会金のほか、施設負担金として金50,000円を本会に納付しなければならない。

(会費)

第194条 会員及び準会員は、普通会費、業務会費及び臨時会費を負担しなければならない。

2 普通会費の額は、次のとおりとする。

(1) 会員 月額 6,000円

(2) 準会員 月額 1,500円

3 業務会費は、会社法（平成17年法律第86号）若しくは金融商品取引法に基づく監査契約（監査業務に係る契約をいう。以下同じ。）又はこれらに準ずるものとして規則で定める監査契約その他規則で定める契約を行った会員に対し、当該契約に係る各事業年度又は会計年度の報酬の額（消費税及び地方消費税を除く。）の1%を賦課するものとする。

4 臨時会費は、臨時特別の支出に充てるため賦課するものとし、その額及び納期は、総会の決議によりこれを定める。

(地域会会費の負担)

第195条 会員及び準会員（第5条第2項第5号の準会員を除く。）は、前条に規定する会費のほか、地域会規約で定めるところにより、地域会会費を負担しなければならない。

(会費の免除等)

第196条 会長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、会費の徴収猶予、減額又は免除をすることができる。

(会費の滞納に対する措置)

第197条 会長は、1年以上会費（地域会会費を含む。以下この条及び次条において同じ。）を滞納し、かつ、催告を受けてなお納付しないものと認められる会員及び準会員に対し、第58条の規定により会費の納付をするよう指示するものとする。

2 会長は、前項の規定による指示をしたときは、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。

3 会長は、会費を滞納している会員及び準会員に対しては、本会の施設の利用、福利厚生を受給、業務に関する相談及び資料の受領その他の会員及び準会員が享受することができる便益であって、細則で定めるものの提供を停止することができる。

4 前3項に規定する会費の滞納に対する措置に関し必要な事項は、細則で定める。

(規則への委任)

第198条 この会則に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、規則で定める。

(費用の負担)

第199条 本会は、会員の業務に関する情報の提供を行う場合は、これに要する費用の全部又は一部を当該情報の提供を受けた会員に負担させることができる。

第2節 会計及び資産

(事業年度)

第200条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費及び支出)

第201条 本会の経費その他の支出は、会費、入会金、施設負担金、寄附金その他の収入をもって支弁する。

2 入会金及び施設負担金は、総会の決議を経て特別の資産の取得又は経常支出以外の特別の場合の支出に充てるものとし、その残額は、規則で定める場合を除き、特定資産として積み立てるものとする。

3 前項に規定する特定資産は、総会の決議を経て特別の資産の取得又は経常支出以外の特別の場合の支出に充てるものとする。

(財産の管理)

第202条 本会の財産は、会長が管理する。

2 本会の重要な財産は、総会において、出席した会員及び準会員（第5条第2項第2号の準会員に限る。）の3分の2以上の同意がなければ処分することができない。

3 地域会に属する財産は、本会の会長が地域会の会長と共同して管理する。

(事業計画案、予算書及び財務諸表等の作成)

第203条 会長は、事業計画案及び予算書を作成しなければならない。

2 会長は、事業年度の末日をもって決算を行い、財務諸表等を作成しなければならない。

3 財務諸表等は、次の書類によるものとする。

(1) 財務諸表

ア 貸借対照表

イ 正味財産増減計算書

ウ キャッシュ・フロー計算書

(2) 附属明細書

4 予算書及び財務諸表等の作成、予算管理その他会計に関し必要な事項は、規則で定める。

(事業計画、予算及び決算)

第204条 会長は、定期総会に事業計画案、予算書及び前年度の決算に係る財務諸表等を提出して、その承認を求めなければならない。

2 財務諸表等については、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の資格及び任期)

第205条 会計監査人は、会員でなければならない。

2 会長、副会長及び財務を担当する常務理事と利害関係を有する者は、会計監査人となることができない。

3 会計監査人の任期は、選任が決議された定期総会終了の時から次の定期総会の終了の時までとする。

4 前項の規定にかかわらず、第170条第4項の規定により選任された会計監査人の任期は、選任が決議された理事会の終了の時から、その後最初に開催される定期総会の終了の時までとする。

(会計監査人の権限及び義務)

第206条 会計監査人は、いつでも財務諸表等の閲覧及び謄写をし、又は担当役員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、定期総会に出席して職務に関し説明又は報告をすることができる。

3 会計監査人は、その職務を行うに当たり、役員職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは会則等に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事会に報告しなければならない。

(予算決定前の支出)

第207条 予算が決定するまでの支出は、前年度の予算に従う。

(補正予算)

第208条 会長は、予算の成立後において、予算の補正が必要となったときは、理事会の議を経て、補正予算を編成することができる。

2 前項の場合は、臨時総会において、その承認を受けなければならない。

(公告及び開示)

第209条 法第46条の11の2の規定による収支計算書の公告は、第203条第3項第1号イの正味財産増減計算書をもって行うものとする。

2 本会は、次に掲げる書類を事務所に備え置き、5年間、一般の閲覧に供するものとする。この場合において、法第46条の11の2の規定による収支計算書の閲覧は、第203条第3項第1号イの正味財産増減計算書をもって行うものとする。

(1) 第204条第1項の承認を受けた次の書類

ア 事業計画書

イ 予算書

ウ 貸借対照表

エ 正味財産増減計算書

オ キャッシュ・フロー計算書

カ 附属明細書

(2) 監事の意見書

(3) 事業報告書

第3章 会計教育

(会計教育活動の実施)

第210条 本会は、会計に関する基礎的な素養（以下「会計リテラシー」という。）の定着及び会計の有用性に関する認識向上を図るため、会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動（以下「会計教育活動」という。）を行う。

2 会計教育活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会計リテラシーの普及及び啓発のための資料の作成

(2) 学校その他の機関が行う会計リテラシーに関する教育の支援

(3) 会計リテラシー普及のための講座の開講及び広報

(4) 公認会計士制度の普及及び啓発のための講座の開講及び広報

(5) 会計教育活動に関する会員意識向上のための資料の作成及び広報

(6) 前各号に掲げるもののほか、前項の目的達成に必要なもの

(会計教育推進会議)

第211条 本会に会計教育推進会議（以下この条において「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 会計教育活動に関する基本方針を定めること。

(2) 会計教育活動に関し企画立案すること。

(3) 本会の会計教育活動を統轄すること。

3 推進会議の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第4章 その他

第1節 出版

(出版局)

第212条 本会に、出版局を置く。

2 出版局は、会員及び準会員の研鑽並びに会計及び監査の制度の普及に資するため、本会の会報、機関誌その他の出版物の企画編集及び発行を行う。

3 出版局に、細則で定める委員会を置く。

第2節 準会員会

(設置、組織及び目的)

第213条 本会に、準会員会を置く。

- 2 準会員会は、準会員（第5条第2項第1号及び第5号の準会員を除く。以下この条において同じ。）をもって組織する。
- 3 準会員会は、次に掲げる事項を目的として活動を行うものとする。
 - (1) 公認会計士となるのに必要な技能を修得するための研修を行うこと。
 - (2) 準会員制度の改善に資するための研究を行うこと。
 - (3) 準会員の教養と品位の保持向上に努めること。
 - (4) 準会員が行う公認会計士又は監査法人の業務の補助業務等の改善進歩を図ること。
 - (5) 準会員相互の連絡調整を図ること。
- 4 準会員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

（会則の施行期日）

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。ただし、第70条から第77条までの規定は、大蔵大臣から公認会計士、会計士補及び外国公認会計士の登録に関する事務の引き継ぎを受けた日から施行する。

（経過措置規定）

- 2 社団法人日本公認会計士協会（以下「旧法人」という。）の正会員は、本会の成立の時に於いて、当然、会員となる。この場合、第10条第2項による手続を要しない。
- 3 旧法人の準会員である会計士補は、本会の成立の時に於いて、準会員となる。この場合、第11条第2項の規定による手続を要しない。
- 4 旧法人の正会員が附則第2項の規定により会員となるときは、第21条第1項に定める入会金を納付することを要しない。
- 5 旧法人の準会員である会計士補が附則第3項の規定により準会員となるときは、第21条第2項に定める入会金を納付することを要しない。
- 6 旧法人の準会員である会計士補が旧法人に対して納付した入会金は、第21条第2項に定める額の入会金を納付したものとみなす。
- 7 本会成立後3年以内に、旧法人の客員であった者が公認会計士名簿に登録を受け会員となったとき、又は旧法人の準会員で会計士補の資格を有する者が、会計士補名簿に登録を受け本会の準会員となったときは、第21条第1項又は同条第2項に定める入会金を納付することを要しない。
- 8 本会成立後3年以内に、旧法人の準会員で会計士補の資格を有していた者が、公認会計士となる資格を取得し、公認会計士名簿に登録を受け、本会の会員となったときは、その者の納付すべき入会金については、第21条第3項の規定を適用する。
- 9 本会成立後、大蔵大臣から登録に関する事務の引き継ぎを受ける日の前日までに会員として入会する者、又は準会員として入会しようとする者に対して本会が提出を求める書類は、第10条第2項及び第11条第2項の規定にかかわらず、なお、旧法人の例による。
- 10 旧法人の会員及び準会員である会計士補が旧法人に対して納付すべき会費又は入会金の滞納額は、本会に対する滞納額とみなし、かつ、滞納期間は、旧法人の期間を引き継いだものとして第31条第1項第4号、同条第2項及び同条第3項但し書の規定を適用するものとする。
- 11 第22条第3項の業務会費は、この会則施行後事業年度が終了する被監査会社の契約に係るものから適用する。この場合において、当該事業年度がこの会則施行の日においてすでに6カ月を経過しているものについては、同条の規定中「2万4千円」は「1万8千円」と、「1万6千円」は「1万2千円」と読み替えるものとする。
- 12 本会の設立当初の会長、副会長、その他の役員（以下「役員」という。）は第45条第1項の規定にかかわらず設立委員のうちから設立総会で選任し、その就任は、本会成立の日とする。
- 13 本会は、成立後3月以内に第45条第1項の規定による役員の選挙を行ない、前項により選任された役員の任期は、この選挙によって選任された新役員が就任した日までとする。
- 14 前項における本会成立後3月以内に行なわれる役員選挙の経過及び結果は、第45条第3項による総会の報告に代え、会員に書面をもって通知するものとし、その通知を発した日をもって選任され

た役員の就任の日とし、かつ、その任期は第46条第1項の規定にかかわらず、就任後第3回目の定期総会の終了の時までとする。

15 旧法人の支部は、本会の成立の時に於いて、当然、本会の支部となり、その組織、役員、及び支部に属する財産は、現状のまま当該各支部に引き継がれるものとする。ただし、名称等は、第67条の定めるところによるものとする。

16 旧法人の公認会計士報酬規定（昭和40年1月1日改訂）は、第82条第1項の規定により、報酬細則が定められるまでの間、同条同項の報酬細則とする。

17 紛議調停委員会の第1回の委員の任期は、第91条の規定にかかわらず、昭和43年7月31日までとする。

18 旧法人の会計士補部会の会員の3分の2以上の同意があったときは、同部会は、本会成立の日により第115条の規定による会計士補会となるものとし、旧法人の会計士補部会の役員及びこれに属する財産は当該会計士補会に引き継がれるものとする。

19 旧法人の事務局は、本会成立の時に於いて第120条第1項の規定による本会の事務局となり、かつ、旧法人の事務局職員は、本会成立の時に於いて本会事務局の職員となり、その勤続年数は本会における勤続年数に加算する。

附 則（昭和43年6月21日改正）

この改正規定は、昭和43年6月22日から施行する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和43年9月28日）

附 則（昭和44年6月23日改正）

この改正規定は、昭和44年6月24日から施行する。ただし、改正後の第22条第3項の規定は、昭和44年7月1日以降始まる事業年度の監査契約に係るものから適用する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和44年7月23日）

附 則（昭和45年6月26日改正）

この改正規定は、昭和45年6月27日から施行する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和45年8月12日）

附 則（昭和46年6月24日改正）

この改正規定は、昭和46年7月1日から施行する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和46年7月17日）

附 則（昭和46年9月14日改正）

この改正規定は、昭和46年7月分会費から適用する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和46年10月8日）

附 則（昭和47年6月27日改正）

この改正規定は、昭和47年6月28日から施行する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和47年8月12日）

附 則（昭和48年6月27日改正）

この改正規定は、昭和48年6月28日から施行する。ただし、第63条第4項の規定は昭和48年6月28日以降最初の地域会総会においてこれに係る地域会規約を変更したときからこれを適用する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和48年8月14日）

附 則（昭和49年6月28日改正）

1 第21条第1項および第2項、第22条第2項および第65条の改正規定は、昭和49年7月1日から施行する。

2 第22条第3項の改正規定は、昭和49年7月1日以降に終了する会計年度を対象とする契約より適用する。

（大蔵大臣の認可のあった日、昭和49年8月20日）

附 則（昭和50年6月26日改正）

この改正規定は、昭和50年6月27日から施行する。ただし、第22条第3項の改正規定は、昭和50年4月1日以降に終了する事業年度を対象とする監査契約から適用する。又、改正後の第59条、第124条および第125条の規定は昭和50年6月27日以降最初の地域会総会においてこれに係る地域会規約を変更したときからこれを適用する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和50年9月23日)

附 則 (昭和51年6月17日改正)

- 1 第5条の改正規定は、事務所移転の日から施行する。
- 2 第10条及び第49条の改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和51年10月8日)から施行する。

附 則 (昭和53年6月23日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和53年8月1日)から施行する。ただし、第45条及び第46条の改正規定は、施行の日以後に実施される第45条に規定する役員選挙から適用し、同日の前日までに実施された選挙については、なお従前の例による。

附 則 (昭和54年6月28日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和54年7月21日)から施行する。

附 則 (昭和55年6月20日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和55年8月30日)から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定は、昭和55年10月分から適用する。

附 則 (昭和56年7月8日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和56年9月12日)から施行する。

附 則 (昭和58年7月7日改正)

この改正規定は、昭和58年10月13日から施行する。

(大蔵大臣の認可のあった日、昭和58年8月19日)

附 則 (昭和59年7月6日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和59年8月17日)から施行する。

附 則 (昭和61年7月8日改正)

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和61年8月8日)から施行する。
- 2 第45条第1項、第46条第1項、第77条の4、第79条の2、第80条及び第89条の4の改正規定は、昭和64年の定期総会終了後から適用する。
- 3 紛議調停委員会の委員の任期については、第98条の規定にかかわらず、昭和61年の定期総会終了後から昭和64年の定期総会終了の時までは、1年とする。

附 則 (昭和62年7月8日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和62年8月25日)から施行する。

附 則 (昭和63年7月7日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(昭和63年8月16日)から施行する。ただし、第21条の2の改正規定は、昭和64年7月1日以後初めて会員となる者から適用する。

附 則 (平成元年7月6日改正)

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(平成元年8月31日)から施行する。
- 2 第22条第3項の改正規定は、平成元年10月1日以後終了する事業年度を対象とする監査契約から適用する。
- 3 第100条の改正規定は平成元年7月1日から適用する。

附 則 (平成2年7月5日改正)

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(平成2年7月25日)から施行する。
- 2 第65条第3項、第101条、第103条及び第104条の規定は、平成3年4月1日に開始する事業年度から適用する。

附 則 (平成3年7月9日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(平成3年8月9日)から施行する。

附 則 (平成4年7月9日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(平成4年7月27日)から施行する。

附 則 (平成6年7月7日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日(平成6年8月5日)から施行する。ただし、実務補習協議会の委員及び業務開発推進協議会の委員の発足当初の任期は、平成7年に開催する定期総会終了の日までとする。

附 則 (平成7年7月5日改正)

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成7年7月27日）から施行する。

附 則（平成9年7月3日改正）

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成9年8月21日）から施行する。
- 2 第22条第3項の改正規定は、平成9年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

附 則（平成10年7月6日改正）

この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成10年8月20日）から施行する。ただし、第22条第3項第3号の改正規定は、平成10年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

附 則（平成11年7月6日改正）

- 1 この改正規定は、大蔵大臣の認可のあった日（平成11年8月23日）から施行する。
- 2 第100条第3項の改正規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 3 第103条第2項及び第3項の改正規定は、第33事業年度の計算書類から適用する。

附 則（平成12年7月6日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成12年8月25日）から施行する。

附 則（平成13年7月3日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成13年9月3日）から施行する。
- 2 第5条の改正規定は、事務所移転の日から適用する。
- 3 第22条の改正規定は、平成13年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用する。
- 4 第49条、第101条及び第106条の改正規定は、平成13年4月1日から適用する。
- 5 第83条、第83条の2及び第83条の3の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年7月3日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成15年9月9日）から施行する。

附 則（平成15年12月2日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成15年12月24日）から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第43条第1項及び第3項の改正規定は、金融庁長官の認可のあった日から適用する。
- 3 第106条の2の改正規定は、平成15年4月1日から開始する事業年度の書類から適用する。
- 4 公認会計士報酬規定、法定監査の標準報酬規定、コンフォート・レターに関する報酬基準、政党助成法監査の標準報酬規定、公認会計士の行うMC S業務に関する報酬基準、株価等鑑定報酬規定、公益法人会計指導報酬規定、公認会計士の税理士業務報酬規定は、第82条の改正規定の適用の日（平成16年4月1日）をもって廃止する。

附 則（平成16年7月6日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成16年8月6日）から施行する。
- 2 第83条の3及び第83条の4第2項の改正規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年7月5日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成17年8月11日）から施行する。
- 2 第22条の改正規定は、平成17年4月1日以後開始する事業年度又は会計年度に係る監査契約から適用する。
- 3 第6章の2、第6章の3、第31条第3項乃至第7項及び第10項、第75条第3項中綱紀審査会に係る部分、第89条の3第1項、第89条の5第3項中綱紀委員会を削る部分の改正規定は、綱紀審査会及び改正後の不服審査会の委員を最初に選任する理事会の日から適用する。
- 4 改正前の第31条の3の規定に基づき選任された綱紀委員会の委員の任期は、前項の適用日の前日までとし、当該委員は第31条の3の2第2項の改正規定にかかわらず、前項の適用日において、綱紀審査会の調査部会の調査員に指名されたものとみなす。当該調査員の当初の任期の始期は、第31条の3の2第4項の規定にかかわらず、前項の適用日とする。
- 5 改正前の第31条の5の規定に基づき選任された不服審査会の委員の任期は、第3項の適用日の前日までとする。
- 6 綱紀審査会又は改正後の不服審査会の委員に最初に選任された委員の当初の任期の始期は、第31条の3第9項又は第31条の5第9項の規定にかかわらず、第3項の適用日とする。
- 7 第3項の適用日現在、改正前の綱紀委員会又は不服審査会に付されている事案は、綱紀審査会又

は改正後の不服審査会に審査要請又は不服申立があったものとみなす。

- 8 第3項の適用日前に、綱紀委員会規則第16条第1項により会長から処分の言渡しを受けた会員又は準会員の懲戒処分の効力、通知及び公示並びに不服申立の事由は、なお従前の例による。当該会員又は準会員が不服申立を行った場合の懲戒処分の効力の中断、通知及び公示も同様とする。
- 9 第3条、第4条、第7条中の準会員に限定する括弧書き、第8条第3項、第11条、第12条、第13条、第15条、第21条第2項、第31条第2項、第34条第3項、第61条、第75条第1項乃至第2項、同第3項中の綱紀審査会に係る部分以外、第85条乃至第86条の2、第86条の4乃至第86条の5、第86条の6中修了考査運営委員会の委員を追加する部分、第89条の5第3項、第102条中の準会員に限定する括弧書き及び第115条の改正規定は、平成18年1月1日から適用する。
- 10 平成17年12月31日現在会計士補である者又は会計士補となる資格を有する者については、平成18年1月1日以降、公認会計士法附則（平成15年法律第67号）第2条（会計士補に関する経過措置）に基づき、改正前の公認会計士法の規定を適用する。
- 11 平成17年12月31日現在準会員である会計士補は、第9項の適用の際に、当然、第4条第3項第2号の準会員となる。
- 12 第3条第9号に定める公認会計士試験に合格した者には、当分の間、平成17年12月31日以前に実施された公認会計士試験第二次試験に合格した者を含むものとする。
- 13 会長は、過去に会員であった者（法第21条第1項第1号により登録を抹消した者に限る。）のうち、平成17年12月31日現在において、満65歳以上であり、かつ、会員であった期間が通算20年以上で同期間の会費が完納されている者が、平成18年1月1日から平成19年12月31日までの間に本会の会員となった場合は、第21条第1項の規定にかかわらず、本人の申請に基づき入会金の納付を免除することができる。
- 14 準会員入会資格審査規則（制定昭和41年12月1日）は、第9項の適用日に廃止する。
- 15 第107条から第110条までの改正規定は、平成17年4月1日から適用する。
- 16 特別税務部会規約は、前項の適用日に廃止する。

附 則（平成18年7月4日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成18年8月21日）から施行する。ただし、第34条、第38条の2、第44条、第45条の4第2項、同条第3項ただし書き及び第4項、第45条の5、第46条第1項及び第8項、第46条の2から第47条まで、第49条から第51条まで、第52条の2第5項、第53条から第55条まで、第69条、第88条第6項、第89条の5第5項、第104条及び第121条の改正規定並びに第44条の2を削る改正規定は、平成19年の定期総会終了後から施行する。
- 2 第14条、第43条、第45条から第45条の3まで、第45条の4第1項及び第3項本文、第46条第2項から第7項まで及び第64条の改正規定は、平成19年の定期総会終了の時から任期が始まる役員から適用し、平成19年の定期総会終了の時までを任期とする役員については、なお従前の例による。
- 3 第103条第2項の改正規定は、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用する。
- 4 第1項本文の施行日の前日において監査業務審査会又は監査・綱紀事案検討会の調査又は審議に付されている事案については、施行日において改正後の監査業務審査会の調査又は審議に付されたものとみなす。
- 5 倫理委員会規則（制定 平成16年7月6日）及び監査・綱紀事案検討会規則（制定 平成13年7月3日）は、第1項本文の施行日に廃止する。）
- 6 第22条及び第87条第3項第1号の改正規定は、会社法の施行の日（平成18年5月1日）から適用し、適用日前に締結した契約に係る監査については、なお従前の例による。
- 7 第22条第3項第一号に規定する「会社法に基づく監査契約」には、当分の間、臨時計算書類に係るものは含まないものとする。
- 8 第65条第4項、第101条、第103条第1項及び第106条の2の改正規定は、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用する。
- 9 第11条の改正規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成18年12月11日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行する。ただし、平成18年7月4日改正規定のうち、施行日現在において未施行の規定の施行日は、附則（平

成18年7月4日改正)の定めるところによる。

- 2 第123条第1項及び第3項、第125条第2項から第7項まで、第127条から第137条までの改正規定については、平成19年4月1日から適用する。
- 3 前項の適用日において、第127条第1項に定める上場会社と監査契約を締結している上場会社監査事務所の登録の申請に関し必要な経過措置は、規則で定める。
- 4 第125条の改正規定に基づく選任は、第2項にかかわらず、適用日前に行うことを妨げない。
- 5 改正前の第88条の3第2項の規定に基づき選任された品質管理審議会の委員の任期は、第2項の適用日の前日までとする。改正後の委員の当初の任期の始期は、第126条の規定にかかわらず、第2項の適用日とし、その終期は平成19年の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。
- 6 第44条及び第50条第1項第三号の改正規定は、会員が施行日以後に行った財務書類の監査業務に係る行為について適用し、会員が施行日前に行った財務書類の監査業務に係る行為については、なお従前の例によるものとし、改正前の倫理規則第15条を適用する。

附 則 (平成19年7月4日改正)

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日(平成19年8月3日)から施行する。
- 2 第111条及び第161条の改正規定は、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

附 則 (平成19年12月10日改正)

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(平成20年1月17日。以下「認可日」という。)から施行する。
- 2 第5章の改正規定は、認可日から適用する。
- 3 第2条から第4条まで、第8条、第11条から第16条まで、第19条、第25条、第30条、第31条、第37条、第41条、第50条、第108条、第139条、第151条及び第157条の改正規定並びに第31条の2の新設規定は、公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号)の施行の日(平成20年4月1日)から適用する。
- 4 第122条、第127条及び第156条の改正規定は、平成19年9月30日から適用する。
- 5 第84条、第95条及び第11章の改正規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年7月9日改正)

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(平成20年8月18日)から施行する。
- 2 第51条、第116条、第117条及び第119条の改正規定は、平成21年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 3 適用日の前日まで終了する事業年度の研修に係る懲戒及び措置に関する規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 第156条の改正規定は、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る監査契約から適用する。

附 則 (平成21年7月8日改正)

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(平成21年8月10日)から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則(以下「新会則」という。)第16条の規定は、平成21年9月1日以後に受け付けた変更登録の申請から適用する。
- 3 この改正規定の施行の際現に会計士補たる準会員である者については、この改正規定による改正前の会則(以下「旧会則」という。)第30条第5項後段の規定は、なおその効力を有する。
- 4 新会則第50条、第50条の2及び第50条の4の規定は、平成22年4月1日(以下「適用日」という。)以後に新会則第50条第1項各号のいずれかに該当した会員及び準会員について適用する。適用日前に旧会則第50条第1項第五号に該当し、まだ同条第3項ただし書きの規定による懲戒の処分を受けていない会員及び準会員についても、同様とする。
- 5 新会則第50条の3の規定は、適用日以後に第52条第2項第一号の規定による報告があった事案について適用する。
- 6 適用日前に旧会則第50条第1項各号のいずれかに該当した会員及び準会員(第4項後段の規定に係る者を除く。)に対する懲戒の処分及び手続については、なお従前の例による。
- 7 この改正規定の施行の際現に旧会則第50条第3項ただし書きの規定により同項第一号の懲戒処分(以下「従前の規定による懲戒処分」という。)を受けている会員がこの改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から1年間の期間に係る会費(地域会会費を含む。以下同じ。)を納付し

ない場合、及び施行日から適用日の前日までに従前の規定による懲戒処分を受けた会員で従前の規定による懲戒処分を受けた日から1年間の期間に係る会費を納付しない場合についても、新会則第50条第7項と同様とする。

- 8 新会則第51条の規定は、適用日以後に開始する事業年度に係る研修について適用する。
- 9 適用日の前日までに終了する事業年度の研修に係る懲戒については、なお従前の例による。
- 10 新会則第83条、第86条、第87条及び第90条の規定は、平成22年の定期総会終了の時に任期が始まる役員及び役員の選出から適用する。
- 11 新会則第93条の規定は、平成22年の定期総会終了後の理事会について適用する。
- 12 新会則第110条の規定は、平成22年の定期総会終了の時から適用する。
- 13 新会則第111条及び第161条の規定は、平成22年4月1日に開始する事業年度から適用する。
- 14 新会則第148条の規定は、平成22年4月1日以後に行う修了考査から適用する。

附 則（平成22年7月7日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成22年9月14日）から施行する。

附 則（平成23年7月6日改正）

- 1 第44条、第108条及び第152条の改正規定は金融庁長官の認可があった日（平成23年8月5日）から、その他の改正規定は平成24年1月1日から施行する。
- 2 平成24年1月1日（以下「施行日」という。）の前日において、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第139条第1項第三号の規定による監査業務審査会の調査に付されている案件は、この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第140条の2第2項第二号に規定する事案として施行日において規律調査会の調査に付されたものとみなす。
- 3 前項の規定により規律調査会の調査に付されたものとみなされる事案について監査業務審査会が施行日の前日までにした調査の記録、収集した資料等は、規律調査会が引き継ぐものとする。
- 4 施行日の前日までに旧会則第52条第2項第一号の会長からの審査要請があった事案のうち、同日において旧会則第54条第3項の規定による結論案の具申に至っていない事案は、新会則第140条の2第2項第一号に規定する事案として施行日において規律調査会の調査に付されたものとみなす。
- 5 前項の規定により規律調査会の調査に付されたものとみなされる事案について旧会則第55条第2項の規定により提供された資料及び施行日の前日までに旧会則第54条第3項の調査班による調査に付されていた場合にあってはその調査の記録、収集した資料等は、規律調査会が引き継ぐものとする。
- 6 新会則第140条の2第3項の規定は、第4項の規定により新会則第140条の2第2項第一号に規定する事案とみなされる事案については、適用しない。
- 7 施行日の前日までに旧会則第52条第2項第一号の会長からの審査要請があった事案のうち、同日までに旧会則第54条第3項の規定による結論案の具申があり、まだ処分内容等の決定に至っていない事案の綱紀審査会における審査手続は、なお従前の例による。
- 8 旧会則第54条第2項の調査員の任期は、施行日の前日までとする。ただし、前項に規定する事案を担当している調査員については、当該事案の綱紀審査会における審査が終了する時（当該事案につき、旧会則第60条の不服申立てがあったときは、当該事案の不服審査会における審査が終了する時とする。次項において同じ。）までその任期を伸長する。
- 9 旧会則第54条第5項の専門調査員の任期は、施行日の前日までとする。ただし、第7項に規定する事案を担当している専門調査員については、当該事案の綱紀審査会における審査が終了する時までその任期を伸長する。
- 10 施行日の前日において、第4項に規定する事案に係る調査班の調査員であった者は、施行日において新会則第140条の4第2項の規定による委嘱を受けたものとみなして同条第1項の調査員となり、当該事案に係る規律事案調査班を編成する者となる。
- 11 第4項に規定する事案の関係会員が施行日の前日までに旧会則又はこれに基づく規則の規定により綱紀審査会に対してした届出その他の行為は、新会則又はこれに基づく規則の相当規定により規律調査会にした届出その他の行為とみなす。

附 則（平成24年7月4日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成24年8月9日。以下「施行日」という。）

- から施行する。ただし、第6章及び第7章の改正規定については、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第137条の2第2項の規定は、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第125条第5項の規定により委嘱した品質管理審議会の委員の任期が終了した時から適用し、同項の規定により委嘱した品質管理審議会の委員の任期については、なお従前の例による。
 - 3 平成24年10月1日前に旧会則第124条第3項の規定により委嘱した品質管理委員会の委員の任期は、旧会則第126条において準用する旧会則第139条第9項の規定にかかわらず、平成24年9月30日までとする。
 - 4 新会則第125条及び第137条第11項において準用する新会則第139条の規定にかかわらず、平成24年10月1日以後最初に委嘱する品質管理委員会の委員並びに上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の委員及び予備委員の任期は、平成24年10月1日以後第1回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。
 - 5 会長は、平成24年10月1日前においても、新会則第124条第3項及び第137条第8項の規定による委嘱その他必要な手続を行うことができる。
 - 6 第2項から前項までに定めるもののほか、第6章及び第7章の改正規定の施行に関し必要な経過措置は、品質管理委員会の議を経て、理事会で定める。
 - 7 新会則第140条の3第6項において準用する新会則第139条第11項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の際現に就任している規律調査会の委員の任期は、施行日以後第1回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。
 - 8 新会則第140条の4第3項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の際現に就任している規律調査会の調査員の任期は、なお従前の例によることとし、同項の規定は、施行日以後に委嘱する調査員の任期について適用する。ただし、施行日から施行日後最初に到来する7月31日までの間に委嘱する委員の任期は、その委嘱した日に始まるものとする。

附 則（平成25年7月3日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成25年8月9日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第50条の2及び第50条の3の改正規定については、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第149条第2項の規定に伴い増員した委員の任期は、施行日に現に就任している委員の任期と同様とする。

附 則（平成26年7月9日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成26年9月1日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第6章及び第8章の規定は、平成27年7月1日以後実施する品質管理レビューについて適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日において、この改正規定による改正前の会則第122条第3項の規定により品質管理レビューを受けなければならないこととされている監査事務所に対する特別レビューの実施に関する規定は、施行日から適用する。

附 則（平成27年7月21日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成27年9月17日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第132条の2第1項の規定による名簿再登録制限者の指定は、次の事案から行う。
 - 一 新会則第131条第2項第二号に該当したことによる新会則第132条の2第1項第一号の指定 施行日後に新会則第134条第2項に規定する通知を受けた事案
 - 二 新会則第132条第1項第一号（上場会社の監査業務に起因して懲戒処分を受けた場合に限る。）又は同項第二号に該当したことによる新会則第132条の2第1項第一号の指定 施行日後に新会則第132条第3項に規定する通知を受けた事案
 - 三 新会則第132条の2第1項第二号又は同項第三号の指定 施行日後に第一号又は前号に該当した事案

四 新会則第132条の2第1項第四号の指定 施行日後に業務停止の懲戒処分がなされた事案

五 新会則第132条の2第1項第五号の指定 施行日後に第52条第2項第一号の規定による申渡し
がなされた事案

3 施行日前に申請がなされた上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への登録に関する手続
その他の行為については、なお従前の例による。

4 施行日時点において、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第128条第3
項の規定により本登録審査中の事務所として登録された監査事務所及び旧会則第128条の2第2項
の規定により上場会社と契約予定の事務所として準登録事務所名簿に登録されその後本登録審査中
の事務所として登録されている監査事務所は、新会則第128条の2第4項の品質管理レビュー実施前
監査事務所として準登録事務所名簿に登録されたものとみなす。

5 施行日時点において、旧会則第128条の2第4項の規定により準登録事務所名簿に登録されその後
本登録審査中の事務所として登録されている監査事務所は、新会則第128条の3第2項の品質管理レ
ビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録されたものとみなす。

6 施行日に現に上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、新会則第129条第2項に
定める誓約書を、施行日から30日以内に会長に提出するものとする。

7 新会則第84条、第95条、第111条、第161条、第162条、第164条、第166条及び第169条の規定は、
平成28年4月1日以後開始する事業年度について適用する。

附 則（平成28年7月25日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（平成28年9月30日）から施行する。

附 則（平成29年7月19日改正）

1 この改正規定は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4章
及び第8章の改正規定については、金融庁長官の認可があった日（平成29年9月21日）から施行す
る。

2 この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）の規定は、次項から第5項までに
規定するものを除き、施行日前に生じた事実についても、適用する。ただし、この改正規定による
改正前の会則（以下「旧会則」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

3 施行日前に旧会則第50条第6項ただし書及び第7項並びに第51条の規定により開始された懲戒処
分の手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧会則第50条第1項第五号及び第50条の4第2項の規定により同項各号の権利を停止
された会員及び準会員については、なお従前の例による。

5 新会則第50条第1項第六号、第116条第4項、第5項及び第7項並びに第117条（第2項を除く。）
の規定は、施行日の属する事業年度において行われている継続的専門研修制度による研修から適用
し、その前事業年度における継続的専門研修制度による研修については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、新会則第50条第1項第六号の規定の適用に当たっては、施行日の属す
る事業年度の前事業年度に係る継続的専門研修制度の研修について旧会則第50条第6項第一号（同
条第1項第六号に該当する会員に限る。）若しくは第51条の規定による懲戒処分を受けた者又は旧
会則第50条第7項第二号の規定により処分提案書の作成を指示された者は、新会則第117条第1項の
規定により指示を受けた者とみなす。この場合において、新会則第50条第1項第六号中「第117条第
1項の規定による指示を受けて当該指示に従わず」とあるのは「旧会則第50条第6項第一号若しく
は第51条の規定により懲戒処分を受け、又は旧会則第50条第7項第二号の規定により処分提案書の
作成を指示されたにもかかわらず」と、「当該指示に係る」とあるのは「当該懲戒処分又は処分提
案書に係る」と、「同項」とあるのは「第117条第1項」と読み替える。

7 附則第5項の規定にかかわらず、会長は、施行日の属する事業年度の前事業年度に係る継続的専
門研修制度の研修について旧会則第117条第1項に規定する義務不履行者となった会員に対し、この
改正規定の施行後、遅滞なく、研修の履修に関し、指示することができる。この場合において、当
該指示を受けた会員は、新会則第117条第3項（旧会則第51条第2項の規定により公示されている場
合を除く。）から第5項までの規定の適用に当たっては、同条第1項の指示を受けた会員とみなす
ものとし、当該会員については、附則第3項の規定にかかわらず、その後の旧会則第50条第6項第
一号（同条第1項第六号に該当する会員に限る。）若しくは第51条（同条第2項の規定により既に

公示されている場合を除く。)の懲戒処分の手続又は旧会則第50条第7項第二号の規定による処分提案書の作成の指示は、行わないものとする。

8 施行日前に会費(地域会会費を含む。)を滞納している会員又は準会員がある場合には、新会則第158条の2第1項の規定の1年以上の期間の計算に当たっては、施行日前の期間を通算して行うものとする。

9 平成29年9月21日において現に修了考査運営委員会の委員である者に関するこの改正規定による改正後の会則第149条第4項の規定の適用については、同項中「修了考査の合格発表の日の翌日」とあるのは、「その就任の日」とする。

附 則(平成30年7月24日改正)

1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(平成30年10月11日)から施行する。ただし、第146条の改正規定については、平成30年11月1日から施行する。

2 この改正規定による改正後の会則(以下「新会則」という。)第73条及び第79条の規定は、平成31年以降に招集する総会について適用する。

3 新会則第79条の規定にかかわらず、理事会で定める日までの間に招集する総会に限り、議決権を有する者の意思表示により従前の規定の例により議決権を行使することができる。

4 前項の規定による議決権の行使に関し必要な事項は、理事会で定める。

5 新会則第91条第1項の規定は、平成31年7月4日以後に就任する専務理事の任期について適用する。

6 この改正規定による改正前の会則第146条第2項に規定する実務補習協議会の委員の任期は、実務補習所の所長及び実務補習所運営委員会の正副委員長の任期にかかわらず、平成30年10月31日までとする。

7 会長は、平成30年11月1日前においても、新会則第146条第3項及び第4項の規定による指名その他必要な手続を行うことができる。

附 則(2019年7月22日改正)

1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日(2019年9月5日)又は2019年10月1日のいずれか遅い日から施行する。

2 施行日の前日において、この改正規定による改正前の会則(以下「旧会則」という。)第139条第1項の規定により監査業務審査会の調査に付されている案件及び旧会則第140条の2第2項の規定による規律調査会の調査及び審議に付されている事案であり、その手続が終了していないものは、この改正規定による改正後の会則(以下「新会則」という。)第60条第3項に規定する事案として施行日において監査・規律審査会の調査及び審査に付されたものとみなす。この場合において、旧会則第140条の2第2項の規定による規律調査会の調査及び審議に付されている事案については、新会則第60条第3項第3号の調査及び審査も含むものとする。

3 監査業務審査会及び規律調査会が施行日の前日までにした調査の記録、収集した資料等は、監査・規律審査会が引き継ぐものとする。

4 旧会則第139条第11項及び同第14項の監査業務審査会の委員及び臨時委員の任期は、施行日の前日までとする。

5 旧会則第140条の4第3項の調査員の任期は、施行日の前日までとする。ただし、第2項の規定により監査・規律審査会の調査及び審査に付されたとみなされる事案を担当している調査員については、当該事案の監査・規律審査会における調査及び審査が終了する時(当該事案が綱紀審査要請された場合は、綱紀審査会における審査が終了する時)までその任期を延長する。

6 旧会則第140条の2第6項で準用する旧会則第139条第11項及び同第14項の規律調査会の委員及び臨時委員の任期は、施行日の前日までとする。

7 新会則第2編第3章の規定は、2020年7月1日以後手続を開始する品質管理レビューから適用し、同日以前に手続を開始する品質管理レビューについては、なお従前の例による。

8 施行日の前日において、旧会則第60条第1項の規定により不服審査会の審査に付されている事案及び旧会則第135条第1項の規定による上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の審査に付されている事案であり、その手続が終了していないものは、新会則第102条第1項及び第107条第1項に規定する事案として施行日において適正手続等審査会の審査に付されたものとみなす。

- 9 前項の規定により適正手続等審査会の審査に付されたものとみなされる事案について不服審査会及び上場会社登録・措置不服審査会が施行日の前日までにした調査の記録、収集した資料等は、適正手続等審査会が引き継ぐものとする。
- 10 旧会則第57条第9項で準用する旧会則第139条第11項の不服審査会の委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 11 旧会則第137条第11項で準用する旧会則第139条第11項の上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 12 旧会則第137条の2第6項で準用する旧会則第139条第11項の品質管理審議会の委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 13 旧会則第142条第7項で準用する旧会則第139条第11項の監査業務モニター会議の委員の任期は、施行日の前日までとする。
- 14 新会則第194条第2項の規定は、2020年4月分の普通会費から適用し、同月前に発生する普通会費については、なお従前の例による。
- 15 新会則第194条第3項の規定は、2020年12月1日以後に終了する事業年度又は会計年度に係る業務会費から適用し、同日前に終了する事業年度又は会計年度に係る業務会費については、なお従前の例による。

附 則（2021年7月15日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（2021年9月14日）から施行する。

附 則（2022年7月25日改正）

この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（2022年8月29日）から施行する。

附 則（2023年1月31日改正）

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可があった日（2023年3月1日）又は2023年4月1日のいずれか遅い日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年法律第41号。以下「改正法」という。）による改正前の公認会計士法第21条第1項第4号の該当性の審査に付されている事案であって、その手続が終了していないものは、施行日以後、この改正規定による改正後の会則（以下「新会則」という。）第32条第1項に該当する事案とみなす。
- 3 新会則第77条第1項から第3項までの規定（同条第2項第3号を除く。）の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後最初に開始する被監査会社等（法第34条の10の4第4項に規定する被監査会社等をいう。）の会計期間（法第24条の3第1項に規定する会計期間をいう。）の開始の日の前日までの間は、なお従前の例により品質管理レビューを行うものとする。
 - (1) 大規模監査法人（法第34条の11の4第2項に規定する大規模監査法人をいう。以下同じ。） 2023年7月1日
 - (2) 大規模監査法人以外の監査事務所 2024年7月1日
- 4 新会則第77条第2項第3号の規定は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の前日まで、新会則第77条第2項第3号中「監査事務所のリスク評価プロセスを含む品質管理のシステムの整備の状況を確認し」とあるのは「監査事務所の品質管理のシステムの整備の状況を確認し」と読み替えて適用するものとする。
- 5 施行日の前日において、この改正規定による改正前の会則（以下「旧会則」という。）第107条において準用する旧会則第102条第1項の規定に基づき適正手続等審査会の審査に付されている事案であって、その手続が終了していないものについては、なお従前の例による。
- 6 施行日の前日において、旧会則第87条第1項に基づく上場会社監査事務所名簿への登録の申請又は旧会則第89条第1項に基づく準登録事務所名簿への登録の申請が行われている場合であって、当該申請に係る審査の手続が終了していないときは、当該申請に係る審査は行わず、又はこれを中止し、その旨を当該申請者に通知する。
- 7 施行日の前日において、旧会則第88条第1項に基づく準登録事務所名簿への登録の申請が行われている場合であって、当該申請の対象となる上場会社との監査契約の締結予定日が新会則の施行日以後であり、かつ、当該申請に係る審査の手続が終了していないときは、当該申請に係る審査は行

わず、又はこれを中止し、その旨を当該申請者に通知する。

- 8 施行日の前日において、現に上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が、施行日以後新会則第46条の3の規定に基づく登録の申請を行った場合であって、次に掲げる事項のいずれも満たすときは、新会則第46条の16第3項の規定は適用せず、直近に受けた通常レビューの実施結果を踏まえて、新会則第46条の4の登録の審査を行う。ただし、上場会社等監査人登録審査会が必要と認めたときは、登録の審査のためのレビューの実施を妨げない。
 - (1) 改正法附則第3条第1項の規定による経過措置の適用を受ける者であること。
 - (2) 施行日の属する事業年度の直前3事業年度において、通常レビューを受けていること。
 - (3) 前号の通常レビュー（直近のものに限る。）において、新会則第78条第2号又は第3号の措置を受けていないこと。
- 9 改正法附則第3条第3項の規定により登録上場会社等監査人とみなされる者については、新会則第46条の14及び第46条の15の規定を適用する。
- 10 新会則第125条第2項の規定は、施行日前に終了した事業年度の履修結果のみで法第21条第2項第3号に該当した者については、適用しない。
- 11 新会則第67条第1項第7号、第122条の2第2項、第128条の2及び第130条の2の規定は、施行日以後に実施された研修に係る履修申告について適用し、施行日前までに実施された研修に係る履修申告については、なお従前の例による。
- 12 前項までに規定するもののほか、この改正規定の施行に関し必要な経過措置は、理事会の議により定めることができる。

最終変更 2023年 1 月31日

(目的)

第1条 この規則は、会則第108条の規定に基づき、適正手続等審査会の審査手続その他運営に関し必要な事項を定める。

(適正手続等審査会の招集)

第2条 審査会長は、適正手続等審査会を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ開催日時、開催場所、審査申立てがされた事案（以下「審査事案」という。）その他会議開催に必要な事項を通知しなければならない。

(適正手続等審査会の開催等)

第3条 審査会長は、会則第102条第2項に規定する申立書（以下「申立書」という。）を受理した後、速やかに適正手続等審査会を開催するものとする。

2 適正手続等審査会は、委員総数の3分の2以上が出席しなければ開会できない。

3 適正手続等審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 適正手続等審査会は、特別な事情がある場合を除き、申立書を受理してから6か月以内に事案審査が終了するよう努めなければならない。

5 適正手続等審査会は、関連する審査事案を併合し、又は分離して審査することができる。

(説明の機会の供与)

第4条 適正手続等審査会は、審査事案の審査に当たり、会則第102条の規定に基づき審査申立てを行った会員及び準会員（以下「審査申立会員」という。）に十分な説明の機会を与えなければならない。

(資料提出等の期限)

第5条 審査申立会員は、会則第106条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する事情の聴取、質問又は関係資料の提出の求めに対し、特段の事情がある場合を除き、14日以内に十分かつ適切に対応しなければならない。

(審査手続)

第6条 審査会長は、審査申立会員に対し、審査事案名、審査に着手する旨、審査を担当する調査員の氏名並びに会則第106条第3項及び第4項の規定に基づき補佐人及び弁護人を付することができる旨を通知するものとする。

2 審査会長は、審査事案に係る結論が議決されたときは、その結論を審査申立会員に通知しなければならない。

3 審査会長は、前項の通知を行うときは、その旨及び結論の内容を本会の会長及び綱紀審査会に通知するものとする。

(申立ての取下げ)

第7条 審査申立会員は、前条第2項の通知があるまでは、取下書を提出して審査申立てを取り下げることができる。

2 審査会長は、前項の取下げがあったときは、その旨を会長及び綱紀審査会に通知するものとする。

(意見の議決)

第8条 適正手続等審査会は、審査申立て制度に関する意見を議決することができる。

2 審査会長は、前項の議決をしたときは、速やかに会長に対し、これを具申しなければならない。

(議事の非公開)

第9条 適正手続等審査会の議事は公開しない。

2 傍聴はこれを認めない。

(議事録)

第10条 適正手続等審査会の議事録は、適正手続等審査会開催の都度作成し、本会に保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 適正手続等審査会の開催日時及び開催場所
- (2) 適正手続等審査会の出席者及び利害関係者に関する事項
- (3) 議事の経過及び結果
- (4) 議決を要する事項につき意見が分かれた場合の各意見の内容及び賛否の数
(委員等の任期)

第11条 適正手続等審査会の委員及び予備委員の任期は3年とし、会則第152条第3項に規定する定期総会終了後最初に開催される理事会の翌日から始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

2 会長は、委員又は予備委員が欠けた場合において、必要と認めたときは、会則第104条第4項に規定する手続により委員又は予備委員を補充するものとする。

3 前項の規定により補充された委員又は予備委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 適正手続等審査会の委員及び予備委員は、次に掲げる職を兼ねることはできない。

- (1) 適正手続等審査会の調査員及び専門調査員
- (2) 綱紀審査会の委員、予備委員、調査員及び専門調査員
- (3) 監査・規律審査会の委員、臨時委員、専門調査員及び調査員
(予備委員)

第13条 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたとき（第16条の利害関係がある場合を含む。）は、審査会長が指名する予備委員がその職務を行う。

（調査員及び専門調査員）

第14条 会則第105条第1項に規定する調査員は、審査会長が審査事案に利害関係のない会員（監査法人を除く。）のうちから指名し、会長が委嘱する。

2 会則第105条第3項に規定する専門調査員は、会員又は会員外の学識経験を有する者のうちから指名し、会長が委嘱する。

3 調査員及び専門調査員の任期は、適正手続等審査会の結論が得られた時までとする。

4 調査員及び専門調査員は、適正手続等審査会に出席し、調査を担当する事案について意見を述べることができる。

（補佐人及び弁護人の人数）

第15条 会則第106条第3項及び第4項に規定する補佐人及び弁護人の合計は2人を超えてはならない。

（利害関係）

第16条 会則第104条第7項に規定する適正手続等審査会の委員、予備委員、調査員及び専門調査員（以下「委員等」という。）の利害関係は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 委員等又は委員等の3親等以内の親族が、綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された会員及び準会員（以下「関係会員」という。）であるとき。
- (2) 委員等の3親等以内の親族が、補佐人及び弁護人であるとき。
- (3) 委員等又は委員等の3親等以内の親族が、関係会員である監査法人の社員又は当該監査法人と雇用又は委任関係を有する者であるとき。
- (4) 委員等又は委員等の3親等以内の親族が、関係会員又は補佐人と共同監査を行っているとき。
- (5) 委員等が、綱紀審査会の委員、予備委員、調査員及び専門調査員並びに監査・規律審査会の委員及び調査員として当該事案に関与したとき。
- (6) 委員等又は委員等の3親等以内の親族が、関係会員の所属する監査事務所（会則第77条第1項に規定する監査事務所をいう。以下同じ。）の社員若しくは構成員、又は当該監査事務所と雇用若しくは委任関係を有する者であるとき。
- (7) 委員等又は委員等の3親等以内の親族が、関係会員の所属する監査法人と共同監査を行っているとき。
- (8) 委員等が、補佐人の所属する監査事務所と雇用若しくは委任の関係を有する者であるとき、又は補佐人の所属する監査法人と共同監査を行っているとき。
- (9) 委員等又は委員等の3親等以内の親族が、会則第102条に規定する審査申立てがあった時点にお

いて、第3号に規定する監査法人又は第6号に規定する監査事務所を脱退又は退職した後5年を経過していないとき。

(10) 委員等若しくは委員等の3親等以内の親族又は委員等若しくは委員等の3親等以内の親族が所属する監査法人が、法令、会則及び規則違反のおそれのある行為を関係会員が行った事業年度の直前5事業年度において、審査事案に係る被監査会社等の監査意見を表明しているとき。

(11) 前各号に定めるほか、委員等が審査事案の審査に当たり、その公正性を疑われる可能性があると適正手続等審査会が認めた特別な事情又は関係を有するとき。

2 前項第9号に該当する委員等は、委員等又は委員等の3親等以内の親族が、当該監査法人又は監査事務所を脱退又は退職した後5年を経過しても、引き続き当該審査事案に係る結論が決定するまで、利害関係のある委員等とみなす。

3 委員等は、審査の公正性を疑われるおそれがあると思料するときは、適正手続等審査会の承認を得て、当該事案の審査から回避することができる。

4 前項の規定により審査から回避した委員等は、利害関係のある委員等とみなす。

附 則

この規則は、会則の改正について金融庁長官の認可の日（2019年9月5日）があった日又は2019年10月1日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（2023年1月31日改正）

この改正規定は、会則の改正について金融庁長官の認可があった日（2023年3月1日）又は2023年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

(趣旨)

第1条 会則第32条第2項(第46条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき本会が行う不利益処分に係る聴聞手続については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)及びこの規則の定めるところによる。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(聴聞の期日の変更)

第3条 本会が法第15条第1項の規定による通知(同条第3項の規定により通知をした場合を含む。)をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、本会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 本会は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 本会は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(その時まで法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手続)

第4条 法第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の14日前までに、その氏名、住所その他の本会が必要とする事項及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第5条 法第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者等は、その氏名、住所その他の本会が必要とする事項及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を本会に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 本会は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、本会は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 本会は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の手続)

第6条 法第19条第1項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、本会は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第7条 法第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の7日前までに、補佐人の氏名、住所その他の本会が必要とする事項、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、法第22条第2項(法第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭せようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第8条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第9条 本会は、法第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するとともに、当事者及び参加人（その時まで法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(陳述書の提出の方法等)

第10条 法第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所その他の本会が必要とする事項、聴聞の件名、当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実、当該事案の内容についての意見等を記載した書面により行うものとする。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第11条 聴聞調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

(1) 聴聞の件名

(2) 聴聞の期日及び場所

(3) 主宰者の氏名及び職名

(4) 聴聞の期日に出頭した当事者、参加人、代理人及び補佐人（以下この項において「聴聞関係者」という。）の氏名、住所その他の本会が必要とする事項並びに本会の役職員等の氏名及び職名

(5) 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該聴聞関係者のうち当事者及び代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(6) 聴聞関係者及び本会の役職員等の陳述（法第21条第1項の規定により提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨

(7) 証拠書類等が提出されたときは、その標目

(8) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

(1) 意見

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(3) 理由

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第12条 法第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所その他の本会が必要とする事項及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては本会に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は本会は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

附 則

この規則は、会則の改正について金融庁長官の認可があつた日（2023年3月1日）又は2023年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

最終変更 2023年2月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第42条の規定に基づき、登録審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する委員の数)

第2条 会則第38条第3項の規定により会長が会員のうちから委嘱する委員の数は、9人以内とする。

2 会長は、前項に規定する委員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

(招集)

第3条 登録審査会は、登録審査会の会長が招集する。

(開催)

第4条 登録審査会は、月1回以上これを開くものとする。

(登録の申請に係る審査の方法)

第5条 登録審査会が行う会則第29条の規定による登録に係る審査は、登録申請者が会則第28条の規定により提出した登録申請書及びその添付書類が公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）、公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法（以下「平成15年改正前の法」という。）、公認会計士等登録規則（昭和42年大蔵省令第8号）、会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第107号）附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第2条の規定による改正前の公認会計士等登録規則及び特定社員登録規則（平成19年内閣府令第83号）の規定に準拠して完備しているか否かを確認することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、登録審査会は、次に掲げる者からの登録に係る審査については、同項に規定する方法に併せて、当該登録申請者に対し質問する方法により行うことができる。

(1) 過去に公認会計士、外国公認会計士、会計士補又は特定社員の登録を拒否された者

(2) 法（会計士補にあつては、平成15年改正前の法）第4条各号又は法（会計士補にあつては、平成15年改正前の法）第34条の10の10各号のいずれかに該当したことにより、過去に登録を抹消された者

(3) 前2号に掲げる者のほか、法（会計士補にあつては、平成15年改正前の法）第18条の2及び法（会計士補にあつては、平成15年改正前の法）第34条の10の10第12号の規定の趣旨に照らし登録審査会が必要と認める者

3 前項の規定による登録申請者に対する質問は、当該登録申請者の登録に係る審査に必要と認める事項について、原則として、面接により行うものとする。

4 登録審査会は、第2項の規定により登録申請者に質問を行うときは、あらかじめ当該登録申請者にその旨を通知するものとする。

5 登録審査会は、第2項各号に掲げる者の登録に係る審査に当たっては、当該登録申請者に対する資料の徴求、当該登録申請者に関する情報の収集、関係者への照会その他の必要と認める調査を行うことができる。

6 登録審査会は、第2項の規定による登録申請者に対する質問又は前項の規定による調査を行ったときは、その結果を記載した書面を作成するものとする。

(変更の登録の申請に関する違反事実の有無に係る審査の方法)

第6条 会則第30条の規定による変更の登録の申請に関して登録審査会が行う違反事実（公認会計士等の変更登録に係る公示、公表等に関する細則第2条第1項の規定する違反事実をいう。以下同じ。）の有無に係る審査は、当該違反事実に係る調査の結果その他の当該違反事実があると思料するに至った経緯を記録した書面及び記録された事項に関する資料がある場合にはその資料を確認すること

により行う。

（登録抹消に係る審査の方法）

第7条 登録審査会は、会則第32条第1項の規定による登録の抹消に係る審査において、法（会計士補にあっては、平成15年改正前の法）第21条第2項各号のいずれかの規定により公認会計士、外国公認会計士又は会計士補の登録の抹消をする必要があると思料する場合及び法第34条の10の14第2項各号のいずれかの規定により特定社員の登録の抹消をする必要があると思料する場合には、当該公認会計士、外国公認会計士、会計士補又は特定社員の当該登録抹消事由に関する資料の収集、面接その他の必要な調査を行わなければならない。

2 登録審査会は、前項の調査を行ったときは、その結果を記載した書面を作成するものとする。

（公認会計士等の登録に係る議決の方法）

第8条 登録審査会における登録の適否の議決は、登録適否議決表に出席委員が押印することにより行う。この場合において、登録を不適当とする議決をするときは、その理由を記載した書面を作成するものとする。

2 登録審査会における変更の登録の申請に係る違反事実の有無の議決は、違反事実有無議決表に出席委員が押印することにより行う。

3 登録審査会における登録の抹消（前条第1項に規定する場合の登録の抹消に限る。）の適否の議決は、登録抹消適否議決表に出席委員が押印することにより行う。この場合において、登録抹消を適当とする議決をするときは、その理由を記載した書面を作成するものとする。

（準会員の入会に係る議決の方法）

第9条 準会員の入会の承認又は拒否に関する議決は、準会員入会適否議決表に出席委員が押印することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、準会員の入会等に関する事務細則第3条第2項の規定により事務局長が入会の審査を行う場合は、準会員入会適否議決表には事務局長が押印する。

（議事録）

第10条 登録審査会の議事については、議事録を作成し、登録審査会の会長及び出席した委員2人がこれに署名押印して、本会に保存する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

（1）登録審査会の開催日時及び場所

（2）出席者

（3）議事の経過及び議決の結果

附 則

この細則は、昭和42年3月20日から施行する。

附 則（昭和53年5月9日改正）

この改正規定は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月11日改正）

この改正規定は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則（平成18年1月17日改正）

この改正規定は、平成18年1月18日から施行し、平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成18年12月7日改正）

この改正規定は、会則第24条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行する。

附 則（平成19年5月17日改正）

この改正規定は、平成19年定期総会終了後から施行する。

附 則（平成24年4月11日改正）抄

1 この改正規定は、平成24年4月12日から施行する。

附 則（平成26年7月30日改正）

この改正規定は、平成26年7月31日から施行する。

附 則（平成29年10月20日改正）抄

1 この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2020年3月18日改正）

この改正規定は、会則第165条第1項第5号の規定に基づき、理事会において事務局長が任命された日から施行する。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年 2 月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第46条の規定に基づき、資格審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 資格審査会は、資格審査会の会長（以下「審査会会長」という。）が招集する。

2 審査会会長は、審査会を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ、開催日時、開催場所、開催理由その他必要な事項を通知しなければならない。

(欠員の補充)

第3条 会長は、委員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充する手続をとらなければならない。

(審査開始の通知)

第4条 資格審査会は、公認会計士等登録事務細則第6条又は特定社員の登録、入会等に関する事務細則第6条の規定により審査の請求を受けたときは、遅滞なく審査を開始し、かつ、審査開始通知書を当該申請者又は当該登録の抹消の対象となる者に送付して通知しなければならない。

2 前項の審査開始通知書には、書面により意見を述べ、及び証拠その他の資料を提出することができる旨を記載しなければならない。

(審査の方法)

第5条 資格審査会は、登録審査会が作成した登録審査会運営細則第8条第1項又は第3項の理由を記載した書面に記載された理由が相当であるか否かを審査しなければならない。

2 資格審査会は、審査に必要があると認めたときは、登録審査会に対し必要な調査を求めることができる。

3 資格審査会は、第1項の審査（登録審査会運営細則第8条第3項の審査に限る。）をするときは、公認会計士等登録事務細則第6条の2第2項又は特定社員の登録、入会等に関する事務細則第6条の2第2項の規定により提供された聴聞調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(議決の方法及び通知)

第6条 登録の拒否又は抹消の可否に係る議決は、可否議決表に出席委員が押印することにより行う。

2 前項の場合において、前条第1項に規定する理由が相当であると認めたときにあってはその旨を、相当でないと認めたときにあってはその旨及びその理由を、書面により、会長に通知するものとする。

(議事録)

第7条 資格審査会の議事については、議事録を作成し、審査会会長及び出席した委員全員がこれに署名押印して、本会に保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 資格審査会の開催日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 議事の経過及び議決の結果
- (4) 意見が分かれた場合の各意見の内容及び賛否の数

附 則

この細則は、会則に第28条の2を加える改正規定について金融庁長官の認可があった日（平成24年8月9日）から施行する。

附 則（平成29年10月20日改正）抄

1 この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月 1 日）から施行する。

附 則（2023年 2 月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年 4 月 1 日）から施行する。

最終変更 2023年 2 月17日
(趣旨)

第1条 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）に関する登録及び入会に係る事務その他必要な事項については、公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）、公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法（以下「平成15年改正前の法」という。）、公認会計士等登録規則（昭和42年大蔵省令第8号。以下「登録規則」という。）及び会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第107号）附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第2条の規定による改正前の公認会計士等登録規則（以下「平成17年改正前の登録規則」という。）並びに会則及び登録審査会運営細則に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

（登録申請書類等の受付等）

第2条 本会は、登録規則（会計士補にあつては、平成17年改正前の登録規則。以下この項において同じ。）第4条の公認会計士等の開業登録申請書（以下単に「開業登録申請書」という。）、登録規則第6条の公認会計士等の変更登録申請書又は登録規則第7条の公認会計士等の登録の抹消に関する届出書（以下単に「登録の抹消に関する届出書」という。）及びこれらに添付する書類（以下「登録申請書類等」という。）の提出があつたときは、所定の受付簿に所要の事項を記載して受付を行う。

2 登録申請書類等のうち、登録規則第4条第2項第10号（会計士補にあつては、平成17年改正前の登録規則第4条第2項第9号）の書類は、理由書及び医師の診断書とする。

3 理由書及び医師の診断書の様式は、別に定める。

（登録に関する審査等）

第3条 登録に関する審査は、登録審査会がこれを行う。ただし、次の各号に掲げる登録に係る審査は、これを事務局長に行わせることができる。

(1) 死亡による登録抹消

(2) 変更登録（共同事務所の名称に係る変更登録を除く。）

2 前項に規定する審査以外の登録に関する必要な事務は、事務局長が処理する。

（欠格による登録抹消の特例）

第4条 本会は、公認会計士等が法（会計士補にあつては、平成15年改正前の法）第4条各号のいずれかに該当したことが確認された場合において、本人等による登録の抹消に関する届出書の提出がないときは、登録審査会の審査を経て登録を抹消することができる。

（死亡による登録抹消の特例）

第5条 本会は、公認会計士等の死亡が確認された場合において、相続人不明等の理由により登録の抹消に関する届出書の提出がなされないときは、登録審査会の審査を経て登録を抹消することができる。この場合においては、第3条第1項ただし書の規定は適用しない。

（所在不明による登録抹消の特例）

第5条の2 本会は、公認会計士等が法第21条第2項第4号（法第16条の2第6項において準用する場合を含み、会計士補にあつては、平成15年改正前の法第21条第2項第3号）に該当する場合において、登録の抹消に関する届出書の提出がなされないときは、登録審査会及び資格審査会の審査を経て登録を抹消することができる。

（資格審査会への審査の請求）

第6条 本会は、登録審査会において、当該申請者が公認会計士等となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めて当該申請者の登録を不適当とする議決をしたときは、資格審査会に対し審査を請求する。この場合には、登録審査会運営細則第8条第1項の理由を記載した書面を開業登録申請書に添付して資格審査会に提供するものとする。

2 本会は、登録審査会において、法（会計士補にあつては、平成15年改正前の法）第21条第2項各号（法第16条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定により公認会計士等の登録を抹消することを適当とする議決をしたときは、資格審査会に対し審査を請求する。この場合には、登録審査会運営細則第8条第3項の理由を記載した書面を資格審査会に提供するものとする。

（主宰者の指名等）

第6条の2 会長は、前条第2項の議決があつたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第17条第1項に規定する主宰者を指名する。

2 会長は、主宰者から行政手続法第24条第3項の規定により聴聞調書及び報告書が提出されたときは、速やかに資格審査会に提供するものとする。

（登録の拒否）

第7条 本会は、資格審査会において登録の拒否を決定したときは、所定の登録拒否簿に所要の事項を記載の上、当該申請者及び金融庁長官に理由を付してその旨を通知する。

（登録申請書類等及び手数料の返還）

第8条 本会は、登録の拒否を決定したとき、又は登録の申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る登録申請書類等及び会則第33条に規定する手数料を当該申請者に返還する。

（金融庁長官への通知の際の登録名簿の写しの添付）

第9条 本会は、登録規則第13条（会計士補にあつては、平成17年改正前の登録規則第12条）の規定による金融庁長官への通知のうち開業登録及び変更登録に係るものについては、当該申請者に係る公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿の写しを付してするものとする。

（登録及び登録抹消の公告）

第10条 会則第34条の規定により行う官報をもってする公告は、次の各号に掲げる事項を記載してこれを行う。

（1）開業登録 氏名、登録年月日及び登録番号

（2）登録抹消 氏名、登録番号、抹消年月日及び抹消の事由

（入会の届出）

第11条 会則第11条第2項の入会届出書（公認会計士及び外国公認会計士に係るものに限る。以下「入会届出書」という。）は、写真を添えて、開業登録申請書と併せて提出しなければならない。

2 入会届出書の項目は次のとおり（第4号及び第7号から第11号までは該当するものがある場合に限る。）とし、その様式は別に定める。

（1）氏名、生年月日、性別、住所及び本籍

（2）主たる事務所又は勤務する事務所の名称及び所在地、会社その他の者の名称及び所在地

（3）書類等の送達先

（4）電話番号及び電子メールアドレス

（5）公認会計士試験の合格歴

（6）学歴

（7）職歴

（8）雇用され、又はその業務に従事している（役員に就任している場合を含む。）会社、大学、非営利法人、行政機関等の名称、区分、役職及び入社等年月

（9）海外在留先の国名及び在留開始年月

（10）登録している公認会計士等以外の公認会計士業務に係る資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合には当該会の名称

（11）賞罰

3 会則第192条第1項又は第3項に規定する入会金及び会則第193条に規定する施設負担金は、入会届出書に添えて本会に納付しなければならない。

（入会の申込み）

第12条 会則第5条第2項第2号に掲げる者が本会に入会しようとする場合は、準会員入会申込書（会則第12条第2項の入会申込書をいう。）に写真を添えて、これを提出しなければならない。

2 準会員入会申込書の項目は次のとおり（第4号及び第7号から第11号までは、該当するものがある場合に限る。）とし、その様式は別に定める。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所及び本籍
 - (2) 主たる事務所又は勤務する事務所の名称及び所在地
 - (3) 書類等の送達先
 - (4) 電話番号及び電子メールアドレス
 - (5) 公認会計士試験の合格歴
 - (6) 学歴
 - (7) 職歴
 - (8) 雇用され、又はその業務に従事している（役員に就任している場合を含む。）会社、大学、非営利法人、行政機関等の名称、区分、役職及び入社等年月
 - (9) 海外に在留しているときは、海外在留先の国名及び在留開始年月
 - (10) 登録している公認会計士等以外の公認会計士業務に関係する資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合には当該会の名称
 - (11) 賞罰
- 3 会則第192条第2項に規定する入会金は、準会員入会申込書に添えて本会に納付しなければならない。
- （入会の審査）
- 第13条 会長は、準会員入会申込書の提出があったときは、速やかに登録審査会に対し、入会の可否の審査を求めなければならない。
- （入会の拒否）
- 第14条 登録審査会は、準会員入会申込書の提出があった者（以下この条及び次条において「申込人」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、入会を承認することができない。
- (1) 本会の除名処分を受けた者
 - (2) 本会の準会員であった者で、その当時の入会金又は会費を完納していない者
 - (3) その他本会の目的達成に著しく支障があると認められる者
- 2 登録審査会は、入会を拒否するときは、当該申込人に十分な説明の機会を与えなければならない。
- （審査結果の通知等）
- 第15条 会長は、登録審査会が申込人の入会を承認したときは、速やかに当該申込人及び所屬地域会にその旨を通知する。
- 2 会長は、登録審査会が申込人の入会を拒否したときは、速やかに当該申込人にその旨を通知する。
- 3 入会の申込みに係る書類は、入会を拒否した場合においても、返還しない。
- （入会の審査に係る雑則）
- 第16条 前3条に規定するもののほか、会計士補の入会に係る審査に関し必要な事項については、登録審査会が、その所管する事項に関して決定できるものとする。
- （所屬地域会）
- 第17条 公認会計士等が会員又は準会員（会則第5条第2項第2号の準会員に限る。以下同じ。）となったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事務所等の所在地を含む区域を管轄する地域会に所属する。
- (1) 主たる事務所を有する場合 主たる事務所
 - (2) 監査法人の社員である会員が主たる事務所を有しない場合 当該監査法人において主として執務する事務所
 - (3) 監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務する会員又は準会員が主たる事務所を有しない場合 当該勤務する事務所
 - (4) 会社その他の者の役員又はこれに準ずる者である会員が前3号に該当しない場合 当該会社その他の者において主として執務する事業所その他の施設の所在地
 - (5) 会社その他の者に勤務する会員が前各号に該当しない場合 当該会社その他の者において勤務する事業所その他の施設の所在地
- 2 前項第4号又は第5号に規定する施設の所在地がいずれも国外にある場合は、本会が会則第6条の規定により事務所を置く地域を当該会員の所屬地域会とする。
- （会員登録名簿の記載事項等）

第18条 会則第17条第1項に規定する会員登録名簿（公認会計士等に係るものに限る。以下同じ。）の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名、性別及び住所
- (2) 事務所の所在地、会社その他の者の名称及び所在地
- (3) 登録番号
- (4) 入会年月日（準会員に限る。）
- (5) 所属地域会
- (6) 学歴
- (7) 公認会計士等以外の公認会計士業務に係る資格を登録しているときは、当該資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合には当該会の名称
- (8) 会社、大学、非営利法人、行政機関等（以下「会社等」という。）に雇用され、又はその業務に従事しているとき（役員に就任している場合を含む。）は、当該会社等の名称、区分、役職及び入社等年月
- (9) 海外に在留しているときは、在留先の国名及び在留開始年月
- (10) 電話番号及び電子メールアドレス
- (11) 前各号に掲げる事項の異動に関する事項

2 会員登録名簿の様式は、別に定める。

第19条 会則第24条第1項の規定による届出は、別に定める会員（準会員）変更届出書を提出してしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出は、会員（準会員）変更届出書の提出に代えて、本会が別に定める電磁的方法により行うことができる。

（公認会計士等に関する事項の管理）

第20条 本会は、公認会計士等について、次の事項を第18条第1項各号に規定する事項と併せて管理するものとする。

- (1) 本会の役員歴及び委員歴
 - (2) 賞罰（褒章、叙勲、会員表彰等及び本会の懲戒処分等）
- （退会の届出）

第21条 準会員が退会を申し出る場合は、退会年月日及び退会理由を記載した準会員退会届出書（会則第15条第3項の退会届をいう。）を提出しなければならない。

2 準会員退会届出書の様式は、別に定める。

3 事務局長は、準会員退会届出書の提出があったときは、遅滞なく、退会の決裁事務を行い、その旨及び退会の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

（登録事項等の照会）

第22条 本会は、公認会計士等に対し、公認会計士名簿、会計士補名簿又は外国公認会計士名簿の登録事項及び会員登録名簿の記載事項の変更の有無について照会を行うものとする。

（登録申請書類等の保管）

第23条 登録申請書類等並びに入会及び退会に係る書類は、文書管理細則に定めるところにより保存する。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、昭和42年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 昭和42年3月19日までに大蔵大臣宛に提出された登録申請については、第2条及び第8条の規定を適用しない。

3 本会は、公認会計士法附則第24項の規定により大蔵大臣から引き継ぎを受けた公認会計士名簿等については、登録規則様式第1号、第2号又は第3号によってこれを新たに作成する。

4 前項により作成した公認会計士名簿等については、その写しを昭和42年9月20日までに大蔵大臣に提出する。

附 則（昭和43年5月14日改正）

この改正規定は、昭和43年 6 月22日から施行する。

附 則（昭和47年 5 月11日改正）

（沖縄の公認会計士等の特例）

- 1 沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係の法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第150号。以下「政令」という。）第46条第1項の規定の適用を受ける者については第8条の規定にかかわらず、手数料はこれを納付することを要しない。
- 2 政令第46条第1項の規定の適用を受け、本会に入会する公認会計士及び外国公認会計士は、第10条の規定にかかわらず、入会届出書は昭和47年 5 月31日までに提出しなければならない。
- 3 この附則は、昭和47年 5 月15日から施行する。

附 則（昭和49年 8 月20日改正）

- 1 この改正規定は、昭和49年 8 月20日から施行する。
- 2 昭和49年 7 月 1 日から昭和49年 8 月20日までに入会申込をした者については、本細則施行後開業登録手数料を返還するものとする。

附 則（昭和52年 4 月12日改正）

この改正規定は、昭和52年 4 月13日から施行する。

附 則（昭和53年 7 月11日改正）

この改正規定は、昭和53年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月25日改正）

この改正規定は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 5 月13日改正）

この改正規定は、昭和55年 6 月21日から施行する。

附 則（昭和60年10月 8 日改正）

この改正規定は、昭和60年10月 9 日から実施する。

附 則（平成元年 1 月18日改正）

この改正規定は、平成元年 1 月19日から実施する。ただし、第3条の改正規定は、昭和63年 8 月16日から適用する。

附 則（平成元年 3 月28日改正）

この改正規定は、平成元年 3 月29日から実施する。ただし、第10条第3項の施設負担金の規定は平成元年 7 月 1 日以後、初めて会員となる者から適用する。

附 則（平成12年 3 月22日改正）

この改正規定は、平成12年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 4 月17日改正）

この改正規定は、平成13年 4 月18日から施行する。

附 則（平成16年 3 月17日改正）

この改正規定は、平成16年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成16年 4 月 6 日改正）

この改正規定は、平成16年 4 月 7 日から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成18年 1 月17日改正）

この改正規定は、平成18年 1 月18日から施行し、平成18年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成18年 2 月16日改正）

この改正規定は、会則第75条の2の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成18年 8 月21日）から施行する。

附 則（平成18年12月 7 日改正）

この改正規定は、会則第17条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成19年 2 月 2 日）から施行する。

附 則（平成19年 5 月17日改正）

この改正規定は、平成19年定期総会終了後から施行する。

附 則（平成21年 7 月 8 日改正）

この改正規定は、平成21年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成22年 1 月14日改正）

- 1 この改正規定は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 その入会の日からこの改正規定の施行の日の前日までの間に、この改正規定による改正後の第13条第 1 項各号に掲げる事項に変更があった公認会計士等は、当該変更事項について、会則第37条第 1 項本文の規定による届出をするものとする。

附 則（平成23年 6 月 8 日改正）

この改正規定は、税務業務部会運営細則施行の日から施行する。

附 則（平成24年 4 月11日改正）

この改正規定は、平成24年 4 月12日から施行する。

附 則（平成26年 7 月30日改正）

この改正規定は、会則第 4 章第 5 節の改正について金融庁長官の認可があった日（平成26年 9 月 1 日）から施行する。

附 則（平成29年10月20日改正）抄

- 1 この改正規定は、平成29年11月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 7 月26日改正）

この改正規定は、平成30年11月 1 日から施行する。

附 則（2019年 2 月22日改正）

この改正規定は、2019年 2 月23日から施行する。

附 則（2019年 3 月20日改正）抄

- 1 この改正規定は、2019年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019年 9 月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月 1 日）から施行する。

附 則（2019年12月13日改正）

この改正規定は、2019年12月14日から施行する。

附 則（2020年 3 月18日改正）

この改正規定は、会則第165条第 1 項第 5 号の規定に基づき、理事会において事務局長が任命された日から施行する。

附 則（2021年 5 月14日改正）

この改正規定は、2021年 5 月15日から施行する。

附 則（2023年 2 月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年 4 月 1 日）から施行する。

最終変更 2023年2月17日
(趣旨)

第1条 特定社員に関する登録及び入会に係る事務その他必要な事項については、公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）、特定社員登録規則（平成19年内閣府令第83号。以下「登録規則」という。）、会則及び登録審査会運営細則に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

(登録申請書類等の受付等)

第2条 本会は、登録規則第4条の特定社員登録申請書（以下単に「特定社員登録申請書」という。）、登録規則第5条の変更登録申請書又は登録規則第6条の特定社員登録の抹消に関する届出書（以下単に「登録の抹消に関する届出書」という。）及びこれらに添付すべき書類（以下「登録申請書類等」という。）の提出があったときは、所定の受付簿に所要の事項を記載して受付を行う。

- 2 登録申請書類等のうち、登録規則第4条第2項第6号の書類は、理由書及び医師の診断書とする。
- 3 理由書及び医師の診断書の様式は、別に定める。

(登録に関する審査等)

第3条 登録に関する審査は、登録審査会がこれを行う。ただし、次に掲げる登録に係る審査は、これを事務局長に行わせることができる。

- (1) 死亡による登録抹消
- (2) 変更登録

- 2 前項に規定する審査以外の登録に関する必要な事務は、事務局長が処理する。

(欠格による登録抹消の特例)

第4条 本会は、特定社員が法第34条の10の10各号のいずれかに該当したことが確認された場合において、本人等による登録の抹消に関する届出書の提出がないときは、登録審査会の審査を経て登録を抹消することができる。

(死亡による登録抹消の特例)

第5条 本会は、特定社員の死亡が確認された場合において、相続人不明等の理由により登録の抹消に関する届出書の提出がなされないときは、登録審査会の審査を経て登録を抹消することができる。この場合においては、第3条第1項ただし書の規定は適用しない。

(所在不明による登録抹消の特例)

第5条の2 本会は、特定社員が法第34条の10の14第2項第3号に該当する場合において、登録の抹消に関する届出書の提出がなされないときは、登録審査会及び資格審査会の審査を経て登録を抹消することができる。

(資格審査会への審査の請求)

第6条 本会は、登録審査会において、当該申請者が特定社員としての登録を受けることができない者であると認めて当該申請者の登録を不適当とする議決をしたときは、資格審査会に対し審査を請求する。この場合には、登録審査会運営細則第8条第1項の理由を記載した書面を特定社員登録申請書に添付して資格審査会に提供するものとする。

- 2 本会は、登録審査会において、法第34条の10の14第2項各号いずれかの規定により特定社員の登録の抹消をすることを適当とする議決をしたときは、資格審査会に対し審査を請求する。この場合には、登録審査会運営細則第8条第3項の理由を記載した書面を資格審査会に提供するものとする。

(主宰者の指名等)

第6条の2 会長は、前条第2項の議決があったときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第17条第1項に規定する主宰者を指名する。

- 2 会長は、主宰者から行政手続法第24条第3項の規定により聴聞調書及び報告書が提出されたときは、速やかに資格審査会に提供するものとする。

(登録の拒否)

- 第7条 本会は、資格審査会において登録の拒否を決定したときは、所定の登録拒否簿に所要の事項を記載の上、当該申請者に理由を付してその旨を通知する。
(登録申請書類等及び手数料の返還)
- 第8条 本会は、登録の拒否を決定したとき、又は登録の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る登録申請書類等及び会則第33条に規定する手数料を返還する。
(金融庁長官への通知の際の登録名簿の写しの添付)
- 第9条 本会は、登録規則第11条の規定による金融庁長官への通知のうち特定社員登録及び変更登録に係るものについては、当該申請者に係る特定社員名簿の写しを付してするものとする。
(入会の申請)
- 第10条 会則第13条第2項の規定による特定社員の入会の申請は、入会申請書に当該特定社員の写真を添えて、これを本会に提出してしなければならない。
- 2 所属監査法人(会則第13条第2項に規定する所属監査法人をいう。以下同じ。)が申請をする場合にあっては、当該特定社員が本会への入会を承諾した旨を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 入会申込書の項目は次のとおり(第4号及び第6号から第10号までは該当するものがある場合に限る。)とし、その様式は別に定める。
- (1) 氏名、生年月日、性別、住所及び本籍
 - (2) 所属監査法人の主として執務する事務所の名称及び所在地
 - (3) 書類等の送達先
 - (4) 電話番号及び電子メールアドレス
 - (5) 学歴
 - (6) 職歴
 - (7) 雇用され、又はその業務に従事している(役員に就任している場合を含む。)会社、大学、非営利法人、行政機関等の名称、区分、役職及び入社等年月
 - (8) 海外在留先の国名及び在留開始年月
 - (9) 登録している他の資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合は当該会の名称
 - (10) 賞罰
- 4 会則第192条第2項に規定する入会金は、入会申請書に添えて本会に納付しなければならない。
(入会の審査)
- 第11条 会長は、入会申請書の提出があったときは、速やかに登録審査会に対し、入会の可否の審査を求めなければならない。
(入会の拒否)
- 第12条 登録審査会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入会を承認することができない。
- (1) 本会の除名処分を受けた者
 - (2) 本会の会員又は準会員であった者で、その当時の入会金又は会費を完納していない者
 - (3) その他本会の目的達成に著しく支障があると認められる者
- 2 登録審査会は、入会を拒否するときは、当該申請人に十分な説明の機会を与えなければならない。
(審査結果の通知等)
- 第13条 会長は、登録審査会が入会を承認し、又は拒否したときは、速やかに当該申請人にその旨を通知する。
- 2 入会の申請に係る書類は、入会を拒否した場合においても、返還しない。
(入会の審査に係る雑則)
- 第14条 前3条に規定するもののほか、特定社員の入会に係る審査に関し必要な事項については、登録審査会が、その所管する事項に関して決定できるものとする。
(準会員(特定社員)登録名簿の記載事項等)
- 第15条 会則第17条第1項の準会員登録名簿のうち特定社員に係るもの(以下「準会員(特定社員)登録名簿」という。)の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名、性別及び住所
 - (2) 所属監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地
 - (3) 準会員（特定社員）番号
 - (4) 入会年月日
 - (5) 学歴
 - (6) 登録している資格があるときは、当該資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合は当該会の名称
 - (7) 会社、大学、非営利法人、行政機関等（以下「会社等」という。）に雇用され、又はその業務に従事しているとき（役員に就任している場合を含む。）は、当該会社等の名称、区分、役職及び入社等年月
 - (8) 海外に在留しているときは、在留先の国名及び在留開始年月
 - (9) 電話番号及び電子メールアドレス
 - (10) 前各号に掲げる事項の異動に関する事項
- 2 準会員（特定社員）登録名簿の様式は、別に定める。
（変更の届出）

第16条 会則第24条第1項の規定による届出は、別に定める準会員（特定社員）変更届出書を提出してしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する届出は、準会員（特定社員）変更届出書の提出に代えて、本会が別に定める電磁的方法によることができる。
（特定社員に関する事項の管理）

第17条 本会は、特定社員について、次の事項を第15条第1項各号に規定する事項と併せて管理するものとする。

- (1) 本会の役員歴及び委員歴
- (2) 賞罰（褒章、叙勲、会員表彰等及び本会の懲戒処分等）
（退会に係る事務）

第18条 事務局長は、特定社員が会則第15条第2項第3号アからウまでのいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、退会の決裁事務を行い、その旨及び退会の年月日を当該特定社員及び所属監査法人に通知しなければならない。ただし、同号イに該当し退会することとなった場合は、当該所属監査法人への通知を要しない。

（登録事項等の照会）

第19条 本会は、特定社員に対し、特定社員名簿の登録事項及び準会員（特定社員）登録名簿の記載事項の変更の有無について照会を行うものとする。

（登録申請書類等の保管）

第20条 登録申請書類等並びに入会及び退会に係る書類は、文書管理細則に定めるところにより保存する。

附 則

この細則は、会則第31条の2を加える改正規定の適用日（平成20年4月1日）から施行する。

附 則（平成21年7月8日改正）

この改正規定は、平成21年7月9日から施行する。

附 則（平成22年1月14日改正）

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 その入会の日からこの改正規定の施行の日の前日までの間に、この改正規定による改正後の第2条第1項各号に掲げる事項に変更があった特定社員は、当該変更事項について、会則第37条第1項本文の規定による届出をするものとする。

附 則（平成24年4月11日改正）

この改正規定は、平成24年4月12日から施行する。

附 則（平成29年10月20日改正）抄

- 1 この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年 7 月26日改正）

この改正規定は、平成30年11月 1 日から施行する。

附 則（2019年 2 月22日改正）

この改正規定は、2019年 2 月23日から施行する。

附 則（2019年 3 月20日改正）抄

1 この改正規定は、2019年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019年 9 月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月 1 日）から施行する。

附 則（2019年12月13日改正）

この改正規定は、2019年12月14日から施行する。

附 則（2020年 3 月18日改正）

この改正規定は、会則第165条第 1 項第 5 号の規定に基づき、理事会において事務局長が任命された日から施行する。

附 則（2023年 2 月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年 4 月 1 日）から施行する。

最終変更 2023年2月17日
(趣旨)

第1条 準会員（会則第5条第2項第2号及び第5号の準会員を除く。以下同じ。）の入会に係る手続その他必要な事項については、会則及び登録審査会運営細則に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

（入会の申込み）

第2条 準会員として入会しようとする者は、準会員入会申込書（会則第12条第2項の入会申込書をいう。）を提出しなければならない。

2 準会員入会申込書の項目は次のとおり（第3号、第6号、第9号及び第11号から第15号までは、該当するものがある場合に限る。）とし、その様式は別に定める。

（1）準会員の種別（会則第5条第2項第1号、第3号又は第4号の別）

（2）氏名、生年月日、性別、住所及び本籍

（3）次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める勤務先等に係る事項

ア 準会員が公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）の事務所に勤務するとき その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を営営する公認会計士等の氏名及び登録番号

イ 準会員が監査法人に勤務するとき 当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地

ウ 準会員が他の職業専門家として自らその事業を営むとき その事務所の名称及びその所在地

エ 準会員が会社等に勤務しているとき 当該会社等の名称及びその所在地

（4）所属地域会

（5）書類の送達先

（6）電話番号及び電子メールアドレス

（7）公認会計士等となる資格

（8）公認会計士試験の合格歴

（9）過去の公認会計士又は会計士補としての登録履歴

（10）学歴

（11）職歴

（12）第3号エに掲げる会社等の区分及び役職

（13）海外在留先の国名及び在留開始年月

（14）登録している公認会計士業務に関する資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合は当該会の名称

（15）賞罰

3 準会員入会申込書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前3か月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

（1）申込者の写真（撮影後3か月以内のものに限る。）

（2）戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。）

（3）住民票の写し

（4）次の各号に掲げる準会員の区分に応じ、当該各号に定める書類

ア 会則第5条第2項第1号の準会員 公認会計士等登録規則（昭和42年大蔵省令第8号。以下「登録規則」という。）第4条第2項第7号イ若しくはロのいずれか1つの書類並びに実務補習規則（平成17年内閣府令第106号）第9条及び業務補助等に関する規則（昭和25年公認会計士管理委員会規則第7号）第5条の規定による通知の写し、又は登録規則第4条第2項第7号ハからヘまでに掲げるいずれか1つの書類

イ 会則第5条第2項第3号の準会員 会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第107号）附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第2条の規定による改正前の公認会計士等登録規則（以下「平成17年改正前の登録規則」という。）第4条第2項第6号イ又はロのいずれか1つの書類

ウ 会則第5条第2項第4号の準会員 登録規則第4条第2項第7号イ又はロのいずれか1つの書類

(5) 登録規則第4条第2項第8号（会則第5条第2項第3号の準会員にあっては、平成17年改正前の登録規則第4条第2項第7号）に規定する官公署の証明書

(6) 登録規則第4条第2項第9号（会則第5条第2項第3号の準会員にあっては、平成17年改正前の登録規則第4条第2項第8号）に規定する宣誓書

(7) 監査法人、公認会計士等の事務所又は会社等に勤務している場合にあっては、当該監査法人、事務所又は会社等に勤務していることを証する書類

(8) 第4条第1項第1号に該当する者かどうかを審査するために登録審査会が必要と認める場合にあっては、理由書及び医師の診断書

4 所屬地域会について、第7条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、第2項第3号に掲げる事項を記載しなければならない。

5 前項までの規定にかかわらず、現に会員である者が公認会計士又は外国公認会計士としての登録を抹消し準会員として入会しようとするとき、又は会計士補が登録を抹消し準会員として入会しようとするときは、公認会計士等としての登録事項に変更がある場合を除き、第2項第2号に掲げる氏名及び生年月日以外の記載並びに第3項各号（同項第1号を除く。）に掲げる書類の添付を省略することができる。

6 会則第192条第2項に規定する入会金は、準会員入会申込書に添えて本会に納付しなければならない。

7 第3項第8号に規定する理由書及び医師の診断書の様式は、別に定める。

（入会の審査）

第3条 会長は、準会員入会申込書の提出があったときは、速やかに登録審査会（以下「審査会」という。）に対し、入会の可否の審査を求めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、準会員に係る入会の審査その他の必要な事務を事務局長に行わせることができる。ただし、事務局長は、入会を拒否する場合又は入会の可否の判断がしがたい場合には、審査会に対し、審査を求めなければならない。

3 事務局長は、前項本文の規定により入会の審査をしたときは、その結果を速やかに登録審査会に報告しなければならない。

（入会の拒否）

第4条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入会を承認することができない。

(1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）若しくは公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法（以下「平成15年改正前の法」という。）第4条各号（第1号を除く。）又は法若しくは平成15年改正前の法第18条の2各号のいずれかに該当する者

(2) 本会の除名処分を受けた者

(3) 本会の会員又は準会員であった者で、その当時の入会金又は会費を完納していない者

(4) その他本会の目的達成に著しく支障があると認められる者

2 審査会は、入会を拒否するときは、当該申込人に十分な説明の機会を与えなければならない。

（審査結果の通知等）

第5条 会長は、審査会が入会を承認したときは、速やかに当該申込人及び所屬地域会にその旨を通知する。

2 会長は、審査会が入会を拒否したときは、速やかに当該申込人にその旨を通知する。

3 入会の申込みに係る書類は、入会を拒否した場合においても、返還しない。

（入会の審査に係る雑則）

第6条 前3条に規定するもののほか、準会員の入会に係る審査に関し必要な事項については、審査会が、その所管する事項に関して決定できるものとする。

(所屬地域会)

第7条 準会員は、住所の所在地を含む区域を管轄する地域会に所属する。ただし、第2条第2項第3号に掲げる勤務先等（その所在地が国内にあるものに限る。）がある場合には、当該勤務先等の所在地を含む区域を管轄する地域会に所属することができる。

2 住所が外国にある場合で、前項ただし書の規定を適用しない準会員の所屬地域会は、本人の希望する地域会とする。

(準会員登録名簿記載事項)

第8条 準会員に係る会則第17条第1項の準会員登録名簿の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名、生年月日、性別、住所及び本籍

(2) 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める勤務先等に係る事項

ア 準会員が公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）の事務所に勤務するとき その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号

イ 準会員が監査法人に勤務するとき 当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地

ウ 準会員が他の職業専門家として自らその事業を営むとき その事務所の名称及びその所在地

エ 準会員が会社等に勤務しているとき 当該会社等の名称及びその所在地

(3) 準会員番号

(4) 準会員の種別（会則第5条第2項第1号、第3号又は第4号の別）

(5) 入会年月日

(6) 所屬地域会

(7) 公認会計士等となる資格

(8) 学歴

(9) 勤務先等が第2号エに掲げる会社等であるときは、当該会社等の区分及び役職

(10) 公認会計士業務に係る資格を登録しているときは、当該資格の名称、登録年月日、登録番号及び所属する会がある場合は当該会の名称

(11) 海外に在留しているときは、在留先の国名及び在留開始年月

(12) 電話番号及び電子メールアドレス

(13) 前各号に掲げる事項の異動に関する事項

2 準会員登録名簿の様式は、別に定める。

(変更の届出)

第9条 会則第24条第1項の規定による届出は、別に定める準会員変更届出書を提出してしなければならない。

2 準会員変更届出書には、変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する届出は、準会員変更届出書の提出に代えて、本会が別に定める電磁的方法により行うことができる。

4 事務局長は、準会員変更届出書の提出があったときは、遅滞なく、変更の決裁事務を行い、その旨及び変更の年月日を当該準会員に通知しなければならない。

(懲戒の要件となる届出の事項)

第10条 準会員に係る会則第67条第1項第9号の細則で定める事項は、第8条第1項第1号（生年月日、性別及び本籍を除く。）及び同項第2号に規定する事項とする。

(準会員登録名簿の記載事項に係る照会)

第11条 本会は、準会員に対し、準会員登録名簿の記載事項の変更の有無について照会を行うものとする。

(準会員に関する事項の管理)

第12条 本会は、準会員について、次に掲げる事項を第8条第1項各号に規定する事項と併せて管理するものとする。

- (1) 本会の懲戒処分の履歴
- (2) 過去の公認会計士又は会計士補としての登録履歴
- (退会の届出)

第13条 準会員が会則第15条第2項第2号イに該当するに至ったときは、本人、法定代理人、相続人又は同居の親族は、準会員退会届出書にその旨、当該事実が生じた年月日その他所要の事項を記載し、遅滞なくこれを本会に提出しなければならない。

2 前項の準会員退会届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人であるときは、当該準会員退会届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

3 準会員が退会を申し出る場合は、退会年月日及び退会理由を記載した準会員退会届出書（会則第15条第3項の退会届をいう。）を提出しなければならない。

4 第1項及び前項の準会員退会届出書の様式は、別に定める。

5 事務局長は、第1項又は第3項の準会員退会届出書の提出があったときは、遅滞なく、退会の決裁事務を行い、その旨及び退会の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

（死亡による退会の特例）

第14条 前条の規定にかかわらず、本会は、準会員の死亡が確認された場合において、相続人不明等の理由により退会届の提出がなされないときは、登録審査会の審査を経て退会手続を行うことができる。

（所在不明による退会の特例）

第14条の2 本会は、第13条の規定にかかわらず、準会員が会則第15条第2項第2号イ（会則第5条第2項第1号及び第4号の準会員にあっては法第21条第2項第4号に、会則第5条第2項第3号の準会員にあっては平成15年改正前の法第21条第2項第3号に係る部分に準じるものに限る。）が確認された場合において、退会届の提出がなされないときは、登録審査会の審査を経て退会手続を行うことができる。

（準会員入会申込書等の受付）

第15条 本会は、準会員入会申込書、準会員変更届出書又は準会員退会届出書及びこれらの添付書類の提出があったときは、所定の受付簿に所要の事項を記載して受付を行う。

（準会員入会申込書等の保存）

第16条 前条に規定する本会に提出された書類は、文書管理細則に定めるところにより保存する。

附 則

この細則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年12月7日改正）

この改正規定は、会則第31条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行する。

附 則（平成19年5月17日改正）

この改正規定は、平成19年定期総会終了後から施行する。

附 則（平成20年3月26日改正）

この改正規定は、会則第31条の2を加える改正規定の適用日（平成20年4月1日）から施行する。

附 則（平成21年5月20日改正）

この改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成22年1月14日改正）

1 この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 その入会の日からこの改正規定の施行の日の前日までの間に、この改正規定による改正後の第2条第1項各号に掲げる事項に変更があった準会員は、当該変更事項について、会則第37条第1項本文の規定による届出をするものとする。

附 則（平成23年6月8日改正）

この改正規定は、税務業務部会運営細則施行の日から施行する。

附 則（平成26年7月30日改正）

この改正規定は、会則第4章第5節の改正について金融庁長官の認可があった日（平成26年9月1日）から施行する。

附 則（平成29年10月20日改正）抄

1 この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日改正）

この改正規定は、平成30年6月22日から施行する。

附 則（平成30年7月26日改正）

この改正規定は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（2019年2月22日改正）

この改正規定は、2019年2月23日から施行する。

附 則（2019年3月20日改正）抄

1 この改正規定は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2019年12月13日改正）

この改正規定は、2019年12月14日から施行する。

附 則（2020年3月18日改正）

この改正規定は、会則第165条第1項第5号の規定に基づき、理事会において事務局長が任命された日から施行する。

附 則（2021年5月14日改正）

この改正規定は、2021年5月15日から施行する。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年 2 月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第35条の規定に基づき、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿の登録事項の開示（以下「開示」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示の方法)

第2条 開示の方法は、次に掲げる方法（会則第35条第2号の規定による開示にあつては、第1号に掲げる方法）に限るものとする。

- (1) 文書による開示請求に応じて文書により開示する方法
- (2) 口頭による開示請求に応じて口頭により開示する方法
- (3) 本会のウェブサイトにおいて、開示請求者の検索要求に応じて検索結果を表示する方法

(開示対象事項)

第3条 会則第35条第1号の細則で定める事項は、次の各号に掲げる開示の方法の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 前条第1号に掲げる方法 次に掲げる事項

ア 登録番号

イ 氏名

ウ 自ら業務を営むときのその主たる事務所の名称及び所在地

エ 自ら業務を営むときのその従たる事務所の名称及び所在地

オ 監査法人の社員であるときの当該監査法人の名称並びに主として執務する事務所の名称及び所在地

カ 他の公認会計士等の事務所に勤務するときのその勤務する事務所の名称及び所在地並びにその勤務する事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号

キ 監査法人に勤務するときの当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及び所在地

ク 会社その他の者の名称並びに主として執務し、又は勤務する事業所その他の施設の名称及び所在地

ケ 開業登録の年月日

コ 変更登録の年月日

サ 公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第29条第2号若しくは公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の法（以下「平成15年改正前の法」という。）第29条第2号に規定する業務停止の懲戒処分又は法第34条の10の17第1項第2号に規定する処分であつて、その期間が満了していないものの始期及び終期

- (2) 前条第2号に掲げる方法 前号アからコまでに掲げる事項

- (3) 前条第3号に掲げる方法 第1号アからウまで、オからキまで及びサに掲げる事項

2 会則第35条第2号の細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項第1号アからコまでに掲げる事項

- (2) 法第29条第3号若しくは平成15年改正前の法第29条第3号に規定する登録抹消の懲戒処分又は法第34条の10の17第1項第3号に規定する処分であつて、その処分の日から5年を経過しないもの

(開示請求の理由等の徴求)

第4条 本会は、会則第35条第2号の規定による開示の請求があつたときは、その開示請求者から、当該開示請求の理由、開示を受けた事項の利用目的及び本会から開示を受けた事項を他に漏らさないことを誓約する旨（以下「開示請求の理由等」という。）を徴するものとする。

2 本会は、会長が開示請求の理由等が適当であると認める場合でなければ、会則第35条第2号の規

定による開示をすることができない。

（文書による開示請求の手続）

第5条 本会は、第2条第1号に規定する文書による開示を請求する者（以下「請求者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、押印をした書面を提出させなければならない。

（1）請求者の氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所若しくは本店の所在地並びに電話番号

（2）開示を請求する対象となる者（以下「開示請求対象者」という。）の氏名及び次のいずれかの事項

ア 登録番号

イ 生年月日

ウ その他開示請求対象者を特定するために必要な事項

（3）開示を請求する事項

（4）会則第35条第2号の規定による開示の請求の場合においては、開示請求の理由等

2 本会は、請求者に対し、前項の書面の提出に併せて、次条第2項の書留郵便の料金の額に相当する額の郵券を予納させなければならない。

（文書による開示の方法）

第6条 本会は、前条第1項の書面の提出があった場合は、同項各号に掲げる事項の記載が適当でないと認めるときを除き、請求者に対し、速やかに、同項第1号に規定する住所又は主たる事務所若しくは本店の所在地に宛てた書面で通知する。

2 前項の規定による書面の通知は、書留郵便で送達するものとする。

3 本会は、前条第1項の書面の提出があった場合において、同項各号に掲げる事項の記載が適当でないと認めるときは、請求者に対し、前2項に規定する方法によりその旨を通知する。

（ウェブサイトでの検索要求等の方法）

第7条 第2条第3号に規定するウェブサイトでの検索要求は、第1号又は第2号に掲げる事項を入力する方法により行うものとする。ただし、これらに加えて、第3号に掲げる事項を付加的に入力することができる。

（1）登録番号

（2）氏名

（3）第3条第1項第1号ウ及びオからキまでに規定する事務所の所在地

2 第2条第3号の検索結果は、最小行政区画を表示するものとする。

（旧姓使用者の取扱い）

第8条 旧姓使用に関する細則第1条の規定により旧姓を使用する者の開示に当たっては、その使用する旧姓をもって第3条第1項第1号イに掲げる氏名の姓とする。

2 開示請求対象者が前項に規定する旧姓を使用する者である場合の第5条第1項第2号の氏名の記載は、戸籍上の姓又は旧姓のいずれであっても差し支えない。

（非開示請求）

第9条 公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は特定社員（以下「公認会計士等」という。）は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときは、その申請により、第3条第1項第1号ウからクまでに掲げる事項の全部又は一部を開示しないよう本会に求めること（以下「非開示請求」という。）ができる。

（1）生命又は身体に危険が及ぶおそれがあること。

（2）国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。

（3）国又は地方公共団体に常時勤務すること。

（4）第3条第1項第1号ウからクまでに掲げる事項の全部又は一部を開示しないことが相当である事由であって、前3号に準ずるもの

2 非開示請求をする公認会計士等は、次の事項を記載し、かつ、押印した書面を本会に提出しなければならない。

（1）氏名及び登録番号

（2）前項各号のいずれかに該当した、又は該当する旨、及びその年月日

- (3) 非開示請求の対象とする事項
- (4) 前項第2号に掲げる事由に該当する場合は、衆議院若しくは参議院の別又は地方公共団体の名称
- (5) 前項第3号に掲げる事由に該当する場合は、次に掲げる事項
 - ア 勤務する機関又は地方公共団体の名称、所属及び官職名
 - イ 任期が明らかなきときは、その任期
- (6) 前項第4号に掲げる事由に該当する場合は、その事由
- 3 前項の書面には、第1項各号に掲げる事由に該当することを証する書面を添付しなければならない。
- 4 前項の第1項各号に掲げる事由に該当することを証する書面を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - (1) 第1項第1号に掲げる事由に該当する場合 その事情を記載した書面又はその事情に関連して警察その他の官公署に提出した書面の写し
 - (2) 第1項第2号に掲げる事由に該当する場合 当選証書の写し
 - (3) 第1項第3号に掲げる事由に該当する場合 勤務証明書
 - (4) 第1項第4号に掲げる事由に該当する場合 その事由を証する書面
- 5 本会は、非開示請求があった場合において、登録審査会が適当であると認めるときは、第1項に規定する事項の全部又は一部を開示しないものとする。
- 6 本会は、非開示請求をした公認会計士等に対し、前項に規定する登録審査会が認めた適否の結果を通知するものとする。
(非開示事由が止んだ場合の届出等)

第10条 前条第5項の規定により同条第1項に規定する事項の全部又は一部を開示しないこと（以下「非開示」という。）とされた公認会計士等は、その理由とされた同項に掲げる事由が止んだときは、遅滞なく、次に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び登録番号
- (2) 非開示の理由とされた前条第1項に掲げる事由が止んだ旨及びその年月日
- 2 本会は、次に掲げる場合には、非開示を取りやめるものとする。
 - (1) 前項の規定による届出があった場合
 - (2) 非開示の理由とされた前条第1項に掲げる事由が止んだにもかかわらずその届出がない場合であって、登録審査会が非開示を取りやめることを相当と認めたとき。
- 3 本会は、前項の規定により非開示を取りやめたときは、当該者にその旨を通知するものとする。
(非開示の場合の開示請求者への通知)

第11条 本会は、開示の請求があった場合において、開示請求対象者が非開示とされている公認会計士等である場合には、開示請求者にその旨を通知するものとする。

附 則

- 1 この細則は、会則に第17条の2を加える改正規定について金融庁長官の認可があった日（平成25年8月9日）から施行する。
- 2 会員情報の照会等に関する取扱細則（平成17年3月11日制定）は、廃止する。
附 則（平成26年5月14日改正）
この改正規定は、平成26年7月10日から施行する。
附 則（平成27年4月15日改正）
この改正規定は、平成27年4月16日から施行する。
附 則（2019年9月17日改正）
この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。
附 則（2023年2月17日改正）
この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年 2 月17日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、会員（監査法人を除く。以下同じ。）及び準会員（以下「会員等」という。）に対する会員情報の提供の方法、手続その他必要な事項を定め、もって会員等の連絡及び協調に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この細則において「会員情報」とは、会員等が本会に提出した次に掲げる書面又はこれに相当する電磁的記録に含まれ、本会が保有することとなった情報をいう。

- (1) 公認会計士、会計士補及び外国公認会計士に係る開業登録申請書及び変更登録申請書並びに特定社員に係る特定社員登録申請書及び変更登録申請書
- (2) 入会届出書、入会申請書及び準会員入会申込書
- (3) 会員（準会員）変更届出書、準会員（特定社員）変更届出書及び準会員変更届出書並びに業務上使用する旧姓の申請に係る書面
- (4) 前 3 号に掲げる書面に附帯する書面

(会員情報の提供)

第 3 条 本会は、次に掲げる方法により会員等に対し会員情報の一部を提供するものとする。

- (1) ウェブサイト（会員等のみが閲覧することができる部分に限る。以下「会員専用ウェブサイト」という。）への表示
- (2) 口頭での情報提供
- (3) 抽出印刷

(提供停止の求め)

第 4 条 会員等は、別に定めるところにより、前条各号に掲げる方法による会員情報の提供を停止するよう本会に求めることができる。

2 前項の規定による求めは、提供される会員情報の全部又は一部につき行うことができる。

3 本会は、第 1 項の規定による求めがあったときは、その求めに応じて、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。

第 2 章 会員専用ウェブサイト

(会員専用ウェブサイトに表示する事項)

第 5 条 会員専用ウェブサイトには、会員情報のうち次に掲げる事項を表示する。

- (1) 氏名（旧姓使用の承認を受けた者については、旧姓とする。以下同じ。）
 - (2) 登録番号又は準会員番号
 - (3) 連絡先並びに住所及びその電話番号（ファクシミリ番号を含む。以下同じ。）に関する事項
 - (4) 会則第 5 条第 2 項第 5 号の準会員以外の者にあつては、地域会及び部会
- 2 会員についての前項第 3 号の連絡先に関する事項は、自らその業務を営むときの主たる事務所（以下「個人事務所」という。）の所在地及び電話番号とする。ただし、次の各号に掲げる会員にあつては、当該各号に掲げる事項とする。
- (1) 監査法人の社員である者 次の区分に応じ、次に掲げる事項
 - ア 個人事務所の登録を受けていない者 監査法人の名称並びに主として執務する事務所の名称、所在地及び電話番号
 - イ 個人事務所の登録を受け、その所在地と主として執務する事務所の所在地が同一である者 監査法人の名称並びに主として執務する事務所の名称、所在地及び電話番号
 - ウ 個人事務所の登録を受け、その所在地と主として執務する事務所の所在地が異なる者 個人事務所の所在地及び電話番号
 - (2) 監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務する者として登録を受け、個人事務所を有しな

いもの 勤務する監査法人又は他の公認会計士等の事務所の名称、所在地及び電話番号

(3) 個人事務所が共同事務所である者 個人事務所の名称、所在地及び電話番号

(4) 会社その他の者の役員又はこれに準ずる者であるとして登録を受け、かつ、個人事務所を有しないもの（前3号のいずれにも該当しない者に限る。） 当該会社その他の者の名称並びに主として執務する事業所その他の施設の名称及び所在地

(5) 会社その他の者に勤務する者であるとして登録を受け、かつ、個人事務所を有しないもの（前各号のいずれにも該当しない者に限る。） 当該会社その他の者の名称並びにその勤務する事業所その他の施設の名称及び所在地

3 会則第5条第2項第2号の準会員についての第1項第3号の連絡先に関する事項は、個人事務所の所在地及び電話番号とする。ただし、個人事務所を有しない者にあつては、勤務する監査法人又は公認会計士等の事務所の名称、所在地及び電話番号とする。

4 会則第5条第2項第5号の準会員についての第1項第3号の連絡先に関する事項は、所属する監査法人の名称並びに主として執務する事務所の名称、所在地及び電話番号とする。

5 会則第5条第2項第1号、第3号又は第4号の準会員についての第1項第3号の連絡先に関する事項は、住所及び電話番号とする。ただし、準会員の入会等に関する事務細則第7条第1項ただし書の規定により、勤務先等により所属地域会を決定している者にあつては、勤務先等の名称、所在地及び電話番号とする。

（会員専用ウェブサイトに表示する会員情報以外の事項）

第6条 会員専用ウェブサイトには、前条の規定により会員情報を表示するほか、次の事項を表示することができる。

(1) 監査法人の名称、社員の氏名、事務所の所在地及び電話番号

(2) 本会の役員及び事務局に関する事項

(3) その他会長が必要と認めた事項

第3章 口頭での情報提供

第7条 口頭での情報提供として会員等に提供することができる会員情報は、第5条第1項の規定により会員専用ウェブサイトに表示する事項とする。

第4章 抽出印刷

（抽出印刷の方法）

第8条 抽出印刷は、第5条第1項の規定により会員専用ウェブサイトに表示する事項のうち会員等が指定した事項により抽出した会員情報をはがき又は宛名ラベルに印刷する方法により行う。

2 抽出印刷により提供する事項は、会員情報のうち次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 会員等が本会に届け出た書類等の送達先

（抽出印刷の申込み）

第9条 抽出印刷により会員情報の提供を受けようとする会員等は、所定の様式により本会に申し込まなければならない。

（手数料の徴収）

第10条 本会は、抽出印刷による会員情報の提供を行ったときは、実費その他一切の事情を勘案した手数料を徴収するものとする。

第5章 補則

（準会員の情報の第三者への提供）

第11条 本会は、会則第5条第2項第1号、第3号及び第4号の準会員の会員情報のうち、次に掲げる事項を会員等以外の者の求めに応じて、当該者に口頭で提供することができる。

(1) 準会員番号

(2) 氏名

(3) 入会年月日

2 第4条の規定は、前項の場合について準用する。

（その他）

第12条 この細則に定めるもののほか、会員情報の提供に関し必要な事項は、個人情報保護管理細則

第4条の個人情報保護管理者が定める。

附 則

この細則は、会則に第17条の2を加える改正規定について金融庁長官の認可があった日（平成25年8月9日）から施行する。

附 則（平成28年4月13日改正）

この改正規定は、平成28年4月14日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年2月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第23条第2項の規定に基づき、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）の事務所の名称に関し必要な事項を定めるものとする。

(公認会計士等の事務所の名称)

第2条 公認会計士等は、その主たる事務所（公認会計士等登録規則（昭和42年大蔵省令第8号。以下「登録規則」という。）第2条第3号イ又は会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第107号）附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第2条の規定による改正前の公認会計士等登録規則（以下「平成17年改正前の登録規則」という。）第2条第3号の主たる事務所をいう。以下同じ。）又は従たる事務所（登録規則第2条第3号イ又は平成17年改正前の登録規則第2条第3号の従たる事務所をいう。以下同じ。）の名称中に、本人の氏名又は氏及び「公認会計士」、「会計士補」又は「外国公認会計士」の文字を用いなければならない。この場合において、本人の氏名又は氏は、平仮名又は片仮名で表示することができる。

2 公認会計士等が旧姓使用に関する細則第1条の規定により旧姓を使用するときは、その主たる事務所又は従たる事務所の名称に用いる氏には当該旧姓を使用するものとする。

(共同事務所の名称の使用)

第3条 前条の規定にかかわらず、他の公認会計士又は外国公認会計士と共同の事務所を有する公認会計士又は外国公認会計士（以下「構成員」という。）は、次の各号に掲げる要件を備える場合には、当該事務所（以下「共同事務所」という。）の名称（従たる共同事務所を有する場合にあっては、従たる共同事務所の名称を含む。）をその主たる事務所の名称として登録することができる。

(1) 構成員が、共同事務所をその主たる事務所として業務を遂行すること。この場合において、従たる共同事務所を有するときは、構成員のうち2人以上が、主たる共同事務所をその主たる事務所として業務を遂行すること。

(2) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務を構成員が共同して行うに必要な施設を有すること。

(3) 構成員が共同して使用する常勤の職員がいること。

2 構成員は、その主たる事務所の名称として登録した共同事務所に常駐するものとする。

3 構成員は、少なくとも次に掲げる事項に関し構成員間で契約をし、当該契約を示す書類を共同事務所に備え置かなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 共同事務所の所在地

(4) 構成員の氏名及び住所

(5) 構成員の加入及び脱退に関する事項

(6) 構成員の競業禁止に関する事項

(7) 業務の執行に関する事項

(8) 構成員を代表する者（以下「代表者」という。）に関する事項

(9) 構成員の対外的及び対内的な責任に関する事項

(10) 経費の分担に関する事項

(共同事務所の名称)

第4条 共同事務所の名称については、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 「公認会計士」又は「外国公認会計士」及び「共同」の文字を用いること。

(2) 公認会計士としての品位を失墜するような名称又は他の共同事務所、監査法人又は外国事務所（公認会計士事務所に相当する外国事務所をいう。）の名称と同一若しくは類似の名称（過去に

消滅した共同事務所、監査法人又は外国事務所が使用していた名称を含む。) を使用していないこと。

(3) 共同事務所の名称に人名を付す場合は、当該共同事務所の構成員(共同事務所設立後に脱退し、又は死亡した者であって、引き続き当該人名を使用することについて、本人又は法定相続人の同意があるものを含む。)のものに限ること。

(4) 従たる共同事務所の名称には、共同事務所の名称に当該従たる共同事務所が設置された地域の名を付すこと。

(新たな共同事務所の名称を使用する場合の手続)

第5条 第9条第1項の共同事務所名称名簿に記載されていない共同事務所の名称を主たる事務所の名称として使用しようとするときは、構成員に係る開業登録申請書又は変更登録申請書のほか、次に掲げる事項を記載した本会所定の公認会計士共同事務所名称登録申請書を本会に提出しなければならない。

(1) 共同事務所の概要(名称、所在地、設置年月日その他別に定める事項)

(2) 構成員に係る事項(氏名、登録番号、生年月日、常駐する共同事務所の名称その他別に定める事項)

(3) 職員に係る事項(氏名、公認会計士等の資格、常勤の場合の常駐する共同事務所の名称その他別に定める事項)

(4) 共同事務所が行う予定の監査業務に係る事項(監査契約(監査業務に係る契約をいう。)の種類ごとの被監査会社の数、被監査会社の名称その他別に定める事項)

2 公認会計士共同事務所名称登録申請書には、本会所定の共同事務所の施設の概況に関する書類及び第3条第3項に規定する構成員間の契約に関する書類の写しを添付しなければならない。

3 公認会計士共同事務所名称登録申請書は、全構成員が署名又は記名押印をし、代表者が提出するものとする。

(変更の場合の手続)

第6条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を本会に提出しなければならない。

(1) 構成員が新たに加入し、又は脱退した場合 次に掲げる事項を記載した本会所定の公認会計士共同事務所変更報告書

ア 加入し、又は脱退する構成員に係る前条第1項第2号に掲げる事項

イ 加入又は脱退の年月日

(2) 第3条第3項に規定する構成員間の契約の内容に変更があった場合 当該変更の内容及びその事由を記載した書類

2 前条第3項の規定は、前項の規定による書類の提出について準用する。

3 第1項各号に規定する場合(同項第2号に規定する場合にあっては、当該変更の内容が公認会計士名簿の登録事項の変更に係る場合に限る。)は、構成員は、変更登録申請書を提出しなければならない。

(要件を欠くことになったときの手続)

第7条 共同事務所が第3条第1項各号に掲げる要件を欠くこととなり、要件を欠くこととなった日から6か月を経過する日まで引き続き要件を欠いている場合は、構成員に係る変更登録申請書のほか、欠くこととなった要件、要件を欠くこととなった年月日その他所要の事項を記載した本会所定の公認会計士共同事務所廃止届を本会に提出しなければならない。

2 第5条第3項の規定は、公認会計士共同事務所廃止届の提出について準用する。

(共同事務所の名称に係る登録の審査)

第8条 共同事務所の名称に係る登録の審査は、登録審査会がこれを行うものとする。

(共同事務所名称名簿)

第9条 本会に、共同事務所名称名簿を備え、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 共同事務所の名称及び所在地

(2) 構成員の氏名、登録番号、構成員となった年月日及び常駐する共同事務所の名称

(3) 前2号に掲げる事項の異動に関する事項

2 本会は、第5条第1項の規定による公認会計士共同事務所名称登録申請書の提出があった場合に

において、登録審査会が共同事務所の名称の使用を適当と認めたときは、当該共同事務所の名称その他必要な事項を共同事務所名称名簿に記載するものとする。

3 本会は、第6条第1項の規定による公認会計士共同事務所変更報告書が提出された場合において、変更の内容を確認したときは、共同事務所名称名簿に当該変更の内容を記載するものとする。

4 本会は、第7条の規定による公認会計士共同事務所廃止届の提出があった場合において、当該共同事務所が第3条第1項各号に掲げる要件を欠くこととなった日から6か月を経過する日まで引き続き当該要件を欠いていると認めたときは、共同事務所名称名簿から当該共同事務所の名称を削除するものとする。

5 前項の規定により共同事務所名称名簿から削除された共同事務所の名称は、主たる事務所の名称として使用することができない。

（公認会計士名簿等への記載）

第10条 本会は、構成員の主たる事務所の名称として共同事務所の名称を登録したときは、代表者の公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿の備考欄に、当該構成員の氏名、登録番号その他所要の事項を記載するものとする。

附 則

この細則は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第21条第2項第4号及び公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法（以下「平成15年改正前の法」という。）第21条第2項第3号に規定する事実及びこれに準ずる事実を確認するための調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(所在不明)

第2条 本会は、公認会計士、外国公認会計士、会計士補及び特定社員並びに会則第5条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する準会員（以下「会員等」という。）が次に掲げる要件の全てに該当する場合には、当該会員等の所在が不明であるもの（以下「所在不明」という。）として取り扱うものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿に登録された事務所の所在地において業務を営み、執務し、又は勤務する実態がないこと。

イ 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿に登録された事業所その他の施設の所在地において執務し、又は勤務する実態がないこと。

ウ 特定社員名簿に登録された主として執務する事務所の所在地において執務する実態がないこと。

エ 準会員登録名簿に記載された事務所の所在地において業務を営み（準会員が他の職業専門家として自らその事業を営むときに限る。）、執務し、又は勤務する実態がないこと。

オ 準会員登録名簿に記載された事業所その他の施設の所在地において執務し、又は勤務する実態がないこと。

(2) 公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿に登録され、又は準会員登録名簿に記載された住所において居住する実態がないこと。

(3) 第1号アからオまでに規定する所在地及び前号に規定する住所について変更登録の申請がないこと。

(所在確認手続)

第3条 本会は、会員等が所在不明に該当するに至ったときは、郵便調査及び実地調査の方法により、当該会員等の所在を確認する手続（以下「所在確認手続」という。）を開始する。

2 前項に規定する郵便調査は、当該会員等の公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿及び特定社員名簿に登録され、並びに準会員登録名簿に記載された事務所又は事業所その他の施設の所在地及び住所（以下「所在地等」という。）に所在不明確認調査開始通知書（以下「通知書」という。）を配達証明付内容証明郵便に付して送付することにより行う。

3 第1項に規定する実地調査は、通知書が返戻されたときにこれを行う。ただし、会員等の所在地等が国外にある場合には、この限りでない。

4 本会は、所在確認手続の過程で会員等の所在が明らかとなったときは、所在確認手続を終了する。

5 本会は、第6条の規定による公示を行うまでの間、必要に応じて、所在確認手続その他の調査を行うことを妨げない。

(所在不明の公示)

第4条 本会は、所在確認手続の結果、会員等の所在が明らかとならなかったときは、理事会の議を経て、当該会員等の氏名、登録番号及び所屬地域会並びに公示日を会報及び会員専用ウェブサイトをもって公示する。

2 前項の規定による公示の期間は、公示日から2年間とする。

3 本会は、前項に規定する期間（以下「公示期間」という。）内に会員等の所在が明らかとなったときは、会員専用ウェブサイトの公示を取りやめる。

（登録抹消事由等）

第5条 本会は、公示期間内に会員等の所在が明らかとならなかったときは、当該期間が経過する日をもって法第21条第2項第4号若しくは平成15年改正前の法第21条第2項第3号又は会則第15条第2項第2号イに該当するものとして取り扱う。

（登録抹消事由に該当した事実の公示）

第6条 本会は、公認会計士、外国公認会計士、会計士補及び特定社員が法第21条第2項第4号又は平成15年改正前の法第21条第2項第3号に該当することを理由として公認会計士等登録事務細則第6条第2項の規定により資格審査会に対し審査を請求したときは、その旨を会報及び会員専用ウェブサイトをもって公示する。

（雑則）

第7条 この細則に定めるもののほか、会員等の所在不明の調査に関し必要な事項は、登録審査会が別に定める。

附 則

この細則は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年2月17日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第77条第8項及び第83条の規定に基づき、品質管理レビュー（会則第77条第2項の品質管理レビューをいう。以下同じ。）の内容、対象その他品質管理レビューの実施並びに品質管理委員会（以下「委員会」という。）の職務及び組織に関し必要な事項について定めるものとする。

第2章 品質管理委員会

(品質管理レビューの方法)

第2条 品質管理レビューは、監査事務所（会則第77条第1項の監査事務所をいう。以下同じ。）に対する往査、聴取又は書面を通じて照会することにより実施する。

(通常レビューの実施対象となる監査事務所)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者と監査契約（会則第77条第4項の監査契約をいう。以下同じ。）を締結している監査事務所（以下「通常レビュー対象監査事務所」という。）に対し、通常レビュー（会則第77条第2項第1号の通常レビューをいう。以下同じ。）を実施する。

- (1) 会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が100億円未満であり、かつ、負債の部に計上した額の合計額が1,000億円未満の者を除く。）
- (2) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項又は第2項の規定により監査証明を受けなければならない者（公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第9条各号のいずれかに該当する者を除く。）
- (3) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
- (4) 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行
- (5) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社
- (6) 農林中央金庫
- (7) 全国を地区とする信用金庫連合会
- (8) 全国を地区とする信用協同組合連合会
- (9) 全国を地区とする労働金庫連合会
- (10) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- (11) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (12) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人
- (13) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第38条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用金庫（最終事業年度における預金及び定期積金の総額（以下「預金等総額」という。）が1,000億円に達しない信用金庫を除く。）
- (14) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第5条の8第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用協同組合（最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない信用協同組合を除く。）
- (15) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第41条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない労働金庫（最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない労働金庫を除く。）

2 委員会は、前項の通常レビューの実施に当たり、監査業務の選定基準を定める。

(通常レビューの頻度に関する特則)

第4条 委員会は、会則第77条第5項の規定にかかわらず、公認会計士法（昭和23年法律第103号。以

下「法」という。)第24条の3第1項ただし書に基づく承認を得た監査事務所に対し、当該承認を受けた会計期間ごとに通常レビューを実施する。

(登録上場会社等監査人に対する品質管理レビューの実施に関する特則)

第4条の2 委員会は、登録上場会社等監査人(法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人をいう。)に対して品質管理レビューを実施するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める品質管理レビューを実施するものとする。

(1) 通常レビュー対象業務(第3条第1項各号に掲げる者を対象とする監査証明業務をいう。以下同じ。)を行っている場合 通常レビュー

(2) 通常レビュー対象業務を行っていない場合 登録の審査のためのレビュー(会則第77条第2項第3号の登録の審査のためのレビューをいう。)

(改善状況の確認)

第5条 品質管理レビューにおいて改善を勧告された監査事務所は、当該品質管理レビューを受けた年度(4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。以下「レビュー実施年度」という。)の翌レビュー実施年度内の委員会が指定する期日までに、委員会に、改善状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 委員会は、提出された報告書を確認し、改善が認められないと判断した場合その他委員会が必要と認めた場合は、改善状況の確認を行い、その結果を前項の監査事務所に通知する。

(品質管理レビュー報告書等の第三者への非開示)

第6条 品質管理レビューの対象となる監査事務所(以下「品質管理レビュー対象監査事務所」という。)は、次の各号に掲げる書類(翻訳されたものを含み、以下「品質管理レビュー報告書等」という。)を第三者に開示してはならない。

(1) 品質管理レビュー報告書(品質管理レビューの実施結果を記載した文書をいう。以下同じ。)

(2) 改善勧告書(品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの改善が必要な事項について記載した文書をいう。以下同じ。)

(3) 改善計画書(改善勧告書において指摘された極めて重要な不備事項及び重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施し又は実施を予定する改善措置について記載した文書をいう。)

(4) 確認結果報告書(前条第2項の改善状況の確認結果を記載した文書をいう。以下同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、品質管理レビュー対象監査事務所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、品質管理レビュー報告書等を第三者に開示することができる。

(1) 会員としての業務に関連する訴訟手続の過程で証拠として提出するとき。

(2) 会員としての業務に関連する法令に基づき、質問、調査又は検査に応じるとき。

(3) 委員会が相当の理由があると認めたとき。

(品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示)

第7条 品質管理レビュー対象監査事務所は、職業的専門家としての基準等による場合のほか、当該品質管理レビュー対象監査事務所が品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を説明するために、本条で定めるところにより、品質管理レビュー結果の概要(以下「結果概要」という。)及び品質管理レビューの実施の有無を第三者に開示することができる。

2 結果概要の開示は、次に掲げる事項を開示することにより行うものとする。ただし、自己に不利益な記載を省略するなど記載内容の選別を行ってはならない。

(1) 対象となる品質管理レビュー報告書等に係る次に掲げる事項

ア 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の交付日付

イ 改善状況の確認を受けた監査事務所にあつては、直近の確認結果報告書の交付日付

(2) 前号の品質管理レビュー報告書等の内容及び対応状況に係る次に掲げる事項

ア 品質管理レビューの実施結果及び当該結果に基づく措置

イ 改善状況の確認を受けた監査事務所にあつては、改善状況の確認結果及び当該結果に基づく措置

ウ 品質管理レビューの実施結果において極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項の有無及び当該事項があつた場合は、当該内容の要約及び監査事務所の対応状況

3 結果概要の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後に行うものとし、結

果概要の開示より前に品質管理レビュー実施の有無に関する情報を開示してはならない。

(1) 品質管理レビュー報告書及び改善勧告書 正本の受領日

(2) 確認結果報告書 正本の受領日

4 品質管理レビュー対象監査事務所は、結果概要の開示に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監査事務所が作成する監査品質に関する報告書等により開示を行うこと。

(2) 品質管理レビューの結果を第三者が正確に理解できるように、品質管理レビュー制度の概要を記載すること。

(品質管理実施状況の報告)

第8条 委員会は、毎年9月30日（以下「基準日」という。）現在における通常レビュー対象監査事務所に対し、当該通常レビュー対象監査事務所における品質管理のシステムの整備及び運用の状況（以下「品質管理実施状況」という。）を確認するための報告（以下「実施状況報告」という。）を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、基準日の属する通常レビューの実施年度から起算した直近5年度のいずれかの年度において、通常レビューを受けた監査事務所を、実施状況報告の対象から除外することができる。

3 実施状況報告の対象期間は、基準日の前年の10月1日から基準日までの1年間とする。

4 第1項の規定により実施状況報告を求められた通常レビュー対象監査事務所は、基準日の属する年の12月31日までに、委員会に対し、委員会が別に定める様式により実施状況報告を行わなければならない。

5 委員会は、実施状況報告の内容を確認し、必要と認めるときは、第25条に規定するレビューチームに通常レビュー対象監査事務所における調査その他の手続の実施を指示することができる。

(品質管理実施状況の調査)

第9条 委員会は、必要と認めるときは、品質管理レビュー対象監査事務所の品質管理実施状況を調査することができる。

2 委員会は、前項の調査を行った場合において、必要と認めるときは、当該調査の結果に関する報告書を当該品質管理レビュー対象監査事務所に交付することができる。

(措置の判断基準等)

第10条 委員会は、品質管理レビュー対象監査事務所が次の各号のいずれかに該当した場合は、会則第78条第3号に規定する監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告（次項において「辞退勧告」という。）を決定する。

(1) 正当な理由なく品質管理レビュー又は改善状況の確認を拒否した場合

(2) 品質管理レビューの実施又は改善状況の確認に協力しなかった場合

2 委員会は、品質管理レビューの指摘事項（以下「指摘事項」という。）及び品質管理レビューの実施回数（以下「実施回数」という。）に応じ、品質管理レビュー対象監査事務所に対し、それぞれ次の表に定める措置（会則第78条各号に規定する措置をいい、次項及び第4項において「措置」という。）を決定する。

指摘事項	実施回数		
	(1回目)	(2回目)	(3回目以降)
極めて重要な不備事項	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
重要な不備事項	厳重注意	辞退勧告	辞退勧告
不備事項		注意	厳重注意

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、品質管理レビュー対象監査事務所の規模、上場会社監査の有無、実施回数、過年度のレビュー結果などの個別事情に応じて、前項で規定する措置よりも軽減した措置を決定することができる。

(1) 1回目の指摘事項が極めて重要な不備事項又は重要な不備事項である場合

(2) 1回目及び2回目の指摘事項が連続して重要な不備事項である場合

(3) その他委員会が適当と認めた場合

- 4 委員会は、前回以前の指摘事項が、当該レビュー実施年度の指摘事項でも改めて不備事項とされたときは、当該不備事項を重要な不備事項とみなし、第2項の措置を決定することができる。

第3章 委員会の職務及び組織

第1節 委員会の運営

(任期)

第11条 委員会の委員（以下「委員」という。）の任期は3年とし、会則第152条第3項の規定による報告を行った定期総会終了の時に始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了の時まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

- 2 欠員の補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第12条 委員会は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ議題、日時、場所及び旅費細則に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

(委員会の議事進行)

第13条 委員会の議事は、委員長又は委員長が指名する委員が進行する。

(委員会の議決)

第14条 委員会は、委員（第17条に規定する利害関係がある委員を除く。）の過半数の出席がなければ審議することができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員（前項の利害関係のある委員を除く。）の過半数をもってする。

- 3 委員会は、会則第78条各号に定める措置の決定その他委員会が必要と認める事項を議決するとき、会則第81条第3項の規定により委嘱された委員のうち1人以上が出席しなければならない。

(委員会の議事録)

第15条 委員会の議事録は、委員会の開催の都度作成し、本会に保存しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 委員会の開催日時及び場所

(2) 委員会の出席者及び利害関係者に関する事項

(3) 議事の経過及び結果

(委員会への参考人の出席)

第16条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(利害関係)

第17条 会則第82条において準用する会則第65条に規定する委員の利害関係は、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 委員又は委員の2親等内の親族が、会則第78条各号に定める措置の決定の対象となる公認会計士又は監査法人の社員（会則第5条第2項第5号の特定社員を含む。）であるとき。

(2) 委員が審議事項の審査に当たり、その公正性を疑われる事情があると委員会が認めたとき。

- 2 委員は、審議事項の審査について、その公正性を疑われるおそれがあると思料するときは、委員会の承認を経て当該審査を回避するものとする。この場合において、当該審査を回避した委員は、前項に規定する利害関係のある委員とみなす。

- 3 委員長が第1項に規定する利害関係を有する場合（前項の規定により利害関係がある委員とみなされる場合を含む。）は、あらかじめ委員会で定めた者がその職務を代行する。

(品質管理レビューに関する基準及び手続の立案)

第18条 会則第80条第2項第2号に規定する品質管理レビューに関する基準は、委員会が理事会の議を経て制定し、変更し、又は廃止する。

- 2 会則第80条第2項第2号に規定する品質管理レビューに関する手続は、委員会が、常務理事会の議を経て制定し、変更し、又は廃止する。

第2節 審査部会等

(審査部会の設置)

第19条 委員会に、品質管理審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

- 2 審査部会は、品質管理レビューの実施状況及び実施結果に関する審査を行い、その結果を委員会に報告することを職務とする。
 - 3 委員会は、前項に規定する審査事項に応じて、必要な数の審査部会を置くものとする。
(審査部会の組織)
- 第20条 審査部会は、委員長が指名する1人以上の委員及び品質管理審査員の5人以上の構成員をもって組織する。
- 2 前項の品質管理審査員は、会長が常務理事会の議を経て会員（監査法人を除く。）のうちから委嘱する。
 - 3 委員長は、審査部会の構成員のうち、委員のうちから部会長（以下「審査部会長」という。）1人、品質管理審査員のうちから副部会長1人をそれぞれ指名する。
 - 4 委員会は、審査部に構成員のほか、会員又は会員外の学識経験を有する者のうちから専門部会員を若干人置くことができる。
 - 5 第11条の規定は、品質管理審査員及び専門部会員の任期について準用する。
(審査部会の招集)
- 第21条 審査部会は、審査部会長が招集する。
- 2 審査部会長は、審査部会を招集しようとするときは、各構成員に対しあらかじめ議題、日時、場所及び旅費細則に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。
(審査部会の議決)
- 第22条 審査部会は、構成員の過半数の出席がなければ審議することができない。
- 2 審査部会の議決は、出席した構成員の過半数をもってする。
(会則の準用)
- 第23条 会則第41条（議事の非公開）の規定は、審査部会について準用する。
(作業部会の設置)
- 第24条 委員会は、審議事項に関し必要があると認めたときは、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、委員長が指名する委員及び品質管理審査員並びに会長が常務理事会の議を経て委嘱する会員（監査法人を除く。）をもって組織する。
 - 3 作業部会は、委員会の議を経て廃止するものとし、作業部会が廃止された日をもって作業部会の構成員としての任期は終了する。
 - 4 委員長は、作業部会の構成員（委員に限る。）のうちから部会長を指名する。
- 第3節 レビューチーム
(レビューチームの職務等)
- 第25条 委員会に、レビューチームを置く。
- 2 レビューチームは、委員会の指示に基づき、第18条の品質管理レビューに関する基準及び品質管理のレビューに関する手続に従って、監査事務所の監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について調査を行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書及び必要に応じて改善勧告書その他委員会の審議に必要な資料を作成し、委員会に報告することを職務とする。
 - 3 レビューチームは、品質管理レビューの対象となる監査事務所と利害関係のないレビューアーをもって編成するものとする。
(レビューチームの組織)
- 第26条 レビューチームは、主席レビューアー、副主席レビューアー、主査レビューアー及びスタッフレビューアーをもって組織する。
- 2 主席レビューアー及び副主席レビューアーは、レビューアーのうちから監査業務の管理に十分な実績及び経験をもつ者を会長が指名する。
 - 3 主査レビューアーは、レビューアーのうちから監査業務の実施に十分な実績及び経験を持つ者を会長が指名する。
 - 4 スタッフレビューアーは、レビューアーのうちから監査業務の実施に相当の実績及び経験を持つ者を会長が指名する。
 - 5 レビューアーの任免は、会長が常務理事会の議を経て行う。
 - 6 レビューアーの任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(レビューアーの義務)

第26条の2 レビューアーは、会則第77条第1項の趣旨に従い、正当な注意をもって、第25条第2項に規定する職務を遂行する義務を負う。

2 レビューアーは、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の取りまとめに当たり、当該監査事務所との十分な意思疎通に努めなければならない。

3 レビューアーは、委員会が指定する研修を受けなければならない。

4 レビューアーは、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。レビューアーがその職を退いた後も、同様とする。

第4章 補則

(法第49条の3の報告徴取等を受けた品質管理レビュー対象監査事務所)

第27条 法第49条の3第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出を行い、又は立入検査を受けた品質管理レビュー対象監査事務所は、当該報告若しくは資料の提出を行った日又は立入検査結果の通知日から1か月以内に、委員会に対し、当該報告書若しくは提出資料又は検査結果通知書の写し(次項において「関係資料」という。)を提出しなければならない。

2 委員会は、関係資料を、品質管理レビュー実施の際の参考資料としてのみ利用するものとする。

(雑則)

第28条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に係る様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成11年1月20日から施行する。

2 第13条及び第14条の規定にかかわらず、この細則施行後最初に開催される審議会は、本会の会長が招集し、審議会長決定までの間の審議会の議事を進行する。

附 則(平成16年4月6日改正)

この改正規定は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年6月13日改正)

この改正規定は、平成17年6月14日から施行する。

附 則(平成19年3月1日改正)

この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月31日改正)

1 この改正規定は、平成24年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この改正規定による改正後の第16条において準用する会則第139条の規定にかかわらず、施行日以後最初に委嘱する品質管理審査部会の委員並びに品質管理特定事案検討部会の構成員の任期は、施行日以後第1回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。

3 会長は、施行日前においても、この改正規定による改正後の第11条第4項及び第14条第1項の規定による委嘱その他必要な手続を行うことができる。

附 則(平成27年6月17日改正)

1 この改正規定は、平成27年6月18日から施行する。

2 この改正規定による改正後の規定は、平成27年7月1日以後実施する品質管理レビューについて適用する。

附 則(平成27年8月7日改正)

この改正規定は、会則第6章の改正について、金融庁長官の認可があった日(平成27年9月17日)から施行する。

附 則(2020年6月5日改正)

1 この改正規定は、2020年6月6日から施行する。

2 この改正規定による改正後の品質管理委員会運営細則(以下「新細則」という。)の規定は、2020年7月1日以後手続を開始する品質管理レビューから適用し、同日以前に手続を開始する品質管理レビューについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、新細則第10条第2項から第4項までに規定する措置を決定するに当たり、施行日の前日までに実施した品質管理レビューの実施状況及び実施結果を通算することができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、施行日の前日において、2019年7月22日廃止前の品質管理委員会規則第9条第2項の品質管理審査部会の審査、第9条の2第2項の準登録事務所登録審査部会の審査又は第10条第2項の品質管理特定事案検討部会の検討に付されている事案であり、審査又は検討が終了していないものは、新細則第19条第2項に規定する事案として施行日において審査部会の審査に付されたものとみなす。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

第1章 総則

第1条 この細則は、会則第46条の20の規定に基づき、上場会社等監査人名簿（会則第46条の2の上場会社等監査人名簿をいう。以下同じ。）への登録に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 登録の申請

（登録の申請書類）

第2条 会則第46条の3第2項の細則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 誓約書
 - (2) 登録事務所概要書
 - (3) 監査契約会社リスト
 - (4) 共同監査の場合には、共同の具体的方法を記載した書類
 - (5) 公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第28条の4第1項（法第16条の2第6項において準用する場合を含む。）又は法第34条の16の3第1項に規定する説明書類（以下「説明書類」という。）
 - (6) 登録申請者（会則第46条の3第1項の登録申請者をいう。以下同じ。）（登録申請者が監査法人である場合にあっては、社員（会則第5条第2項第5号の特定社員を除く。）全員）が、当該事業年度の直前3事業年度において、継続的専門能力開発制度における履修必要単位数（会則第122条第4項の履修必要単位数をいい、継続的専門能力開発制度に関する細則第23条第1項に規定する法定監査業務従事者に係る必須単位数を含む。以下同じ。）を履修していることを証する書面
- 2 前項各号の書類は、原則として、本会の定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により作成し、及び提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、説明書類について、法定監査関係書類等提出細則第9条に規定する方法により同細則第8条の規定による提出があった場合は、説明書類の提出を受けたものとみなす。（誓約書）

第3条 前条第1項第1号の誓約書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第1条に規定する公認会計士の使命を踏まえ、法第1条の2に規定する公認会計士の職責を全うするため、関係する法令及び会則等を遵守し、適正な監査業務の確保に向けて適切な対応を行えるよう監査事務所の監査実施体制を構築及び維持し、法第34条の34の14に規定する業務管理体制（監査法人にあっては、法第34条の13に規定する業務管理体制を含む。）を整備すること。
- (2) 法第2条第1項の財務書類の監査又は証明は、法において公認会計士が行うことができると規定された独占業務であり、また、上場会社等には多数の利害関係者がいることから、監査基準等に加え、法令、規制に従って、監査を行う必要があることをより強く認識して、監査を実施し、本会の指導及び監督を受けること。
- (3) 公共の利益への貢献に資するため、監査事務所は、株主、投資家その他の利害関係者に対して責務を負っていることを認識し、監査事務所に所属する公認会計士及び職員が、監査事務所の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続を遵守するよう、適切に指導し、監督すること及び誠実な業務執行ができるよう十分な時間が確保できる体制を整備し、運用するとともに、当該体制の整備状況を検証するための体制を整備し、運用すること。
- (4) 前3号について、監査事務所の代表者はこれらを行うことに対する責任があることを認識し、その責任を果たすこと及び監査法人の社員は、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保することにそれぞれ責任を負っており、各社員間における適切な牽制の下、その責任を果たすこと。
- (5) 品質管理レビュー（会則第77条第2項の品質管理レビューをいう。以下同じ。）の実施結果に基づき、品質管理委員会が会則第6条に規定する本会の事務所において、口頭による説明及び勧

告を行う旨の通知があった場合は、これに協力すること。

(登録事務所概要書)

第4条 第2条第1項第2号の登録事務所概要書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 監査事務所の名称等（名称、組織形態、外国語の名称並びに外国の規制機関に登録している場合の国名等及び規制機関の名称）
- (2) 監査事務所の所在地等（郵便番号、監査事務所所在地、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURL）
- (3) 監査事務所の代表者（理事長など監査事務所における最高経営責任者の氏名、登録番号及び役職）
- (4) 監査事務所の品質管理に関する次に掲げる事項
 - ア 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号。以下「施行規則」という。）第87条第2号イ又はロに掲げる事項の状況
 - イ 品質管理責任者に関する事項（品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者の氏名、登録番号及び役職並びに連絡窓口担当者の氏名をいう。）
- (5) 監査事務所の沿革（設立年月日及び監査事務所の合併等の組織再編がある場合においては、その沿革）
- (6) 公益財団法人財務会計基準機構への加入の状況
- (7) 中小監査事務所（中小監査事務所連絡協議会運営細則第2条第2項の中小監査事務所のうち、上場会社等監査人登録審査会（以下「審査会」という。）が定めるものに限る。）にあっては、中小監査事務所連絡協議会への加入状況
- (8) 所属公認会計士の数等（公認会計士である社員等、特定社員、所属公認会計士その他の監査実施者の数）
- (9) 従たる事務所の数
- (10) 会計年度（監査法人の場合）
- (11) 監査対象の上場会社等の状況（上場会社等の会社数及び会社名等）
(監査契約会社リスト)

第5条 第2条第1項第3号の監査契約会社リストの記載事項は、次の事項とする。

- (1) 監査証明業務（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項及び第2項に規定する監査証明に係るものに限る。次条を除き、以下同じ。）に係る契約の締結を予定している上場会社等の名称及び決算月
- (2) 登録申請時の監査契約締結済会社（法定監査関係書類等提出細則第4条、第5条及び第7条に規定する監査に係る契約を締結している場合に限る。）の名称
- (3) 前2号に規定する会社等の数

第3章 登録の判断

(監査証明業務の運営の状況に係る重大な不備)

第6条 施行規則第87条第1号ロ(2)に規定する協会の認定とは、品質管理レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められ、会則第78条第3号の措置が講じられたことをいう。

(判断基準)

第7条 審査会は、登録申請者又は登録上場会社等監査人（法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人をいう。以下同じ。）が、次の各号に掲げる場合に該当したときは、施行規則第87条第1号に定める人的体制を整備していないものとして、その登録の拒否又は登録の取消しを判断する。

- (1) 登録申請者（監査法人にあっては、原則として、社員（会則第5条第2項第5号の特定社員を除く。次号において同じ。）全員）が履修必要単位数以上を履修していない場合
- (2) 登録上場会社等監査人（監査法人にあっては、原則として、社員全員）が履修必要単位数以上を履修していない場合

2 審査会は、登録申請者又は登録上場会社等監査人が、次の各号に掲げる場合に該当したときは、施行規則第87条第2号に定める品質管理体制を整備していないものとして、その登録の拒否又は登

録の取消しを判断する。

- (1) 登録申請者が、登録申請に対して行われる登録の審査のためのレビュー（会則第77条第2項第3号の登録の審査のためのレビューをいう。以下同じ。）を正当な理由なく拒否し、又は当該登録の審査のためのレビューを実施した結果、極めて重要な不備事項若しくは重要な不備事項が認められ、会則第78条第3号の措置が講じられた場合
- (2) 登録申請者（監査法人に限る。）が、正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項若しくは重要な不備事項が認められ、会則第78条第3号の措置が講じられた（法第34条の34の4第1項の申請書の提出の日前3年以内に講じられたものに限る。）ことがある場合
- (3) 登録上場会社等監査人が、正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューを実施した結果、極めて重要な不備事項若しくは重要な不備事項が認められ、会則第78条第3号の措置が講じられた場合

第4章 情報の公表等

（本会ウェブサイトにおける公表）

第8条 本会は、会則第46条の15の規定に基づき、次の各号に掲げるものを本会ウェブサイトにおいて公表する。

- (1) 誓約書（第2条第1項第1号の誓約書をいう。以下同じ。）
- (2) 登録事務所概要書（第2条第1項第2号の登録事務所概要書をいう。以下同じ。）の記載事項のうち、次に掲げる事項
 - ア 第4条第1号に掲げる事項のうち、名称及び組織形態
 - イ 第4条第2号に掲げる事項。ただし、電話番号及びファクシミリ番号については、登録上場会社等監査人の希望により非公開とすることができる。
 - ウ 第4条第3号に掲げる事項のうち、氏名及び役職
 - エ 第4条第5号から第10号までに掲げる事項
 - オ 第4条第11号に掲げる事項のうち、上場会社等（公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第29条の2第1項第1号に掲げるものに限る。）の会社数
- (3) 説明書類
- (4) 前号の提出対象に該当しない監査事務所にあつては、施行規則第85条第1項又は第2項の規定により登録申請書に添付しなければならない書類
- (5) 監査事務所の経営管理の状況その他施行規則第95条に規定する事項を年次で記載した書類又は当該事項の公表先のURL
- (6) 施行規則第96条に基づく監査事務所の組織的な運営に関する体制整備に係る事項を年次で記載した書類又は当該事項の公表先のURL
- (7) 第10条第1項第2号に該当する場合にあつては、その旨及びその理由
- (8) その他本会が必要と認めた事項

2 前項各号に掲げるもののほか、本会は、登録上場会社等監査人に対して実施した通常レビュー（会則第77条第2項第1号の通常レビューをいう。以下同じ。）又は登録の審査のためのレビューに係る次に掲げる事項を、本会ウェブサイトにおいて公表する。この場合において、当該公表の期間は、当該通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの次々回の通常レビュー又は登録の審査のレビューに係る当該事項が公表されるまでの間とする。

- (1) 通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの実施年度
- (2) 通常レビュー又は登録の審査のためのレビューの実施結果に係る報告書の交付を受けた年月
- (3) 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

3 前項各号に掲げるもののほか、本会は、登録上場会社等監査人に対して実施した通常レビュー又は登録の審査のためのレビューについて、改善状況の確認（品質管理委員会運営細則第5条第2項に定める改善状況の確認をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該改善状況の確認について、前項各号に準ずる事項を本会ウェブサイトにおいて公表する。この場合において、同項第1号及び第2号中「通常レビュー又は登録の審査のためのレビュー」とあるのは「改善状況の確認」に読み替えるものとし、改善状況の確認の対象となった通常レビュー又は登録の審査のためのレビューに

係る前項の公表が終了する時まで公表する。

- 4 本会は、登録上場会社等監査人に対して特別レビュー（会則第77条第2項第2号の特別レビューをいう。以下同じ。）を実施した場合には、次に掲げる事項を当該特別レビューの直前に行われた通常レビュー又は登録の審査のためのレビューに係る第2項の公表が終了するまで本会ウェブサイトにおいて公表する。

- (1) 特別レビューの実施年度
- (2) 特別レビューの実施結果に係る報告書の交付を受けた年月
- (3) 特別レビューの概要
- (4) 極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

- 5 本会は、第2項第3号及び前項第4号に掲げる事項の公表について、登録上場会社等監査人が、当該不備事項に係る改善措置を講じたことを確認した場合は、速やかに公表を取りやめ、書面又は電磁的記録により、その旨を当該登録上場会社等監査人に通知する。

（登録を取り消された者に関する公表）

- 第9条 本会は、会則第46条の13の規定に基づき、上場会社等監査人名簿からの登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を本会ウェブサイトにおいて公表する。

- (1) 監査事務所の名称
- (2) 監査事務所の所在地
- (3) 登録を取り消された時点における監査事務所の代表者
- (4) 登録を取り消された年月日
- (5) 公表期間
- (6) 登録を取り消された旨及びその理由
- (7) 品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要
- (8) その他本会が必要と認めた事項

- 2 前項第5号の公表期間は、登録を取り消された日から起算して1年間とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、本会は、第1項第7号に掲げる公表について、登録を取り消された者が、当該不備事項に係る改善措置を講じたことを確認した場合は、速やかに公表を取りやめるものとする。

- 4 本会は、前2項に基づき公表を取りやめた場合には、上場会社等監査人名簿からの登録を取り消された者（解散した監査法人にあっては、その清算人）に対して、書面又は電磁的記録により、その旨を通知する。

（懲戒処分等を受けた場合の取扱い）

- 第10条 本会は、会則第46条の14の規定に基づき、登録上場会社等監査人が、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める取扱いを行うものとする。

- (1) 法第29条第3号の登録の抹消の懲戒処分又は法第34条の21第2項の解散命令を受けた場合 次に掲げる事項の公表（公表に当たっては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。）及び公表した旨の通知

ア 監査事務所の名称

イ 監査事務所の所在地

ウ 登録の効力を失った時点における監査事務所の代表者

エ 登録の効力を失った年月日

オ 公表期間

カ 登録の効力を失った旨及びその理由

キ 品質管理レビューにおいて、極めて重要な不備事項又は重要な不備事項が認められた場合には、その概要

ク その他本会が必要と認めた事項

- (2) 前号に規定するもののほか、次項に定める懲戒処分等を受けた場合 懲戒処分等を受けた旨及びその理由の公表並びに公表した旨の通知

- 2 本会は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、前項第2号に定める取扱

いを行うものとする。

- (1) 法第30条若しくは法第31条の規定による業務の停止の処分を受け、又は法第34条の21第2項若しくは法第34条の29第2項の規定による業務の停止を命じられた場合 当該処分の日又は当該命令を受けた日の翌日から起算して当該業務停止期間終了後1か月間
 - (2) 法第34条の29第2項に定める登録有限責任監査法人の登録の取消しを受けた場合 当該取消しを受けた日の翌日から起算して1か月間
 - (3) 法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める法第34条の13第1項に規定する業務管理体制の改善命令を受けた場合 当該命令を受けた日の翌日から起算して1か月間
 - (4) 法第29条第1号、法第34条の21第2項又は法第34条の29第2項に定める戒告の処分を受けた場合 当該処分の日又は当該戒告を受けた日の翌日から起算して1か月間
 - (5) 法第31条の2第1項又は法第34条の21の2第1項に定める課徴金納付命令を受けた場合（当該課徴金納付命令の処分と併せて第1号又は前号に規定する処分を受けた場合を除く。） 当該命令を受けた日の翌日から起算して1か月間
 - (6) 法第34条の2、法第34条の21第1項又は法第34条の29第1項に定める指示を受けた場合 当該指示を受けた日の翌日から起算して1か月間
 - (7) 公認会計士・監査審査会が、法第41条の2に基づき行政処分その他の措置を内閣総理大臣に勧告した場合 当該勧告があった日の翌日から起算して1か月間。ただし、当該期間中に勧告を踏まえた処分又は指示を受けたときは、当該処分又は指示を受けた日までの間とする。
 - (8) 上場会社等の監査証明業務に起因して、会則第67条第2項第4号に規定する退会勧告の懲戒処分を受けた場合 退会の日又は当該退会勧告が効力を失った日のいずれか遅い日の翌日から起算して1か月を経過する日
 - (9) 上場会社等の監査証明業務に起因して、会則第67条第2項第2号に規定する会員権停止（6か月以上の会員権停止に限る。）の懲戒処分を受け、かつ、当該懲戒処分について会則第67条第2項第5号に規定する行政処分請求が付加されている場合 当該処分の日又は当該懲戒処分を受けた日の翌日から起算して会員権停止期間終了後1か月間
 - (10) 上場会社等の監査証明業務に起因して、会則第67条第2項第2号に規定する会員権停止（6か月以上の会員権停止に限る。）の懲戒処分を受け、かつ、当該懲戒処分の対象となる行為と実質的に同一の行為につき行政処分が既になされている場合（第1号に該当する場合を除く。） 当該会員権停止に係る処分の日又は当該懲戒処分を受けた日の翌日から起算して会員権停止期間終了後1か月間
 - (11) 会則第67条第2項第2号の会員権停止の処分を受けた場合（前2号に該当する場合を除く。） 処分の日又は当該懲戒処分を受けた日の翌日から起算して当該停止期間終了後1か月間
 - (12) 会則第67条第2項第1号に定める戒告の処分を受けた場合 処分の日又は当該戒告を受けた日の翌日から起算して1か月間
 - (13) 前2号に規定する処分に付加して会則第67条第2項第5号の行政処分請求の処分を受けた場合 前2号に規定する処分を受けた場合の公表期間
- 3 前項各号の懲戒処分等を受けた登録上場会社等監査人が、法第34条の34の9第1項各号に該当したことにより登録が取り消された場合であって、前項各号に定める期間を経過していないときは、懲戒処分等に係る公表は、当該期間が経過するまでの間、前条第1項の規定による公表に合わせて行うものとする。
- 4 第2項第1号から第4号までの懲戒処分等を受けた場合において、当該懲戒処分等と併せて課徴金納付命令を受けたときは、これらの規定に定める期間が経過するまでの間、その旨も併せて公表する。

（登録の抹消の通知に関する特則）

第11条 本会は、会則第46条の11の規定に基づき、法第34条の34の10第1号の規定により登録抹消の通知を行う場合において、当該登録上場会社等監査人であった監査法人が既に解散しているときには、その清算人に通知する。

（再申請の場合の取扱い）

第12条 本会は、会則第46条の11の規定により登録抹消の通知を行った者（法第34条の34の8第2項第1号に該当することにより抹消された者に限る。）から、当該通知の日から起算して1年以内に

登録の申請が行われ、登録を決定した場合であって、当該決定をした日においてその者について第8条第2項第3号に掲げる事項の公表を行っているときは、同条第5項の規定により当該事項の公表を取りやめるまでの間、引き続き、当該事項の公表を行うものとする。

(自己責任の原則)

第13条 第8条第1項の規定により本会が行う公表は、登録上場会社等監査人が自己の責任に基づき作成し、及び提出したものにより行うものであり、本会が当該公表内容に保証を与えるものではない。

2 本会は、第8条第1項各号に掲げる事項を本会ウェブサイトに掲載するに当たり、当該事項が、登録上場会社等監査人の責任に基づき作成されたものであり、本会が当該公表内容に保証を与えるものではない旨を併せて本会ウェブサイトに表示するものとする。

第5章 報告等

(定期報告)

第14条 登録上場会社等監査人(監査法人に限る。)は、会計年度ごとに登録事務所概要書を作成し、説明書類とともに会計年度経過後3か月以内に本会に提出しなければならない。

2 登録上場会社等監査人(公認会計士に限る。)は、年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この項及び次項において同じ。)ごとに登録事務所概要書を作成し、説明書類とともに年度経過後3か月以内に本会に提出しなければならない。

3 登録上場会社等監査人は、会計年度の末日又は年度の末日から登録事務所概要書を本会に提出するまでの間に、登録事務所概要書に記載すべき事項に変更が生じた場合には、登録事務所概要書に当該変更の内容を併せて記載するものとする。

4 第2条第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による説明書類の提出について準用する。

5 会則第46条の11の規定による登録を認める旨の通知を受けた者は、第8条第1項第5号及び第6号に掲げるものを遅滞なく本会に提出しなければならない。

6 第1項及び第2項に定めるもののほか、登録上場会社等監査人は、第8条第1項第5号及び第6号に掲げるものについて、会計年度又は年度経過後、遅滞なく本会に提出しなければならない。

(変更報告)

第15条 登録上場会社等監査人は、登録事務所概要書の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に、当該変更の内容を反映した登録事務所概要書(監査事務所の名称若しくは所在地又は代表者に係る事項の変更である場合にあっては、当該変更の内容を反映した誓約書を含む。)を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第8号に掲げる事項についてのみ変更が生じた場合は、前条の定期報告をもって、これに代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第4条第11号に掲げる事項についての変更は、3か月の期間ごとにまとめて届出を行うことができる。この場合において、4月1日(会計年度を定めている登録上場会社等監査人にあっては、当該会計年度の開始日)を起点とした各期間の最後の月の翌月末日までに、第1項の規定による書類を提出するものとする。

4 上場会社等監査人名簿への登録を申請した者が会則第46条の11の規定による登録を認める旨の通知を受けた場合において、登録事務所概要書の記載事項に変更が生じているときは、速やかに変更事項を委員会に届け出なければならない。この場合において、前各項の規定を準用するものとする。

5 本会は、前2項に掲げる事項を受理したときは、速やかに、当該事項を公表するものとする。

(監理区分への指定)

第16条 本会は、登録上場会社等監査人が次の各号に掲げる事項に該当する場合には、当該各号に定める期間、当該登録上場会社等監査人を監理区分に指定の上、その旨を本会ウェブサイト公表する。

(1) 法第34条の34の9第1項各号に該当するおそれがあると審査会が判断する場合 審査会において登録の取消しの判断が行われるまでの間

(2) 前2条に基づく報告について、期限内に報告が行われなかった場合 該当の報告が行われるまでの間

2 本会は、監理区分に指定された登録上場会社等監査人について、第8条第1項各号及び同条第2

項各号に掲げる事項のほか、監理区分に指定された理由を本会ウェブサイト公表するとともに、当該登録上場会社等監査人に対し、その旨を書面又は電磁的記録により通知する。

3 本会は、第1項第2号に該当するおそれがある登録上場会社等監査人から、事前にその旨の届出があった場合には、監理区分の指定を1か月猶予することができる。

4 審査会は、監理区分に指定された登録上場会社等監査人が、第1項各号に掲げる事項に該当しなくなった場合には、速やかに監理区分の指定を解除し、その旨を書面又は電磁的記録により通知する。

（監査法人の合併に関する特則）

第17条 登録上場会社等監査人である監査法人が他の監査法人（登録上場会社等監査人でない監査法人を含む。次項において同じ。）と合併した場合（登録上場会社等監査人である監査法人が存続法人である場合に限る。）には、当該監査法人は、第15条の規定による変更報告を行わなければならない。

2 登録上場会社等監査人である監査法人が他の登録上場会社等監査人である監査法人と合併した場合において、消滅法人に該当する者について第10条第2項の規定による公表が行われているとき、本会は、同項各号に定める公表期間が経過する日までの期間、存続法人に対する公表事項として、当該公表を継続するものとする。

第6章 審査会の運営

（任期）

第18条 審査会の委員及び予備委員（以下「委員等」という。）の任期は3年とし、会則第152条第3項の規定による報告を行った定期総会終了の時に始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了の時まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

2 欠員の補充により就任した委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の属性）

第19条 会則第46条の17第4項に定める会員外の学識経験を有する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

（1）公認会計士監査及び当該監査の品質の管理に関し、学識経験を有する者

（2）金融及び投資に関する知見及び専門性を有する者

（3）上場会社等の役員又は役員であった者その他の上場会社等の経営及びガバナンスに関する知見を有する者

（審査会の招集）

第20条 審査会は、審査会長（会則第46条の17第2項に定める審査会長をいう。以下同じ。）が招集する。

2 審査会長は、審査会を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ議題、日時、場所及び旅費細則に基づく旅費支給の有無を通知しなければならない。

3 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたとき（第28条第1項の利害関係がある場合を含む。）は、審査会長が指名する予備委員がその職務を行う。この場合において、予備委員への審査会の招集の通知は、前項の規定を準用する。

（審査会の議事進行）

第21条 審査会の議事は、審査会長又は審査会長が指名する委員等が進行する。

（審査会の議事録）

第22条 審査会の議事録は、審査会の開催の都度作成し、本会に保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

（1）審査会の開催日時及び場所

（2）審査会の出席者及び利害関係者に関する事項

（3）議事の経過及び結果

（審査会の議事要旨の公表）

第23条 審査会長は、審査会の終了後速やかに議事要旨を作成し、会議で用いた資料と併せて公表するものとする。ただし、公表することが不適当と認められる議事又は資料の全部又は一部を公表しないことができる。

(弁明の機会の付与)

第24条 審査会長は、審査会の議題が会則第46条の4第2項に基づく登録の拒否に係るものである場合には、登録の申請者に対し、あらかじめその旨を通知しなければならない。

2 上場会社等監査人は、前項の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、審査会に対し、書面又は本会の定める電磁的記録をもって弁明書を提出することができる。

(聴聞の実施)

第25条 審査会長は、審査会の議題が会則第46条の8第1項の規定に基づく登録の取消しに係るものである場合には、審査会の招集前に会長にその旨を通知しなければならない。

2 会長は、前項の通知があったときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第17条第1項に規定する主宰者を指名する。

3 会長は、主宰者から行政手続法第24条第3項の聴聞調書及び報告書が提出されたときは、速やかに審査会に提供するものとする。

(専門調査員の選任等)

第26条 専門調査員は、審査会長が審査事案に利害関係のない会員（監査法人を除く。）のうちから指名し、委嘱する。ただし、会員外の学識経験を有する者から委嘱することを妨げない。

2 専門調査員は、審査会に出席し、担当する審査事案について意見を述べることができる。

3 専門調査員の任期は、担当する審査事案の審査会における審査が終了する時までとする。

(審査会への参考人の出席等)

第27条 審査会長は、必要があると認めたときは、委員等又は専門調査員以外の者の説明又は意見を徴するため、出席等を求めることができる。

(利害関係)

第28条 会則第46条の19において準用する会則第65条に規定する委員の利害関係は、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 委員又は委員の2親等内の親族が、会則第46条の16第2項各号に掲げる事項の対象となる公認会計士又は監査法人の社員（会則第5条第2項第5号の特定社員を含む。次号において同じ。）であるとき。

(2) 委員又は委員の2親等内の親族が、会則第46条の16第2項各号に掲げる事項の対象となる監査事務所において、過去1年以内に社員又はこれに準ずるものであった場合

(3) 委員又は委員の2親等内の親族が、会則第46条の16第2項各号に掲げる事項の対象となる監査事務所から、過去1年以内に利益の供与又は報酬を受けていた場合

(4) 委員が審議事項の審査に当たり、その公正性を疑われる事情があると審査会が認めたとき。

2 委員は、審議事項の審査について、その公正性を疑われるおそれがあると思料するときは、審査会の承認を経て、当該審査を回避するものとする。この場合において、当該審査を回避した委員は、前項に規定する利害関係のある委員とみなす。

3 審査会長が第1項各号に掲げる利害関係を有する場合（前項の規定により利害関係がある委員とみなされる場合を含む。）は、あらかじめ審査会が定めた者がその職務を代行する。

第7章 補則

(雑則)

第29条 この細則に定めるもののほか、上場会社等監査人名簿への登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

2 第8条第1項第5号及び第6号並びに第14条第5項及び第6項の規定は、公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第9号）附則第2条第2項に規定する適用開始日以後最初にその末日が到来する年度又は会計年度に係るものについて適用する。ただし、適用開始日の前日までにその末日が到来する年度又は会計年度に係るものについて、監査事務所の判断により適用することを妨げない。

最終変更 2023年2月17日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第188条第2項の規定に基づき、中小監査事務所連絡協議会（以下「協議会」という。）の目的及び職務並びに組織その他運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(協議会の目的等)

第2条 協議会は、中小監査事務所の品質管理体制及び監査業務における品質管理の維持及び向上並びに中小監査事務所間の交流促進を図ることを目的とする。

2 この細則において「中小監査事務所」とは、協議会が別に定める監査事務所をいう。

(職務)

第3条 協議会の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 中小監査事務所の品質管理体制及び監査業務における品質管理の維持及び向上に関する研修会を企画立案し、及び実施すること。
- (2) 中小監査事務所の品質管理体制及び監査業務における品質管理の維持及び向上に関する資料又は情報の提供を行うこと。
- (3) 前2号に規定する研修会又は資料若しくは情報の提供を通じて、登録上場会社等監査人である中小監査事務所に対する指導を行うこと。
- (4) 中小監査事務所の交流促進に係る施策を企画立案し、及び実施すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項を行うこと。

第2章 協議会の組織

(組織)

第4条 協議会は、協議会会長、協議会副会長及び委員若干人、専門委員長（第7条第1項の規定により専門委員会を設けた場合に限り。）並びに中小監査事務所をもって組織する。

- 2 協議会会長は、会長が指名する副会長、常務理事又は理事（会則第157条第2項の規定により選任される理事を除く。）をもって充てる。
- 3 協議会副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 4 協議会副会長は、協議会会長を補佐する。
- 5 委員は、会員（監査法人を除く。次項において同じ。）のうちから会長が委嘱する。
- 6 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会における審議に関し助言等を求めるために必要があると認めるときは、常務理事会の議を経て会員以外の学識経験を有する者から委員を委嘱することができる。
- 7 委員の任期は、会則第152条第3項に規定する報告を行う定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日から3年とする。ただし、就任後第3回目に開催される定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は延長するものとする。
- 8 委員は、前項の期間を1期として、連続して2期にわたり委員を務めることができる。ただし、会長が必要と認めたときは、連続して3期まで延長することができる。
- 9 任期の途中で就任した委員の残任期間は、当該任期の終了時までとする。

(入会)

第5条 中小監査事務所は、協議会に入会を希望する場合には、協議会が別に定める申請書により申請するものとする。

- 2 協議会は、前項の申請を受け付けたときは、協議会が別に定める要件に該当していることを確認の上、入会を承認し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(申請等の方法)

第6条 前条第1項の規定に基づく申請その他の手続は、本会のウェブサイトを通じて行うものとする。

(専門委員会)

第7条 協議会は、その職務に関し必要があると認めるときは、常務理事会の議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員長、副専門委員長及び専門委員若干人をもって構成する。

3 第4条第5項から第9項までの規定は、専門委員について準用する。

4 専門委員長及び副専門委員長は、専門委員のうちから会長が選任する。

5 専門委員長は所管する専門委員会を統括し、副専門委員長は専門委員長を補佐する。

(運営)

第8条 協議会の運営は、協議会会長、協議会副会長及び委員並びに専門委員長により行う。

2 協議会は、協議会会長が招集する。

3 協議会会長は、議長1人を第1項に規定する構成員のうちから任命する。

4 議長は、協議会の議事を進行する。

5 協議会会長は、議題に関係する常務理事に対し、協議会に出席して説明をし、又は意見を述べるよう求めることができる。

6 協議会の議決は、出席者（前項の常務理事を除く。）の過半数をもってする。

7 協議会の議事は、公開しない。

8 第2項及び第4項から前項までの規定は、専門委員会の運営について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門委員会」と、第2項中「協議会会長」とあり、及び第4項中「議長」とあるのは、「専門委員長」と読み替えるものとする。

(審議状況の報告)

第9条 協議会会長は、会長の求めに応じ、協議会の審議状況を報告するものとする。

(開催時間及び旅費)

第10条 委員会運営細則第8条、第10条第2項及び第18条の規定は、協議会及び専門委員会について準用する。

第3章 雑則

(運営に関する細目)

第11条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

1 この細則は、会則第188条の改正について金融庁長官の認可のあった日（2021年9月14日。以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において会則第188条の改正前の中小監査事務所連絡協議会に既に入会している中小監査事務所については、第5条及び第6条の規定にかかわらず、施行日において第5条第2項の承認及び通知があったものとみなす。

附 則（2022年2月18日改正）

この改正規定は、2022年2月19日から施行する。

附 則（2022年7月25日改正）

1 この改正規定は、2022年8月1日から施行し、2022年の定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日（以下「基準日」という。）以後開始する任期から適用する。

2 改正後の第4条第8項（同項を準用する場合を含む。）の適用については、基準日前の任期を1期として算入する。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第211条第3項の規定に基づき、会計教育推進会議（以下「推進会議」という。）の組織その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、議長及び委員若干人で構成する。

2 推進会議の議長は、役員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

3 推進会議の委員は、会員（監査法人を除く。）又は会員以外の学識経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

4 推進会議の委員の任期は、会則第152条第3項に規定する報告を行う定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日から3年とする。ただし、就任後第3回目に開催される定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

(専門委員会)

第3条 推進会議は、その職務に関して必要と認めるときは、常務理事会の議を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長1人及び委員若干人をもって構成する。

3 前条第3項の規定は、専門委員会の委員の委嘱について準用する。

4 前条第4項の規定は、専門委員会の委員の任期について準用する。ただし、専門委員会の検討事項に応じて、異なる任期を定めることができる。

5 専門委員会の委員長は、専門委員会の委員のうちから推進会議の議長が指名する。

(運営)

第4条 議長は、推進会議を招集し、議事を進行する。

2 議長は、専門委員会の委員長に対し、推進会議に出席して報告若しくは説明をし、又は意見を述べるよう求めることができる。

3 第1項の規定は、専門委員会の委員長について準用する。

4 委員会運営細則第8条（開催時間）、第10条（議決）、第12条（議事の非公開）の規定は、推進会議及び専門委員会について準用する。

(運営に関する細目)

第5条 この細則に定めるもののほか、推進会議及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、推進会議において定める。

附 則

この細則は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年2月17日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 カリキュラム（第3条）
- 第3章 研修方法（第4条―第8条）
- 第4章 研修教材（第9条）
- 第5章 集合研修の実施（第10条―第17条の3）
- 第6章 履修単位の基準（第18条―第21条）
- 第7章 必須単位数等（第22条―第25条）
- 第8章 履修申告及び確認（第26条―第30条）
- 第9章 履修の結果の開示（第31条）
- 第10章 研修の免除又は必要単位数の軽減（第32条―第41条）
- 第11章 履修の結果の管理（第42条―第44条）
- 第12章 研修結果の周知等（第45条）
- 第13章 研修カード（第46条）
- 第14章 CPD協議会の運営（第47条・第48条）
- 第15章 CPD推進センター（第49条―第52条）
- 第16章 雑則（第53条・第54条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、会則第122条第4項第3号、第124条の2第1項、第126条、第127条、第129条及び第130条第3項の規定に基づき、継続的専門能力開発制度の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この細則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、会則において使用する用語の例による。

第2章 カリキュラム

（カリキュラム）

第3条 CPD協議会は、継続的専門能力開発制度の円滑な実施に資するため、研修項目を定めたカリキュラムを事業年度ごとに作成し、研修の立案、実施計画の策定、自己学習の計画等の便宜に供するものとする。

第3章 研修方法

（研修方法）

第4条 継続的専門能力開発制度における研修方法は、集合研修、自己学習、著書等執筆及び研修会等講師の4種類とする。

（集合研修）

第5条 集合研修は、原則として、本会若しくは会員事務所が主催する研修会又は本会が主催する研究大会において実施する、カリキュラムの研修項目に基づく講師の講義又はパネルディスカッション等（以下「研修会等」という。）への参加により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、CPD協議会が適当と認めるときは、本会又は会員事務所以外のもの（以下「会員有志等」という。）が主催する研修会等を集合研修に含めることができる。

3 CPD協議会は、研修会等への出席による受講のほか、次に掲げる研修教材（別に定める要件を満たすものに限る。）による受講についても、集合研修への参加として取り扱うことができる。ただし、第2号及び第3号に掲げる研修教材については、あらかじめCPD協議会の認定を受けたものに限る。

- (1) 本会が企画又は作成した e ラーニング教材（ネットワークの利用、CD-ROMの利用その他受講の方法のいかんを問わず、コンピュータにより受講可能な教材をいう。以下同じ。）
- (2) 会員事務所が企画し、又は作成した e ラーニング教材
- (3) 本会又は会員事務所以外のものが企画し、又は作成した e ラーニング教材
- 4 前項ただし書きの認定は、当該 e ラーニング教材を企画し、又は作成したもののからの申請に基づいて行うものとする。
- 5 第3項ただし書きの認定に関し必要な事項は、別に定める。

（対象研修）

第5条の2 会則第124条の2第1項の対象研修は、集合研修のうち、前条第1項の会員事務所が主催する研修会及び同条第2項の規定によりCPD協議会が集合研修に含めることが適当と認める会員有志等が主催する研修会等をいう。

（自己学習）

第6条 自己学習は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) CPD指定記事（CPD協議会が機関誌等の記事にCPDマークを付して履修単位等を示している記事をいう。以下同じ。）による学習
- (2) 専門図書等（公認会計士業務に直接関係する専門図書等（CPD指定記事を除く。）をいう。）による学習
- (3) 委員会等出席（次のア又はイのいずれかとする。）
 - ア 本会の委員会、プロジェクトチーム等の活動に参加すること。
 - イ 政府、地方公共団体、国際機関等の活動に参加すること。

（著書等執筆）

第7条 著書等執筆は、一般に広く購読される公認会計士業務に直接関係する著書又は論文の執筆とする。

2 著書等執筆には、答申等執筆（本会の委員会、プロジェクトチーム等の答申書、報告書等を直接執筆する場合をいう。以下同じ。）を含む。

（研修会等講師）

第8条 研修会等講師は、次の各号のいずれかに掲げる研修会等の講師を行うこととする。

- (1) 本会、会員事務所又は会員有志が会員又は準会員を対象に開催する研修会等
- (2) 本会が講師を依頼する研修会等

第4章 研修教材

第9条 継続的専門能力開発制度における研修教材は、必要に応じ、CPD協議会が作成するものとする。

2 前項の研修教材には、印刷物、出版物のほか、e ラーニング教材、DVDその他研修に使用できるものを含むものとする。

3 CPD協議会は、刊行予定又は既刊の図書等を研修教材として指定することができる。

第5章 集合研修の実施

（集合研修実施計画）

第10条 CPD協議会は、集合研修（本会（地域会を除く。以下第12条及び第16条第3項において同じ。）が主催するものに限る。以下この条、次条及び第13条から第15条までにおいて同じ。）に係る実施計画（会則第130条第2項第1号の実施計画をいう。以下「集合研修実施計画」という。）を事業年度ごとに作成する。

2 集合研修実施計画には、その事業年度に実施する予定の集合研修の概要を記載するものとする。

3 集合研修実施計画は、CPD協議会が常務理事会の議を経て定める。

4 集合研修実施計画は、第16条第1項に規定する地域会の集合研修実施計画とともに、当該事業年度の開始前に、CPDレター及びCPDオンライン（CPD協議会が管理運営するウェブサイトをいう。以下同じ。）により、会員及び準会員に案内するものとする。

（実施要領）

第11条 CPD協議会は、集合研修実施計画に基づき集合研修を実施するときは、細部を定めた実施要領を作成するものとする。

2 前項の実施要領には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 研修会の名称
- (2) 研修会の目的又は趣旨
- (3) 講師の氏名
- (4) 日時及び場所
- (5) 研修項目及び履修単位
- (6) 参加料
- (7) その他参加者に通知すべき事項

3 実施要領は、原則として集合研修の実施日の1か月以上前に、CPDレター及びCPDオンラインにより、会員及び準会員に案内するものとする。

(研究大会)

第12条 本会が主催する研究大会はCPD協議会が企画及び運営を行うものとし、その開催概要は常務理事会の議を経て決定するものとする。

(参加料の納付方法)

第13条 CPD協議会は、集合研修において、会則第122条第6項の規定により参加料を徴収するときは、あらかじめ納付の方法を定め、会員及び準会員に案内するものとする。

(会員及び準会員以外の者の参加)

第14条 CPD協議会は、必要に応じて、会員及び準会員以外の者を集合研修に参加させることができる。この場合において、CPD協議会は、当該者に納付させる参加料の額その他必要な事項を定めるものとする。

(集合研修実施計画に基づかない集合研修)

第15条 CPD協議会は、会員又は準会員に対して適時に集合研修を行う必要が生じたときは、集合研修実施計画にない集合研修であっても、実施の時期、研修項目、対象、費用その他必要な事項を定め、実施できるものとする。

(地域会の集合研修)

第16条 地域会(会則第177条第2項の規定により設置する部会を含む。以下同じ。)が集合研修(地域会が主催する集合研修に限る。以下この条において同じ。)を実施する場合は、原則として、第10条の規定に準じて地域会の集合研修実施計画を作成し、当該事業年度の開始前に、地域会の会報等により、これを所属の会員及び準会員に案内するものとする。

2 地域会は、地域会の集合研修実施計画に基づき集合研修を実施するときは、第11条の規定に準じて実施要領を作成し、原則として集合研修の実施日の1か月以上前に、地域会の会報等により、これを所属の会員及び準会員に案内するものとする。

3 地域会が主催する研究大会(本会と地域会との共催によるものを含む。以下この条において同じ。)は、地域会が企画及び運営を行うものとする。

4 地域会は、集合研修において、会則第122条第6項の規定により参加料を徴収するときは、あらかじめ納付の方法を定め、所属の会員及び準会員に案内するものとする。

5 地域会は、必要に応じて、会員及び準会員以外の者を集合研修に参加させることができる。この場合において、地域会は、当該者に納付させる参加料の額その他必要な事項を定めるものとする。

6 地域会は、CPD協議会が定めるところにより、主催した集合研修の研修結果を報告するものとする。

7 CPD協議会は、地域会が主催する集合研修に関し、研修教材の作成及び講師の手配について協力するものとする。

(会員事務所等の集合研修)

第17条 会員事務所又は会員有志が集合研修を実施する場合は、前条第6項及び第7項の規定を準用する。

(研修・履修管理体制の整備)

第17条の2 監査法人(会則第46条の2に規定する上場会社等監査人名簿に登録されるものに限る。本条において同じ。)は、会則第122条第5項に規定する監督を行うため、研修・履修管理体制を整備しなければならない。

- 2 監査法人は、前項の管理体制の整備のため、別に定める書類を作成し、当該事業年度を含めて5年間保存しなければならない。
 - 3 C P D協議会は、研修・履修管理体制を確認するため、監査法人に対し、前項に規定する書類の提出を求めることができる。
(会員事務所等の集合研修に係る証跡書類の保存及び提出)
- 第17条の3 会員事務所及び会員有志の主催者(会員有志を代表する者をいう。以下同じ。)は、集合研修を実施したときは、別に定める書類を、当該事業年度を含めて5年間保存しなければならない。
- 2 C P D協議会は、研修・履修管理体制を確認するため、会員事務所及び会員有志の主催者に対し、前項に規定する書類の提出を求めることができる。
- 第6章 履修単位の基準
(集合研修の履修単位の基準)
- 第18条 集合研修の履修単位の基準は、1時間を1単位とする。この場合において、30分を0.5単位として換算し、30分未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
(自己学習の履修単位の基準)
- 第19条 自己学習の履修単位の基準は、次の各号に掲げる自己学習の形態の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) C P D指定記事による学習 C P D協議会がC P D指定記事に付した単位とする。
 - (2) 専門図書等による学習 2時間を1単位とする。この場合において、1時間を0.5単位として換算し、1時間未満の端数があるときはこれを切り捨てる。専門図書等1冊につき5単位を上限とする。
 - (3) 委員会等出席 1回を1単位とし、1事業年度につき10単位を上限とする。
- 2 自己学習により1事業年度に取得できる履修単位の上限は、40単位とする。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、C P D協議会は、第9条第3項に規定する図書等を自己学習の研修教材に指定した場合の当該図書等を用いた自己学習の履修単位を、C P D協議会が定めた履修単位とすることができる。
(著書等執筆の履修単位の基準)
- 第20条 著書等執筆の履修単位の基準は、4,000字を1単位とする。この場合において、2,000字を0.5単位として換算し、2,000字未満の端数があるときはこれを切り捨てる。1著書又は1論文につき10単位を上限とする。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、第7条第2項の答申等執筆については、1答申につき5単位を上限とし、答申等執筆により1事業年度に取得できる履修単位の上限は10単位とする。
(研修会等講師の履修単位の基準)
- 第21条 研修会等講師の履修単位の基準は、30分間を1単位とする。ただし、同一テーマで2回以上講義を行う場合は、2回目以降の講義については、1時間を1単位とし、この場合において、30分間を0.5単位として換算する。
- 2 前項の場合において、30分未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 第7章 必須単位数等
(必須単位数)
- 第22条 会則第122条第4項第3号の細則で定める必須単位数(以下単に「必須単位数」という。)は、C P D協議会が指定する次に掲げる研修科目について、1事業年度につきそれぞれ2単位とする。
- (1) 職業倫理に関する研修科目
 - (2) 税務に関する研修科目
- (法定監査業務従事者に係る必須単位数の特例)
- 第23条 当該事業年度の全部又は一部の期間において法定監査業務に従事する会員の必須単位数は、前条に規定する研修科目に加え、C P D協議会が指定する監査の品質及び不正リスク対応に関する研修科目について、1事業年度につき6単位(C P D協議会が指定する不正事例に関する研修科目を2単位以上含む。)とする。
- 2 C P D協議会は、毎事業年度、会員から前項に規定する会員に該当するか否かについて報告を徴

するものとする。この場合において、前項に規定する会員に該当しない旨の報告をした会員以外の会員は、前項に規定する会員とする。

（必須単位数の履修方法）

第24条 必須単位数の履修は、集合研修によるものとする。ただし、第3章に定めるその他の研修方法によることを妨げない。

（新たに研修を受ける会員の履修必要単位数）

第25条 会則第122条第4項の規定により、新たに研修を受けなければならないこととなった事業年度（以下「1事業年度目」という。）又はその翌事業年度（以下「2事業年度目」という。）における履修必要単位数は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に定める単位数、同項第2号に規定する単位数及び同項第3号に規定する必要単位数のいずれをも満たす単位数とする。

（1）1事業年度目 必要単位数

（2）2事業年度目 1事業年度目及び2事業年度目における必要単位数の合計数から1事業年度目に履修した単位数を減じて得た単位数

第8章 履修申告及び確認

（履修申告）

第26条 会則第122条に規定する履修申告（以下単に「履修申告」という。）は、次のいずれかに掲げる方法により、研修の履修が終了する都度速やかに行うものとする。

（1）ファクシミリ又は郵便

（2）電子申告

（3）研修会場での記録

2 当該事業年度における履修申告の期限は、翌事業年度の4月15日とする。

3 履修申告の方法に関し必要な事項は、CPD協議会が定める。

（期中履修状況の連絡）

第27条 CPD協議会は、当該事業年度の4月1日から12月31日までの間に申告のあった履修の結果（以下「期中履修状況」という。）について、所定の方法により、翌年の1月末日までに会員（監査法人を含む。）に連絡する。

2 前項の規定による連絡は、前条第1項第1号に規定する方法により履修の結果を申告することとしている者にあつては文書により、同項第2号に規定する方法により申告することとしている者にあつてはCPDオンラインへの表示により行うものとする。

3 会員は、期中履修状況に係る文書の再発行（前条第1項第2号に規定する方法により申告を行った会員の求めに応じ、CPDオンラインへの表示に加えて、文書をもって連絡する場合を含む。）を受けようとするときは、CPD協議会が常務理事会の議を経て定める手数料を納付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、前項の規定により再発行する文書には、4月1日から再発行の申請があった日までの履修の結果を記載するものとする。

（履修申告内容の確認）

第28条 CPD協議会は、会員からの履修申告の内容が適切か否かを確認する。

2 前項の確認の方法その他必要な事項は、CPD協議会が別に定める。

（不適切な履修申告の態様）

第28条の2 会則第122条の2第1項に規定する不適切な履修申告は、次に掲げるものとする。

（1）履修申告の内容に不備があるもの

（2）次のア及びイに掲げるものその他不適切な履修態様による研修を申告するもの

ア 複数の研修を同時に履修し、複数の履修を申告するもの

イ CPD協議会が予め定めた研修時間を自ら短縮して履修し、既定単位を申告するもの

（3）次のア及びイに掲げるものその他虚偽の内容を申告するもの

ア 研修の実態を伴わない内容を申告するもの

イ 他の会員又は第三者と共謀して研修の履修又は申告自体を仮装するもの

（4）前各号に掲げるもののほか、会則第122条に規定する研修の意義を損なうとCPD協議会が認めるもの

- 2 会則第128条の2括弧書及び前項第1号の履修申告の内容に不備があるものとは、履修申告の内容に形式上の不備があることをいう。

(集計した単位数等の通知)

第29条 CPD協議会は、会則第123条の規定による通知をする場合において、当該事業年度において履修した単位数が会則第122条第4項又は第25条に規定する履修必要単位数に満たない会員があるときは、併せてその旨を通知するものとする。

- 2 会則第123条の規定による通知は、速やかに文書をもって行うものとする。この場合において、第26条第1項第2号に規定する方法により履修申告を行うこととしている会員に対する通知については、CPDオンラインへの表示をもって、これに代えることができる。

- 3 会員又は準会員は、前項後段の規定によりCPDオンラインへの表示がなされた場合においても、CPD協議会に対して、当該通知に係る文書の発行を求めることができる。

- 4 会員又は準会員は、前2項の規定により通知された文書の再発行を受けようとするときは、CPD協議会が常務理事会の議を経て定める手数料を納付しなければならない。

- 5 会則第123条の規定による通知の内容及び形式は、CPD協議会が定めるものとする。

(異議の申立て等)

第30条 CPD協議会は、会則第124条第1項の規定による異議の申立て又は会則第124条の2第1項の規定による修正の申立てがあった場合において、当該申立てに理由があると認めるときは、それによる履修の結果の修正方法その他必要な事項についても議決する。

第9章 履修の結果の開示

(履修の結果の本会ウェブサイトにおける開示)

第31条 会則第126条の規定により開示する研修履修結果は、直近の事業年度の研修に係る研修履修結果のうち、次に掲げる履修義務の達成状況の別又は会則第129条第1項の規定により研修の免除を受けている場合にあってはその旨とする。

- (1) 義務達成(当該事業年度において会則第122条第4項又は第25条に規定する履修必要単位数を満たしていることをいう。)

- (2) 義務不履行(当該事業年度において会則第122条第4項又は第25条に規定する履修必要単位数を満たしていないことをいう。)

- 2 会則第126条の規定による開示は、公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する細則第2条第3号の規定により表示される検索結果に併せて表示することにより行う。

- 3 前項の規定による表示を行うに際しては、次に掲げる事項に関する概要を併せて表示する。

- (1) 継続的専門能力開発制度の趣旨
(2) 公認会計士に課せられた義務の内容
(3) 第1項に規定する研修履修結果の別

第10章 研修の免除又は必要単位数の軽減

(研修の免除の制限)

第32条 本会は、研修府令第2条第1項第3号から第5号までの事由により、当該事業年度の研修の免除を申請する者については、特別な事情がある場合に限り、これを認めるものとする。

- 2 本会は、前項の事由により当該事業年度の研修の軽減を申請する者については、20単位を上限に、必要単位数の軽減を認めることができる。

(公認会計士としての業務を行わないことが相当である事由)

第33条 研修府令第2条第1項第6号に規定する公認会計士としての業務を行わないことが相当である事由とは、次の場合をいう。

- (1) 出産、育児又は介護のために休業すること。
(2) 大学教員としての職務に専念すること(研修の免除又は必要単位数の軽減の取り扱いは前条に準じる。)

- (3) 会社の役員その他別に定める者について特別な事情があると認められること。

- (4) 研修府令第2条第1項第1号から第5号まで及び前3号に掲げるもののほか、CPD協議会が定める事由

- 2 前項第3号の者については、公認会計士の名称を用いた業務を行っていない者に限るものとする。

(研修の免除に係る手続)

第34条 研修府令第2条第1項の規定により研修の免除の申請をしようとする会員は、同条第2項に定めるところにより、研修免除申請書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、研修の免除の申請があった場合において、CPD協議会による審査の結果、当該申請に理由があると認めるときは、研修府令で定めるところにより金融庁長官の承認を経て、当該申請に係る研修を免除することができる。

3 CPD協議会は、会長が申請に理由があると認めて研修の免除をするときはその旨を、申請に理由がないとして研修の免除をしないときはその旨及びその理由を当該申請に係る会員に通知する。

(80歳以上の特例)

第35条 会員が公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に従事しておらず、かつ満年齢で80歳に達した場合には、会則第129条第1項の特例として当該事業年度以降、研修を免除する。

2 前項に該当する会員については、会長が文書等により状況の確認を行った上で、金融庁長官に対し免除申請の手続をするものとする。

(免除事由の消滅)

第36条 研修の免除を受けた会員が、その後免除事由に該当しなくなったときは、その旨を書面により会長に届け出なければならない。

(免除対象者の集合研修への参加)

第37条 会員は、研修を免除された場合であっても、本会が主催する集合研修に参加することができる。この場合において、当該会員が自発的に履修の結果を申告したときは、CPD協議会は当該履修の結果を記録するものとする。

(必要単位数の軽減に係る手続)

第38条 研修府令第3条第1項の規定により必要単位数の軽減の申請をしようとする会員は、同条第2項に定めるところにより、研修軽減申請書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、必要単位数の軽減の申請があった場合において、CPD協議会による審査の結果、当該申請に理由があると認めるときは、研修府令で定めるところにより金融庁長官の承認を経て、当該申請に係る研修の必要単位数を軽減することができる。

3 CPD協議会は、会長が申請に理由があると認めて必要単位数の軽減をするときはその旨及び軽減する単位数を、申請に理由がないとして必要単位数の軽減をしないときはその旨及びその理由を当該申請に係る会員に通知する。

(必要単位数の軽減の制限)

第39条 前条第1項に規定する会員が、会則第77条第2項第1号に規定する通常レビューを受けなければならない監査事務所又は当該監査事務所が監査法人である場合に当該監査法人の社員として関与している者である場合は、原則として必要単位数の軽減はしない。

(申請期限)

第40条 研修の免除又は必要単位数の軽減の申請期限は、各事業年度の8月末日とする。ただし、特段の事情があるときは、この限りではない。

(その他の手続)

第41条 この章に定めるもののほか、研修の免除又は必要単位数の軽減に係る手続に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 履修の結果の管理

(履修の結果の保存)

第42条 CPD協議会は、会則第125条第1項の規定により確定した会員の履修の結果を記録し、当該会員が退会するまでの間保存するものとする。この場合において、CPD協議会は、当該履修の結果の記録を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体により保存することができる。

2 CPD協議会は、第26条第1項第1号に規定する方法により履修申告がなされた場合においては、会員から提出された文書を当該申告に係る事業年度の終了後4年間保存するものとする。

3 退会した会員に係る履修の結果の記録は、退会の日属する事業年度の翌事業年度終了の日をも

って、CPD協議会が定める方法により別途保存するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、会員の履修の結果の保存に関し必要な事項は、別に定める。

(会員等による履修の結果の保存)

第43条 会員及び会員事務所は、事業年度ごとの履修の結果（第26条第1項第1号に規定する方法により申告したものに限る。）をCPD協議会が定めるところにより記録し、当該事業年度終了後4年間保存するものとする。この場合において、CPD協議会から請求があったときは、これを提出しなければならない。

(秘密保持)

第44条 CPD協議会は、履修の結果の管理に当たって、会員のプライバシーの確保に十分に配慮するものとする。

第12章 研修結果の周知等

(研修結果の周知等)

第45条 CPD協議会は、継続的専門能力開発制度により実施した研修結果を記録するとともに、当該研修結果の概要を、各事業年度終了後、原則として3か月以内に理事会に報告した後、速やかに会報、CPDレター及びCPDオンラインにより周知するものとする。

2 研修府令第4条に規定する報告は、常務理事会の議を経て行うものとする。この場合において、報告の内容及び様式は、CPD協議会が別に定めるものとする。

第13章 研修カード

第46条 CPD協議会は、会員及び準会員に対し、氏名、研修登録番号その他必要な情報を記録した研修カードを交付する。

2 会員は、研修カードにより研修会等への出席を記録することができる。

3 研修カードの内容及び形式は、CPD協議会が定める。

4 紛失等により研修カードの再交付を受けようとする者は、CPD協議会が常務理事会の議を経て定める手数料を納付しなければならない。

第14章 CPD協議会の運営

(CPD協議会の組織等)

第47条 CPD協議会は、会長（以下「協議会会長」という。）及び委員若干人並びに担当常務理事をもって組織する。

2 協議会会長は、会長をもって充てる。

3 委員は、会員のうちから会長が委嘱する。

4 委員の任期は3年とし、会則第152条第3項に規定する定期総会の終了後最初に開催される理事会の日の翌日から始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

5 委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 CPD協議会は、継続的専門能力開発制度の運営に当たり必要があるときは、常務理事会の議を経て、その下部組織として専門委員会を設置することができる。

(議事)

第48条 CPD協議会の議事は、協議会会長又は協議会会長が指名する委員が進行するものとする。

2 CPD協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する場合は、委員の半数以上が出席する会議において行うものとする。

(1) カリキュラムの作成及び変更に関する事項

(2) 集合研修実施計画に関する事項

(3) 履修内容の確認に関する事項

(4) 履修義務の不履行があった場合の対応に関する事項

(5) 研修の免除又は必要単位数の軽減に関する事項

(6) その他継続的専門能力開発制度の運営に関する重要な事項

3 CPD協議会の議事は、公開しない。

第15章 CPD推進センター

(CPD推進センター)

- 第49条 本会に、継続的専門能力開発制度推進センター（以下「CPD推進センター」という。）を置く。
- 2 CPD推進センターは、会員の継続的専門能力開発制度に対する理解を深め、履修の促進を図るために、会員の履修状況を的確に把握し、会員の研修活動の支援に当たるものとする。
- 3 CPD推進センターは、会長の命を受けて、会員に対し、継続的専門能力開発に関する必要な指導又は勧告を行うことができる。
- （CPD推進センターの組織等）
- 第50条 CPD推進センターは、会長（以下「推進センター会長」という。）及び委員をもって組織する。
- 2 推進センター会長は、会長をもって充てる。
- 3 委員は、担当常務理事、CPD協議会の委員及び地域会の会長をもって充てるほか、会長が会員のうちから委嘱する。
- 4 委員は、CPD推進委員と称する。
- 5 第3項の規定により委嘱する委員の任期は3年とし、会則第152条第3項に規定する定期総会の終了後最初に開催される理事会の日の翌日から始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。
- 6 委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 CPD推進センターは、その運営に当たり必要があるときは、常務理事会の議を経て、下部組織を設置することができる。
- （議事）
- 第51条 CPD推進センターの議事は、推進センター会長又は推進センター会長が指名する委員が進行するものとする。
- 2 CPD推進センターの議事は、公開しない。
- （指導及び勧告）
- 第52条 CPD推進センターは、期中履修状況が履修必要単位数未満である会員に対し、必要に応じ、状況を尋ねるとともに、事業年度終了までに必要な単位数を履修するよう、勧告するものとする。
- 2 前項の規定による勧告は、文書により行うものとし、期中履修状況の連絡と併せて行うことができる。
- 3 CPD推進委員は、義務不履行者となるおそれがある会員に対し、直接個別に連絡を取り、指導又は勧告を行うことができる。
- 第16章 雑則
- （周知の媒体）
- 第53条 継続的専門能力開発制度に関する事項についての会員及び準会員への周知は、この細則に別段の定めがある場合を除くほか、CPDレター、CPDオンラインその他CPD協議会が周知に適切と認める媒体により行うものとする。
- （運営に関する細目）
- 第54条 この細則に定めのない事項については、CPD協議会又はCPD推進センターが、その所管に応じて決定することができる。
- 附 則
- 1 この細則は、平成10年1月15日から施行する。
- 2 第29条の規定は、平成10年4月1日以降実施される継続的専門研修制度における研修について適用する。
- 3 第9条第3項の規定にかかわらず、第11条に規定する研修要領は当分の間、会員（監査法人を含む。）及び準会員に送付するカリキュラムには含めないものとする。
- 附 則（平成11年1月19日改正）
- この改正規定は、平成11年1月20日から実施する。
- 附 則（平成14年3月26日改正）
- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 第36条、第37条に関する内規は、継続研修協議会が理事会の議を経て定め、それに従い運用する。

附 則（平成14年 7 月 3 日改正）

この改正規定は、平成14年 7 月 4 日から実施する。

附 則（平成15年 7 月22日改正）

- 1 この改正規定は、平成15年 7 月23日から施行し、平成15年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成15年 4 月 1 日から施行の日までに行った申告等はおお従前の例によることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 1 条、第 3 条のうち第 5 号から第 7 号までの新設、第37条から第51条までの改正規定は、会則第83条から第83条の 5 までの規定の改正について金融庁長官の認可のあった日から適用する。
- 3 第46条第 3 項及び第47条に該当する場合においても、当分の間、次のとおりの取扱いとすることができるものとする。

その理由を徴するとともに、C P E 協議会が指定する追加研修を行い、不足単位を履修した場合は、20単位又は加算義務単位を取得したものとみなすことができる。

附 則（平成16年 5 月18日改正）

この改正規定は、会則第83条の 3 及び第83条の 4 の改正について、金融庁長官の認可のあった日（平成16年 8 月 6 日）から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成17年 6 月13日改正）

この改正規定は、平成17年 6 月14日から施行し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成17年12月 8 日改正）

- 1 平成15年 7 月22日改正附則第 3 項中「当分の間」とあるのは、「平成18年 3 月31日まで」と読み替える。
- 2 前項の規定は、平成17年12月 9 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月17日改正）

- 1 この改正規定は、平成18年 3 月18日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成19年 3 月31日までの間における第25条の 3 に規定する監査の品質管理に関する研修の必須単位数については、2 単位とする。

附 則（平成18年11月 2 日改正）

この改正規定は、委員会規則第 6 条及び第19条について改正された委員会規則の施行の日（平成18年12月12日）から施行する。

附 則（平成18年12月 7 日改正）

この改正規定は、会則第105条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成19年 2 月 2 日）から施行する。

附 則（平成19年 4 月19日改正）

この改正規定は、平成19年 4 月20日から施行する。

附 則（平成19年 5 月17日改正）

この改正規定は、平成19年定期総会終了後から施行する。

附 則（平成20年 1 月16日改正）

- 1 この改正規定は、平成20年 1 月17日から施行し、平成19年 4 月 1 日に開始する事業年度から適用する。
- 2 平成18年 4 月 1 日に開始する事業年度において、必須単位数を取得しなかった会員は、この改正規定による改正前の第27条の規定にかかわらず、その満たなかった必須単位数について平成19年 4 月 1 日に開始する事業年度に加算して取得することを要しないものとする。

附 則（平成20年 5 月21日改正）

- 1 この改正規定は、会則第51条、第116条、第117条及び第119条の改正について金融庁長官の認可があった日（平成20年 8 月18日）から施行し、平成21年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日の前日までに終了する事業年度の研修に係る懲戒及び措置に関する規定の適用については、おお従前の例による。

附 則（平成20年 7 月 9 日改正）

- 1 この改正規定は、平成20年 7 月10日から施行する。

- 2 平成20年5月21日改正規定附則第1項の規定にかかわらず、この改正規定による改正後の第4条、第9条及び第18条の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 附 則（平成21年3月18日改正）
この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則（平成22年3月25日改正）
1 この改正規定は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
2 この改正規定による改正後の第5条及び第7条の規定は、施行日に開始する事業年度の研修から適用する。
- 附 則（平成23年3月29日改正）
この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年12月6日改正）
1 この改正規定は、平成23年12月7日から施行する。ただし、第4条第3項に括弧書きを加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
2 この改正規定による改正後の第24条第3項及び第4項の規定は、平成24年4月1日に開始する事業年度における履修結果の申告から適用する。
- 附 則（平成25年3月22日改正）
1 この改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
2 この改正規定による改正後の第21条の規定は、平成26年4月1日以後開始する事業年度における研修について適用する。
- 附 則（平成28年2月24日改正）
1 この改正規定は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
2 この改正規定による改正後の第5条及び第7条の規定は、施行日以後に研修会等の講師を行う場合（施行日前に本会が研修会等の講師の依頼を行い、施行日以後に当該研修会等の講師を行う場合を含む。）に適用する。
- 附 則（平成28年6月15日改正）
1 この改正規定は、平成28年6月16日から施行する。
2 この改正規定による改正後の継続的専門研修制度に関する細則の規定は、平成28年4月1日以後開始する事業年度について適用する。
- 附 則（平成29年5月24日改正）
1 この改正規定は、平成29年5月25日から施行する。
2 この改正規定による改正後の第29条の規定は、平成29年4月1日以後開始する事業年度における履修結果の通知について適用する。
- 附 則（平成29年10月20日改正）
この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。
- 附 則（平成30年1月17日改正）
この改正規定は、平成30年1月18日から施行する。
- 附 則（平成30年4月13日改正）
1 この改正規定は、平成30年4月14日から施行する。
2 この改正規定による改正後の継続的専門研修制度に関する細則の規定は、平成30年4月1日以後開始する事業年度について適用する。
- 附 則（2019年9月17日改正）
この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。
- 附 則（2023年2月17日改正）
1 この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定による改正後の第18条は、2023年3月31日までに実施した集合研修と同一の内容の集合研修（eラーニング教材を使用した場合を含む。）については適用せず、当該集合研修の履修単位の基準は、なお従前の例による。

最終変更 2023年2月17日
(趣旨)

第1条 この細則は、会則第128条の規定に基づいて行う義務不履行者に対する措置及び会則第128条の2の規定に基づいて行う不適切な履修申告を行った者に対する措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(義務不履行者に対する指示)

第2条 会則第128条第1項の規定による指示の内容は、次のとおりとする。

(1) 指示を発した日の属する事業年度の研修について履修義務を達成すること。

(2) 前号に規定する履修義務の達成のための履修計画を作成し、その時点での研修の履修状況と併せて本会に提出すること。

2 前項第2号の履修計画は、指示を発した日から1か月以内に提出しなければならない。

(不適切な履修申告を行った者に対する指示)

第2条の2 会則第128条の2の規定による指示の内容は、次のとおりとする。

(1) 不適切な履修申告に係る顛末書を本会へ提出すること。

(2) 今後一切不適切な履修申告を行わない旨の誓約書を本会へ提出すること。

2 前項第1号に規定する顛末書及び同項第2号に規定する誓約書は、指示を発した日から1か月以内に提出しなければならない。

(辞退勧告等)

第3条 会則第128条第2項の細則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 当該義務不履行者である会員が従事する監査業務の辞退勧告

(2) 当該義務不履行者である会員が本会の役員等である場合は辞任勧告

(3) 各種外部委員等への推薦の除外

(公示)

第4条 会則第128条第3項の規定による公示は、会報、CPDレター及び本会ウェブサイト(会員及び準会員のみが閲覧することができる部分に限る。次項において「会員専用ウェブサイト」という。)に、次に掲げる事項を掲載することにより行う。

(1) 氏名

(2) 登録番号

(3) 所属地域会

(4) 第2条に規定する指示の内容及びこれに付随する次に掲げる事項

ア 第2条第3号に規定する期限までの履修計画の提出の有無

イ 指示を送達することができなかった場合は、その旨

2 前項各号に掲げる事項を会員専用ウェブサイトに掲載する期間は、その掲載の日から1か月間とする。

(公表)

第5条 会則第128条第4項の規定による公表は、本会ウェブサイトに、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項及び会則第128条第1項の規定による指示に違反した旨を掲載することにより行う。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この細則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (2019年9月17日改正)

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日(2019年10月1日)から施行する。

附 則 (2023年2月17日改正)

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日(2023年4月1日)から施行する。

最終変更 2023年2月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、監査法人の入会等に関する届出事務について、必要な事項を定めるものとする。

(入会の届出)

第2条 監査法人は、公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第34条の9の2の規定による成立の届出をしたときは、会則第11条第2項の入会届出書（以下単に「入会届出書」という。）を遅滞なく本会に提出しなければならない。

2 入会届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又はその写し

(2) 登記事項証明書

(3) 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号。以下「内閣府令」という。）第20条第1項の届出書の写し及び同条第2項第3号から第10号までの書類の写し

3 入会届出書の様式は、別に定める。

4 会則第192条第1項に規定する入会金及び会則第193条に規定する施設負担金は、入会届出書に添えて本会に納付しなければならない。

(所属地域会)

第3条 監査法人は、その主たる事務所の所在地を含む区域を管轄する地域会に所属する。

(会員登録名簿記載事項)

第4条 会則第17条第1項に規定する会員登録名簿（監査法人に係るものに限る。以下「会員（監査法人）登録名簿」という。）の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 会員番号

(2) 名称

(3) 主たる事務所の所在地

(4) 従たる事務所の名称及び所在地

(5) 設立（入会）の年月日

(6) 所属地域会

(7) 定款変更の年月日

(8) 社員の氏名、登録番号、主として執務する事務所、就任年月日、脱退年月日及び死亡年月日

(9) 代表社員の定めがあるときは、代表社員についての前号に規定する事項

(10) 前各号に掲げる事項の異動に関する事項

2 会員（監査法人）登録名簿の様式は、別に定める。

(変更の届出)

第5条 会則第24条第1項の規定による届出は、別に定める監査法人変更届出書を提出してしなければならない。

2 変更を届け出る事項が登記事項である場合は、当該変更の事実が確認できる登記事項証明書を添付しなければならない。

(懲戒の要件となる届出の事項)

第6条 監査法人についての会則第67条第1項第9号の細則で定める事項は、第4条第1項各号に掲げるもののうち、定款の変更を要する事項（社員の住所の変更に係るものを除く。）とする。

(会員（監査法人）登録名簿記載事項の照会)

第7条 本会は、定款及び会員（監査法人）登録名簿の記載事項の変更の有無について照会を行うものとする。

(監査法人に関する事項の管理)

第8条 本会は、監査法人について、法第34条の21の規定による処分、第34条の21の2の規定による命令及び本会の懲戒処分に関する事項を第4条第1項各号に規定する事項と併せて管理するものと

する。

(定款変更の届出)

第9条 法第34条の10第2項の規定により定款変更の届出をした場合の会則第24条第3項の規定による本会への届出は、別に定める定款変更届出書を提出してしなければならない。

2 定款変更届出書には、内閣府令第21条第1項の届出書の写し及び同条第2項から第4項までに規定する添付書類の写しを添付しなければならない。

(合併の届出)

第10条 法第34条の19第3項の規定により合併の届出をした場合の会則第24条第3項の規定による本会への届出は、別に定める合併届出書を提出してしなければならない。

2 合併届出書には、内閣府令第41条第1項の届出書の写し及び同条第2項各号に規定する添付書類の写しを添付しなければならない。

(退会の届出)

第11条 法第34条の18第3項の規定による解散の届出をした場合の会則第24条第3項の規定による本会への届出は、別に定める退会届出書を提出してしなければならない。

2 前項の退会届出書には、内閣府令第40条の届出書の写し及び登記事項証明書の写しを添付しなければならない。

3 解散した監査法人の清算人（又は解散時の監査法人の代表者）は、法第34条の21の4の規定による清算終了の届出をしたときは、別に定める清算終了届出書に、登記事項証明書の写しを添えて、遅滞なくこれを本会に提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月7日改正）

この改正規定は、会則第29条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成19年2月2日）から施行する。

附 則（平成20年1月16日改正）

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の監査法人に関する内閣府令の規定により、金融庁長官にその成立、定款変更、合併又は解散の届出書を提出した監査法人が、施行日以後にこの細則の規定による入会、定款変更、合併又は退会の届出をする場合については、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月14日改正）

1 この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 その入会の日からこの改正規定の施行の日の前日までの間に、この改正規定による改正後の第2条第1項各号に掲げる事項に変更があった監査法人は、当該変更事項について、会則第37条第1項本文の規定による届出をするものとする。

附 則（平成29年10月20日改正）抄

1 この改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2021年5月14日改正）

この改正規定は、2021年5月15日から施行する。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年2月17日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第188条第2項の規定に基づき、公会計協議会（以下「協議会」という。）の目的及び職務並びに組織その他運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(協議会の目的等)

第2条 協議会は、公会計関連業務に関する資料又は情報の提供その他の支援を行うことにより当該業務に携わる会員（監査法人を除く。）及び準会員（会則第5条第2項第5号の準会員を除く。）

（以下「会員等」という。）の資質の維持及び向上を図るとともに、会員等の組織化を推進することによりその活動領域の拡充を促進することを目的とする。

2 この細則において「公会計関連業務」とは、国、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人その他の公的分野に属するもの及び公益社団法人、公益財団法人、学校法人その他の非営利分野に属するものの会計及び監査に関する業務をいう。

(職務)

第3条 協議会の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公会計関連業務に関する研修会を企画立案し、及び資料又は情報の提供を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公会計関連業務に携わる会員等の資質の維持及び向上を図るために必要な施策（公会計関連業務に係る他の委員会が所掌するものを除く。）を企画立案し、及び実施すること。
- (3) 公会計関連業務に携わる会員等の組織化の推進に係る施策を企画立案し、及び実施すること。
- (4) 公会計関連業務に携わる会員等に関する情報を発信すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項を行うこと。

第2章 協議会の組織

(組織)

第4条 協議会は、協議会会長、担当常務理事及び委員並びに専門委員長（次条第1項の規定により専門委員会を設けた場合に限る。）をもって組織する。

2 協議会会長は、会長が指名する副会長、常務理事又は理事（会則第157条第2項の規定により選任される理事を除く。）をもって充てる。

3 委員は、会員等のうちから会長が委嘱する。

4 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会における審議に関し助言等を求めるために必要があると認めるときは、会員等以外の学識経験を有する者から委員を委嘱することができる。

5 委員の任期は、会則第152条第3項に規定する報告を行う定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日から3年とする。ただし、就任後第3回目に開催される定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は延長するものとする。

6 委員は、前項の期間を1期として、連続して2期にわたり委員を務めることができる。ただし、会長が必要と認めたときは、連続して3期まで延長することができる。

7 任期の途中で就任した委員の残任期間は、当該任期の終了時までとする。

(専門委員会)

第5条 協議会は、その職務に関し必要があると認めるときは、常務理事会の議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員長、副専門委員長及び専門委員若干人をもって構成する。

3 前条第3項から第7項までの規定は、専門委員について準用する。

4 専門委員長及び副専門委員長は、専門委員のうちから会長が選任する。

5 専門委員長は所管する専門委員会を統括し、副専門委員長は専門委員長を補佐する。

(運営)

第6条 協議会は、協議会会長が招集する。

2 協議会会長は、議長1人を第4条第1項に規定する構成員のうちから任命する。

3 議長は、協議会の議事を進行する。

4 協議会会長は、議題に関係する常務理事に対し、協議会に出席して説明をし、又は意見を述べるよう求めることができる。

5 協議会の議決は、出席者（前項の常務理事を除く。）の過半数をもってする。

6 協議会の議事は、公開しない。

7 前各項（第2項を除く。）の規定は、専門委員会の運営について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門委員会」と、第1項中「協議会会長」とあり、及び第3項中「議長」とあるのは、「専門委員長」と読み替えるものとする。

（審議状況の報告）

第7条 協議会会長は、会長の求めに応じ、協議会の審議状況を報告するものとする。

（開催時間及び旅費）

第8条 委員会運営細則第8条、第10条第2項及び第18条の規定は、協議会及び専門委員会について準用する。

第3章 部会

（部会）

第9条 協議会は、公会計関連業務における専門分野ごとに部会を設け、これを管理運営する。

2 会員等は、その申請により、前項の部会の部会員となることができる。

3 前項の規定にかかわらず、協議会が指定する部会（以下「指定部会」という。）においては、会員等は、その申請により、次の区分に従い、部会員又は賛助部会員となることができる。ただし、第1号及び第2号の規定は、会員等が初めて部会員となる場合に限り適用する。

（1）次条に規定する初期研修を修了した者 部会員

（2）協議会が定める実務経験を有する者 部会員

（3）前2号に規定する者以外の者で指定部会の専門分野に関心があるもの又は指定部会を退会した者 賛助部会員

4 前項第3号の指定部会を退会した者には、第11条第6項の規定を準用する。

（初期研修）

第10条 協議会は、指定部会を設けた場合においては、指定部会の部会員となるために必要な研修（以下「初期研修」という。）を企画立案し、決定する。

2 初期研修を修了するために必要な単位数は、協議会において決定する。

3 初期研修を修了した賛助部会員は、部会員となる。

4 前項の場合において、協議会は、第12条第2項各号又は第3項各号に掲げる事項（以下「名簿記載事項」という。）の変更を行い、その旨を本人に通知する。

（継続研修）

第11条 協議会は、指定部会の部会員の資質の維持及び向上を図ることを目的とした研修（以下「継続研修」という。）を企画立案し、決定する。

2 指定部会の部会員は、1事業年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の間に、継続研修を必要な単位数履修したときは、翌事業年度においても部会員となる。

3 前項の必要な単位数は、協議会において決定する。

4 前項の規定により協議会が定める必要な単位数を満たさない部会員は、翌事業年度において賛助部会員となる。この場合において、協議会は、名簿記載事項の変更を行い、その旨を本人に通知するものとする。

5 前項の規定は、指定部会の部会員となった当該事業年度については、適用しない。

6 第4項の規定により賛助部会員となった会員等は、1事業年度の間に継続研修を必要な単位数履修したときは、部会員となる。この場合において、協議会は、名簿記載事項の変更を行い、その旨を本人に通知するものとする。

（公会計協議会部会員等名簿）

第12条 部会員及び賛助部会員（以下「部会員等」という。）の管理を行うため、協議会に公会計協

議会部会員等名簿（以下「名簿」という。）を備える。

2 名簿には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 会員又は準会員の別
- (3) 会員にあっては登録番号、準会員にあっては準会員番号
- (4) 所属地域会及び会則第177条第2項の部会がある場合には当該部会
- (5) 事務所、監査法人又は勤務先等（以下「勤務先等」という。）の名称及び所在地
- (6) 所属する部会の名称
- (7) 勤務先等のウェブサイトURL
- (8) 電子メールアドレス
- (9) 連絡先電話番号
- (10) 名簿記載日及び抹消日、部会の退会日又は非公表日

3 前項に規定する事項のほか、各部会の専門分野により協議会が必要と判断した場合には、次の事項を名簿に記載することができる。

- (1) 本会の役員歴及び委員歴
- (2) 各部会の専門分野に関する職務経験
- (3) 継続的専門研修（会則第122条第2項の研修をいう。）の受講歴（各部会の専門分野に関するものに限る。）
- (4) 主な著書
- (5) 公会計関連業務に関係のある審議会、研究会及び委員会の委員歴

4 前2項に掲げるもののほか、指定部会については、名簿に次の事項を記載する。

- (1) 部会員又は賛助部会員の別（以下「種別」という。）
- (2) 初期研修及び継続研修の履修結果
- (3) 部会員又は賛助部会員となった日
- (4) 種別変更の履歴

5 第3項第2号及び第3号の各部会の専門分野に関する事項並びに第5号の事項は、協議会が定める。

（名簿の公表）

第13条 協議会は、部会員の同意を得たときは、当該部会員に関する前条第2項第1号から第9号まで及び同条第3項に掲げる名簿記載事項のうち、協議会が必要と認めた事項を協議会が開設するウェブサイト公表することができる。

2 前項の場合において、協議会は、当該事項を公表することが適当でないと認める事情がある場合には、公表するために必要な補正を求めることができるものとし、当該補正が行われるまでの間、当該部会員に関する前項に規定する公表を留保する。

3 協議会は、名簿記載事項以外の事項について、取得及び公表につき部会員の同意を得た上で、その内容を名簿記載事項と併せて協議会が開設するウェブサイト公表することができる。

（加入等の手続）

第14条 第9条第2項及び第3項の申請は、第12条第2項第1号から第9号まで及び同条第3項各号のうち各部会の専門分野に関して協議会が必要と判断した事項について行うものとする。

2 名簿記載事項のうち第12条第3項各号に掲げる事項を申請するときは、当該事項を証する書面（電磁的記録を含む。）を添付しなければならない。

3 第1項に掲げるもののほか、第9条第3項の申請は、次の事項についても行うものとする。

- (1) 種別
- (2) 第9条第3項第1号に該当することにより部会員になろうとする者にあつては、当該事由に該当する旨
- (3) 第9条第3項第2号に該当することにより部会員になろうとする者にあつては、当該実務経験を有する旨

4 協議会は、前2項の申請を受け付けたときは、申請者が部会員又は賛助部会員となることができる要件を備えていることを確認の上、名簿に記載し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、賛助部会員が第9条第3項第2号に該当することにより部会員となることを希望するときは、第12条第3項第2号の事項を申請することにより部会員となることができる。この場合においては、当該事項を証する書面（電磁的記録を含む。）を添付しなければならない。

6 協議会は、前項の申請を受け付けたときは、その要件を備えていることを確認の上、名簿記載事項の変更を行い、その旨を本人に通知するものとする。

（申請の受付停止期間）

第15条 次の各号に定める懲戒処分並びに公表の措置及び便益提供停止の措置（以下「懲戒処分等」という。）を受けた会員等から前条第1項及び第2項の申請があった場合には、当該各号に定める期間、申請を受け付けない。

(1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第29条第1号に定める戒告の処分を受けた場合 処分の日から1か月を経過する日までの間

(2) 法第29条第2号に定める2年以内の業務停止の処分を受けた場合 処分の日から当該業務停止期間が終了する日までの間

(3) 会則第67条第2項第1号に定める戒告の処分を受けた場合 処分の日から1か月を経過する日までの間

(4) 会則第67条第2項第2号に定める会員及び準会員に与えられた権利の停止の処分を受けた場合 処分の日から当該停止期間が終了する日までの間

(5) 会則第67条第2項第4号に定める本会からの退会の勧告の処分を受けた場合 処分の日から当該勧告が効力を有しなくなる日までの間

(6) 会則第31条第3項に定める公表の措置を受けた場合 措置の日から会則第30条に定める変更登録の申請がされる日までの間

(7) 会則第128条第4項に定める公表の措置を受けた場合 措置の日から会則第123条に定める研修履修結果（義務達成（継続的専門能力開発制度に関する細則第31条第1項第1号に定める義務達成をいう。以下同じ。）と判定された場合に限る。）の通知が発出される日までの間

(8) 会則第197条第3項に定める便益提供停止の措置を受けた場合 措置の日から当該停止期間が終了する日までの間

（名簿記載事項変更の手続）

第16条 部会員等は、名簿記載事項のうち第12条第2項第7号から第10号まで及び同条第3項第2号から第5号までに掲げる事項に変更が生じたときは、その内容を遅滞なく協議会に届け出なければならない。この場合において、同条第3項第2号、第4号及び第5号に掲げる事項の変更を届け出るときは、当該事項を証する書面（電磁的記録を含む。）を添付しなければならない。

2 協議会は、前項の規定による届出を受け付けた場合において、変更事項を確認したときは、名簿記載事項の変更を行い、その旨を当該部会員等に通知するものとする。

（懲戒処分等を受けた場合の取扱い）

第17条 部会員等が第15条各号に定める懲戒処分等を受けた場合には、協議会は、当該部会員等を所属する部会から除名し、名簿から削除する。

2 協議会は、部会員等が会則第31条第2項、第128条第3項又は第197条第2項に定める公示の措置を受けた場合には、当該部会員等に関する名簿を非公表とする。

3 協議会は、前2項に規定する場合においては、名簿に抹消日又は非公表日を記載し、その旨を本人に通知するものとする。

4 協議会は、第2項の規定により部会員等に関する名簿を非公表とした場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときは、当該部会員等の届出により、当該部会員等に関する名簿を再公表することができる。

(1) 会則第31条第2項に定める公示の措置を受けた部会員等 当該部会員等が会則第14条に定める変更登録の申請を行ったとき。

(2) 会則第128条第3項に定める公示の措置を受けた部会員等 当該部会員等が会則第123条に定める研修の履修の結果（義務達成と判定された場合に限る。）の通知を受けたとき。

(3) 会則第197条第2項に定める公示の措置を受けた部会員等 当該部会員等が滞納している会費

の全額を納入したとき。

(退会の手続)

第18条 部会員等は、本会の会員等でなくなったときは、当然、部会員等ではなくなる。

2 部会員等は、部会員等でなくなることを届け出たときは、部会員等ではなくなる。

3 協議会は、前項の規定による届出があったときは、名簿に退会日（届出を受け付けた日とする。）を記載し、その旨を本人に通知するものとする。

(申請等の方法)

第19条 この細則の規定に基づく申請その他の手続は、本会の定める電磁的記録又は書面によるものとする。

第4章 雑則

(運営に関する細目)

第20条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この細則は、平成26年9月4日から施行する。

附 則（平成28年7月25日改正）

この改正規定は、平成28年7月25日から施行する。

附 則（平成28年10月13日改正）

この改正規定は、平成28年10月14日から施行する。

附 則（平成29年7月20日改正）

この改正規定は、平成29年7月21日から施行する。ただし、第13条の改正規定については、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年5月25日改正）

この改正規定は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年9月13日改正）

この改正規定は、平成30年9月14日から施行し、平成30年10月1日以降に第13条各号に定める懲戒処分等を受け又は会則第31条の3第2項、第117条第3項若しくは第158条の2第2項に定める公示の措置を受けた会員等に適用する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2022年7月25日改正）

1 この改正規定は、2022年8月1日から施行し、2022年の定期総会終了後最初に開催される理事会の日の翌日（以下「基準日」という。）以後開始する任期から適用する。

2 改正後の第4条第6項（同項を準用する場合を含む。）の適用については、基準日前の任期を次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおり算入する。

(1) 就任日が2016年7月31日以前の者 2期

(2) 就任日が2016年8月1日以後の者 1期

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年2月17日
(趣旨)

第1条 この細則は、会則第197条第4項の規定に基づき、会費の滞納に対する措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の滞納に関する催告及び指示)

第2条 会則第197条第1項の規定において普通会費を1年以上滞納したか否か判断するに当たっては、当該普通会費が会費規則第7条第1号ただし書の規定により徴収されるべきものであった場合でも、その納期は、同号本文の規定による。

2 会則第197条第1項の催告は、1年以上の会費の滞納があった後、速やかに行う。

3 会則第197条第1項の規定による指示は、同項の催告の後、3か月経過してもなお納付されないときに行う。

(会費の滞納に関する公示)

第3条 会則第197条第2項の規定による公示は、会報及び本会ウェブサイト（会員及び準会員のみが閲覧することができる部分に限る。次項において「会員専用ウェブサイト」という。）に、次に掲げる事項を掲載することにより行う。

(1) 氏名

(2) 登録番号

(3) 所属地域会

(4) 会費を滞納している期間及び滞納している会費を納付するよう指示した旨

2 前項各号に掲げる事項を会員専用ウェブサイトに掲載する期間は、その掲載の日から1か月間とする。

(会費の滞納による便益の提供の停止)

第4条 会則第197条第3項の規定による便益の提供の停止の期間は、同条第1項の規定による指示をした日から滞納している会費を完納した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に会費の滞納が解消する見込みがあるものと認められたときは、便益の提供の停止の効力を停止することができる。ただし、その後同項の期間内に当該見込みがなくなったものと認められたときは、その効力の停止を取り消すものとする。

3 会則第197条第3項の規定により会費を滞納している会員及び準会員への提供を停止する便益は、次に掲げるものとする。

(1) 本会の施設の利用に関する次に掲げるもの

ア 公認会計士会館及び地域会事務所の利用

イ 本会が所蔵する図書の利用

(2) 福利厚生を受給に関する次に掲げるもの

ア 本会が団体契約を結んでいる保険への新規加入

イ 会員及び準会員の氏名、事務所の所在地等を印刷した宛名ラベル等の受領

ウ 親睦行事への参加

(3) 業務に関する相談及び資料の受領に関する次に掲げるもの

ア 業務に関する相談

イ データベースへの新規加入

ウ 会報、機関誌、CPDレターその他本会が発行する資料の受領

(4) 前3号に掲げる便益以外の便益であって、提供を停止することが適当と認められる次に掲げるもの

ア シンボルマークの使用

イ 無料職業紹介所の利用

ウ 業務、役職等への推薦

- 4 会則第197条第3項及び前項の規定は、これらの規定に定める便益以外の便益の提供を、他の規定により停止することを妨げない。

附 則

この細則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

- 1 この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定の施行日の前日において、2019年の定期総会における変更前の会則第158条の2第3項の規定により行われている会費滞納による便益の提供の停止については、第4条の規定を適用する。

附 則（2023年2月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年 2 月 17 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、会計規則（以下「規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 31 条の規定に基づき、予算書、財務諸表等その他の書類の様式及び表示科目並びに会計帳簿、会計処理及び経理事務（以下「経理事務等」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 本会の経理事務等は、会則及び規則の定めによるほか、特に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(入会金又は施設負担金に準ずる収入等)

第 3 条 規則第 7 条第 1 項の入会金又は施設負担金に準ずるものとして細則に定める収入等は、次に掲げるものとする。

- (1) 臨時会費
- (2) 寄附金
- (3) 土地売却益
- (4) 前各号に準ずるものとして理事会が定めるもの

第 2 章 金銭出納

(金銭の範囲)

第 4 条 この細則において金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 現金には、通貨のほか、送金小切手、郵便為替証書その他の通貨代用証券を含む。
- 3 預金は、金融機関に対する預貯金及び金銭信託とする。
- 4 手形その他の有価証券は、金銭に準じて取り扱う。

(金銭出納担当者)

第 5 条 金銭の出納及び保管並びに小切手帳及び領収証用紙の保管は、事務局長の指定する金銭出納担当者が行う。

(経理関係の公印)

第 6 条 経理関係の公印は、会長印、財務担当常務理事印及び協会領収印とし、事務局長は会長印及び財務担当常務理事印を、経営管理本部長は協会領収印を、それぞれ保管する。

(請求)

第 7 条 会費の請求は、担当者が所定の請求書用紙に必要事項を記載し、これに会印の押印を受け、財務担当常務理事の承認を得て行う。

- 2 請求の担当者は、納入期限までに納付されない会費、手数料等があるときは、財務担当常務理事の承認を得て、督促等の手続を行うものとする。
- 3 長期にわたり納付されない会費、手数料等の取扱いについては、別に定める。

(収納)

第 8 条 金銭の収納は、金銭出納担当者が証憑書類に基づいて金銭を受け入れ、収納伝票又は振替伝票に必要事項を記載し、経営管理本部長の認印を得て行う。

- 2 郵便により現金を受領した場合は、経営管理本部の担当者が現金受入簿に必要事項を記載し、金銭出納担当者に回付する。金銭出納担当者は、その内容及び金額を確認の上、受け入れる。
- 3 振込みの場合は、金銭出納担当者は、金融機関からの通知に基づいて受け入れる。
- 4 収納した現金は、原則として、現金を収納した日において金融機関に預け入れなければならない。
- 5 金銭を収納した場合には、金銭の支払者に対して所定の領収証を発行する。ただし、振込みによる金銭の収納については、相手先から要求がある場合を除き、領収証の発行を省略することができる。

(予算の執行)

第9条 予算の執行（支払の原因となる契約その他の行為の実施及び当該行為に基づく支払の予定額の決定をいう。以下同じ。）は、当該予算に係る会務を分掌する常務理事又は専務理事（以下「担当常務理事等」という。）が行う。

2 予算の執行のうち、支払額が20万円以上となることが見込まれる契約に関する手続については、別に定める。

（支払の請求）

第10条 担当常務理事等は、予算の執行の結果に基づき、財務担当常務理事に対して支払の請求を行い、財務担当常務理事は、当該請求に基づき、支払を行う旨、支払額及び支払先を承認（以下「支払事項の決定」という。）するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、スタッフの給与手当（賞与を除く。）、借室料その他の通常の事務費又は支払額が50万円未満の請求は事務局長、支払額が5万円未満の請求は経営管理本部長が支払事項の決定を行うことができる。この場合において、事務局長又は経営管理本部長は、専務理事を経て財務担当常務理事に、毎月その内容及び金額を報告しなければならない。

3 前2項に規定する支払の請求の手続は、予算の執行に係る業務の担当者が、証憑書類に基づいて支払伝票に必要事項を記載し、当該支払伝票の内容について財務担当常務理事（前項の規定による場合は事務局長又は経営管理本部長）の承認を得ることにより行うものとする。

（支払手続）

第11条 支払事項の決定に基づく支払は、経営管理本部長を経て、事務局長の承認を得て、金銭出納担当者が行う。

（支払期日）

第12条 金銭の支払は、別に定める一定の日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払についてはこの限りでない。

（支払方法）

第13条 金銭の支払方法は、振込み又は線引小切手によるものとする。ただし、スタッフに対する支払、小口払その他前段に規定する支払方法により難しい場合はこの限りでない。

2 振込依頼書及び振出小切手は、金銭出納担当者が作成し、経営管理本部長の認印を得た上、事務局長から金融機関に届け出た会長印又は財務担当常務理事印の押印を受ける。

3 金銭を支払った場合には、金銭出納担当者は、支払先から領収証を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類をもって、領収証に代えることができる。

(1) 振込みにより支払を行ったとき 金融機関が発行する当該支払の事実を証する書類

(2) 領収証の取得が困難な支払を行ったとき 当該支払の事実を証する書類

（資金の運用）

第14条 本会が保有する資金の運用に関する事項は、別に定める。

第3章 固定資産管理

（固定資産の範囲）

第15条 この細則において固定資産とは、土地、建物、建物附属設備、構築物、車両、備品、ソフトウェア等をいう。

2 有形資産及び無形資産で、使用可能期間が1年以上で、かつ、1単位当たりの取得価額が20万円以上のものは、固定資産に計上しなければならない。

（固定資産の購入）

第16条 固定資産の購入は、経営管理本部の担当者が、総務担当常務理事及び財務担当常務理事の承認を得て、所定の手続に従って行うものとする。

（固定資産の管理）

第17条 固定資産に計上した資産については、経営管理本部の担当者が固定資産台帳に所定の記録を行い、その管理に当たる。

（減価償却額）

第18条 建物、建物附属設備、構築物、車両、備品及び無形固定資産のうち償却すべきものについては、每期相当額の減価償却を行う。

- 2 減価償却は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準ずる耐用年数を用いて行う。
- 3 減価償却相当額は、減価償却引当資産として積み立てることができる。この場合において、重要な財産等に係る減価償却相当額は、その充当財源の範囲内とする。

第4章 物品

（物品の範囲）

第19条 この細則において物品とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 消耗備品（使用可能期間が1年以上で、1単位当たりの取得価額が5万円以上20万円未満のものに限る。以下同じ。）
- (2) 郵便切手及びはがき類
- (3) 出版物（出版局が発行するものとし、会報及びその発行を出版社等に委託したものを除く。以下同じ。）
- (4) 印刷物等頒布品（本会が発行するものに限る。以下同じ。）
- (5) 図書
- (6) 事務用消耗品

（物品の購入）

第20条 第10条の規定にかかわらず、物品（前条第3号に掲げるものを除く。）の購入は、会務運営戦略本部の担当者が、1単位当たりの支払額が20万円未満の物品については事務局長の、5万円未満の物品については会務運営戦略本部長の承認によって処理することができる。

（消耗備品の管理）

第21条 消耗備品は、会務運営戦略本部の担当者が、消耗備品台帳に所定の記録を行い、その管理に当たる。

（郵便切手及びはがき類）

第22条 郵便切手及びはがき類は、会務運営戦略本部の担当者が、受払簿にその受払いを記入するとともに、その管理に当たる。

- 2 郵便切手及びはがき類の年度末残高は、重要性がない場合を除き、貯蔵品として資産に計上しなければならない。

（出版局が発行する出版物）

第23条 出版物は、会務運営戦略本部の担当者が受払簿にその受払いを記入するとともに、その管理に当たる。

- 2 出版物の年度末残高は、実地棚卸により、出版物として資産に計上しなければならない。

（印刷物等頒布品）

第24条 印刷物等頒布品は、会務運営戦略本部の担当者が、受払簿にその受払いを記入するとともに、その管理に当たる。

- 2 印刷物等頒布品の年度末残高は、重要性がない場合を除き、実地棚卸により、貯蔵品として資産に計上しなければならない。

（図書及び事務用消耗品）

第25条 図書及び事務用消耗品は、資産に計上しない。

- 2 図書の管理に必要な事項は、別に定める。

第5章 決算

（決算整理事項）

第26条 決算期末において未収金、前払金、未払金、前受金等がある場合には、経営管理本部長は、事務局長の承認を得て、証憑書類に基づいてこれらを適正に計上しなければならない。

（貸倒引当金）

第27条 貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を繰り入れるものとする。

（賞与引当金）

第28条 賞与引当金は、スタッフの賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を繰り入れるものとする。

（退職給付引当金）

第29条 退職給付引当金は、当該決算年度末現在の要支給額に達するまで繰り入れるものとする。

(返品調整引当金)

第30条 返品調整引当金は、出版物の返品に備えるため、返品による損失見込額を繰り入れるものとする。

(資金の範囲)

第31条 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲は、現金、当座預金、普通預金、通知預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資とする。

第6章 予算

(資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書)

第32条 資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 資金調達 借入金又は特別債による資金の調達及び返済の予定額

(2) 設備投資 設備投資による固定資産（特定資産を除く。以下この条において同じ。）の取得及び売却の予定額

(3) 特定資産 特定資産の取得（規則第10条第1項に規定する特定資産の取得をいう。以下この条において同じ。）の予定額

2 特定資産の取崩しにより、借入金又は特別債の返済、設備投資による固定資産の取得及び特定資産の取得を行う場合は、その旨を付記するものとする。

第7章 様式及び表示科目

(予算書、財務諸表等その他の書類の様式及び表示科目)

第33条 予算書、財務諸表等その他の書類の様式及び表示科目は、おおむね別表のとおりとする。

2 表示科目は、大科目及び中科目に区分しなければならない。

3 財務担当常務理事は、必要に応じ、小科目を設けることができる。

第8章 会計帳簿

(会計帳簿の種類)

第34条 会計処理は、会計区分ごとに、次の伝票及び会計帳簿を使用して行う。

(1) 次に掲げる会計伝票

ア 収納伝票

イ 支払伝票

ウ 振替伝票

(2) 総勘定元帳

(3) 補助簿

(試算表)

第35条 経営管理本部長は、毎月、総勘定元帳の各勘定月末現在の合計及び残高金額に基づいて試算表を作成し、専務理事の承認を得て、財務担当常務理事に提出しなければならない。

(証憑書類の整理保管)

第36条 金銭出納担当者は、収納、支払及び振替に関する証憑書類を、第34条第1号アからウまでに規定する伝票の種類ごとに伝票番号順に整理して保管する。

(帳簿書類の保存)

第37条 会計帳簿及び会計関係の書類等は、文書管理細則に定めるところにより保存する。

附 則

(規程の制定、改廃)

この規程の制定及び改廃は、理事会の議を経てこれを行う。

(実施期日)

この規程は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則（昭和44年11月13日改正）

この改正規程は、昭和44年11月14日から実施する。

附 則（昭和47年6月27日改正）

この改正規程は、昭和47年6月28日から実施する。

附 則（昭和49年3月20日改正）

この改正規程は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則（昭和52年9月13日改正）

この改正規程は、昭和52年9月14日から実施する。

附 則（昭和53年9月12日改正）

この改正規程は、昭和53年9月13日から施行し、昭和54年3月31日に終了する事業年度にかかわるものから適用する。

附 則（昭和60年10月8日改正）

この改正規程は、昭和60年10月9日から実施する。

附 則（平成元年1月18日改正）

この改正規程は、平成元年1月19日から実施する。ただし、第6条、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第11条第2項、第12条第1項、第13条、第14条、第19条、第24条、第34条の改正規定は、昭和63年8月16日から適用する。

附 則（平成3年1月17日改正）

この改正規程は、平成3年1月18日から施行し、平成3年4月1日に開始する会計年度から適用する。ただし、第31条の改正規定の適用に当たっては、平成3年度は要支給額の60%を、平成4年度以降は每期10%ずつ積み増しして、平成7年度に100%相当額とする。

附 則（平成3年5月14日改正）

この改正規程は、平成3年7月10日から実施する。

附 則（平成3年11月12日改正）

1 この改正規程は、平成3年11月13日から実施する。

2 第24条第2項の規定は、当分の間、東京会、東海会及び近畿会には適用しない。

附 則（平成6年3月23日改正）

この改正規程は、平成6年3月24日から施行し、平成5年4月1日に開始する会計年度から適用する。ただし、第31条の改正規定の附則（平成3年1月17日改正）に定める要支給額に対する積み増しについては、平成6年度から每期5%ずつに変更する。

附 則（平成11年11月9日改正）

この改正規程は、平成11年11月9日から実施し、平成11年8月1日から適用する。

附 則（平成13年3月22日改正）

改正後の別表は、平成13年3月23日から実施し、平成13年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

附 則（平成13年4月17日改正）

この改正規定は、会則第49条、第101条及び第106条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成13年9月3日）から施行し、平成13年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

附 則（平成14年7月3日改正）

この改正規定は、平成14年7月4日から実施し、平成14年8月1日から適用する。

附 則（平成16年2月17日改正）

この改正規定は、平成16年3月1日から実施する。

附 則（平成16年7月20日改正）

この改正規定は、平成16年7月21日から実施し、平成16年8月1日から適用する。

附 則（平成17年5月17日改正）

この改正規定は、会計規則第11条について改正された会計規則の施行の日（平成17年7月6日）から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月17日改正）

この改正規定は、会則第65条第4項、第101条、第103条、第104条及び第106条の2の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成18年8月21日）から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月7日改正）

この改正規定は、会計規則第24条が改正された会計規則の施行の日（平成19年2月2日）から施行

する。

附 則（平成19年 5 月17日改正）

この改正規定は、平成19年定期総会終了後から施行する。ただし、第 2 条の 2 の新設並びに第12条第 1 項及び第15条第 3 項の改正規定は、会計規則第 5 条の 2 の改正規定の施行の日（平成19年 8 月 3 日）から施行し、平成19年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。

附 則（平成20年 1 月16日改正）

この改正規定は、会則第11章の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成20年 1 月17日）から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成20年 6 月11日改正）

この改正規定は、平成20年 6 月12日から施行し、平成20年 4 月 1 日に開始する事業年度から適用する。

附 則（平成22年 5 月19日改正）

- 1 この改正規定は、平成22年 5 月20日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第19条の 2 及び第25条の 2 の規定は、平成22年 3 月31日以後終了する事業年度について適用する。
- 3 この改正規定による改正後の第25条の規定は、平成22年 4 月 1 日以後開始する事業年度について適用する。ただし、地域会において弔慰金に関する規程に基づいて支出される弔慰金に係る会員厚生自家保険引当金の処理については、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月 4 日改正）

この改正規定は、平成26年 6 月 5 日から施行し、平成25年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。

附 則（平成28年 1 月14日改正）

- 1 この改正規定は、平成28年 1 月15日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の会計細則の規定は、平成28年 4 月 1 日以後開始する事業年度について適用する。

附 則（2019年 3 月20日改正）抄

- 1 この改正規定は、2019年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019年 9 月17日改正）

- 1 この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月 1 日）から施行する。
- 2 この改正規定により第25条を削る改正は、2020年 4 月 1 日以後開始する事業年度について適用し、2019年 4 月 1 日に開始する事業年度については、なお従前の例による。

附 則（2020年 3 月18日改正）

この改正規定は、会則第165条第 1 項第 5 号の規定に基づき、理事会において事務局長が任命された日から施行する。

附 則（2022年 4 月15日改正）

この改正規定は、2022年 4 月16日から施行する。

附 則（2023年 2 月17日改正）

この改正規定は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年 4 月 1 日）から施行する。

<別表 1 >

正味財産増減に係る予算書
年 月 日から 年 月 日まで

（単位：円）

科目	第××事業年度		第××事業年度 予算額 (b)	比較増減 (b)－ (a)	備考
	予算額	決算額 (a)			

I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益	×××	×××	×××	×××	
特定資産運用益					
② 受取入会金等	×××	×××	×××	×××	
受取入会金					
受取施設負担金					
③ 受取会費	×××	×××	×××	×××	
受取普通会費					
受取業務会費					
受取地域会費					
受取〇〇会費					
④ 事業収益	×××	×××	×××	×××	
修了考査受験料収 益					
出版関係事業収益					
〇〇〇〇					
その他の事業収益					
⑤ 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	
受取寄附金					
受取寄附金振替額					
⑥ 雑収益	×××	×××	×××	×××	
受取利息					
雑収益					
⑦ 交付金収益	×××	×××	×××	×××	
本部交付金収益					
本部補助金収益					
⑧ 〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××	
〇〇〇〇					
経常収益計	×××	×××	×××	×××	
(2) 経常費用					
① 事業費	×××	×××	×××	×××	
職業倫理施策費					
継続的専門能力開 発費					
監査・会計等調査研 究費					
〇〇〇〇					
その他の事業費					
② 管理費	×××	×××	×××	×××	
給料手当					
雑給					
福利厚生費					
〇〇〇〇					
その他の管理費					
経常費用計	×××	×××	×××	×××	
評価損益等調整 前当期経常増減	×××	×××	×××	×××	

額				
投資有価証券評価	×××	×××	×××	×××
損益等				
投資有価証券評価				
損益等				
評価損益等計	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
〇〇〇〇				
経常外収益計	×××	×××	×××	×××
(2) 経常外費用				
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
〇〇〇〇				
経常外費用計	×××	×××	×××	×××
当期経常外増減額	×××	×××	×××	×××
税引前当期一般	×××	×××	×××	×××
正味財産増減額				
法人税、住民税及	×××	×××	×××	×××
び事業税				
当期一般正味財	×××	×××	×××	×××
産増減額				
一般正味財産期	×××	×××	×××	×××
首残高				
一般正味財産期	×××	×××	×××	×××
末残高				
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
① 受取寄附金	×××	×××	×××	×××
受取寄附金				
② 特定資産運用益	×××	×××	×××	×××
〇〇〇資産				
③ 一般正味財産への	×××	×××	×××	×××
振替額				
一般正味財産への				
振替額				
当期指定正味財	×××	×××	×××	×××
産増減額				
指定正味財産期	×××	×××	×××	×××
首残高				
指定正味財産期	×××	×××	×××	×××
末残高				
Ⅲ 正味財産期末残高	×××	×××	×××	×××

第〇〇事業年度における予備費の総額は、「正味財産増減に係る予算書」及び「資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書」に係るものとして、×××円を計上する。

<別表 2 >

資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書

年 月 日から 年 月 日まで

I 資金調達

(単位：円)

科目	第××事業年度		第××事業年度 予算額 (b)	比較増減 (b)－ (a)	備考
	予算額	決算額 (a)			
借入金	×××	×××	×××	×××	(注)
短期借入金					
長期借入金					
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××	
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	
借入金返済	×××	×××	×××	×××	
短期借入金返済					
長期借入金返済					
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××	
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	

(注) 特定資産を取り崩して借入金等を返済する場合は、その旨を記載する。

II 設備投資

(単位：円)

科目	第××事業年度		第××事業年度 予算額 (b)	比較増減 (b)－ (a)	備考
	予算額	決算額 (a)			
固定資産取得	×××	×××	×××	×××	(注)
建物取得					
建物附属設備取得					
〇〇〇〇					
敷金	×××	×××	×××	×××	
敷金					
合計	×××	×××	×××	×××	
固定資産売却	×××	×××	×××	×××	
建物売却					
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	

(注) 特定資産を取り崩して固定資産を取得する場合は、その旨を記載する。

III 特定資産

(単位：円)

科目	第××事業年度		第××事業年度 予算額 (b)	比較増減 (b)－ (a)	備考
	予算額	決算額 (a)			
特定資産取得	×××	×××	×××	×××	(注)
〇〇引当資産取得					
〇周年事業引当資産取得					
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	

(注) 特定資産を取り崩して取得する場合は、その旨を記載する。

IV 注記

第〇〇事業年度における予備費の総額は、「正味財産増減に係る予算書」及び「資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書」に係るものとして、×××円を計上する。

<別表 3>

貸借対照表

年 月 日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
未収会費				
未収金				
出版物				
貯蔵品				
前払金				
立替金				
職員貸付金				
〇〇〇				
流動資産合計	×××	×××	×××	
2. 固定資産				
(1) 特定資産				
土地				
協会学術賞基金資産				
〇〇基金資産				
退職給付引当資産				
〇〇引当資産				
特定資産合計	×××	×××	×××	
(2) その他固定資産				
建物				
建物附属設備				
構築物				
備品				

ソフトウェア			
長期貸付金			
敷金			
差入保証金			
〇〇〇			
その他固定資産合計	×××	×××	×××
固定資産合計	×××	×××	×××
資産合計	×××	×××	×××
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
前受会費			
前受金			
預り金			
賞与引当金			
返品調整引当金			
〇〇〇			
流動負債合計	×××	×××	×××
2. 固定負債			
退職給付引当金			
預り保証金			
〇〇〇			
固定負債合計	×××	×××	×××
負債合計	×××	×××	×××
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
特別負担金			
寄附金			
指定正味財産合計	×××	×××	×××
(うち特定資産への充当額)	(.....)	(.....)	(.....)
2. 一般正味財産	×××	×××	×××
(うち特定資産への充当額)	(.....)	(.....)	(.....)
正味財産合計	×××	×××	×××
負債及び正味財産合計	×××	×××	×××

<別表 4 >

正味財産増減計算書
年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益	×××	×××	×××	
特定資産運用益				
② 受取入会金等	×××	×××	×××	
受取入会金				

	受取施設負担金			
③	受取会費	×××	×××	×××
	受取普通会費			
	受取業務会費			
	受取地域会費			
	受取〇〇会費			
④	事業収益	×××	×××	×××
	修了考查受験料収益			
	出版関係事業収益			
	〇〇収益			
	その他の事業収益			
⑤	受取寄附金	×××	×××	×××
	受取寄附金			
	受取寄附金振替額			
⑥	雑収益	×××	×××	×××
	受取利息			
	雑収益			
⑦	交付金収益	×××	×××	×××
	本部交付金収益			
	本部補助金収益			
⑧	〇〇〇〇	×××	×××	×××
	〇〇〇〇			
	経常収益計	×××	×××	×××
(2)	経常費用			
①	事業費	×××	×××	×××
	職業倫理施策費			
	継続的専門能力開発費			
	監査・会計等調査研究費			
	〇〇〇〇			
	その他の事業費			
②	管理費	×××	×××	×××
	給料手当			
	雑給			
	福利厚生費			
	〇〇〇〇			
	その他の管理費			
	経常費用計	×××	×××	×××
	評価損益等調整前当期経常増減額	×××	×××	×××
	投資有価証券評価損益等	×××	×××	×××
	投資有価証券評価損益等			
	評価損益等計	×××	×××	×××
	当期経常増減額	×××	×××	×××
2.	経常外増減の部			
(1)	経常外収益			
	〇〇〇〇	×××	×××	×××
	〇〇〇〇			
	経常外収益計	×××	×××	×××
(2)	経常外費用			

〇〇〇〇	×××	×××	×××
〇〇〇〇			
経常外費用計	×××	×××	×××
当期経常外増減額	×××	×××	×××
税引前当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××
一般正味財産期首残高	×××	×××	×××
一般正味財産期末残高	×××	×××	×××
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
① 受取寄附金	×××	×××	×××
受取寄附金			
② 特定資産運用益	×××	×××	×××
〇〇〇資産			
③ 一般正味財産への振替額	×××	×××	×××
一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額	×××	×××	×××
指定正味財産期首残高	×××	×××	×××
指定正味財産期末残高	×××	×××	×××
Ⅲ 正味財産期末残高	×××	×××	×××

<別表 5 >

キャッシュ・フロー計算書
年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	備考
I 事業活動によるキャッシュ・フロー				
1. 事業活動収入				
(1) 特定資産運用収入	×××	×××	×××	
特定資産運用収入				
(2) 入会金等収入	×××	×××	×××	
① 入会金収入				
② 施設負担金収入				
(3) 会費収入	×××	×××	×××	
① 普通会費収入				
② 業務会費収入				
③ 地域会費収入				
④ 〇〇会費収入				
(4) 事業収入	×××	×××	×××	
① 修了考査受験料収入				
② 出版関係事業収入				
③ 〇〇収入				
④ その他の事業収入				
(5) 寄附金収入	×××	×××	×××	
寄附金収入				
(6) その他事業活動収入	×××	×××	×××	
その他事業活動収入				
(7) 雑収入	×××	×××	×××	

① 受取利息収入			
② 雑収入			
(8) 交付金等収入	×××	×××	×××
① 本部交付金収入			
② 本部補助金収入			
(9) ○○収入	×××	×××	×××
○○収入			
事業活動収入計	×××	×××	×××
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	×××	×××	×××
① 職業倫理施策費支出			
② 継続的専門能力開発費支出			
③ 監査・会計等調査研究費支出			
④ ○○支出			
⑤ その他の事業費支出			
(2) 管理費支出	×××	×××	×××
① 給料手当支出			
② 雑給支出			
③ 福利厚生費支出			
④ ○○支出			
⑤ その他の管理費支出			
(3) その他事業活動支出	×××	×××	×××
その他事業活動支出			
事業活動支出計	×××	×××	×××
事業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
(1) 敷金戻り収入	×××	×××	×××
敷金戻り収入			
(2) 特定資産取崩収入	×××	×××	×××
① 退職給付引当資産取崩収入			
② ○○資産取崩収入			
(3) ○○収入	×××	×××	×××
○○収入			
投資活動収入計	×××	×××	×××
2. 投資活動支出			
(1) 固定資産取得支出	×××	×××	×××
固定資産取得支出			
(2) 敷金支出	×××	×××	×××
敷金支出			
(3) 特定資産取得支出	×××	×××	×××
① 退職給付引当資産取得支出			
② ○○資産取得支出			
(4) ○○支出	×××	×××	×××
○○支出			
投資活動支出計	×××	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入	×××	×××	×××
借入金収入			
財務活動収入計	×××	×××	×××
2. 財務活動支出			
借入金返済支出	×××	×××	×××
借入金返済支出			
財務活動支出計	×××	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	×××
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額	×××	×××	×××
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	×××
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	×××	×××	×××

<別表6>

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

〇〇〇〇〇〇

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

〇〇〇〇〇〇

(3) 固定資産の減価償却の方法

〇〇〇〇〇〇

(4) 引当金の計上基準

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

〇〇〇〇〇〇

(6) 消費税等の会計処理

〇〇〇〇〇〇

2. 会計方針の変更

〇〇〇〇〇〇

3. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	×××	×××	×××	×××
協会学術賞基金資産	×××	×××	×××	×××
〇〇基金資産	×××	×××	×××	×××
退職給付引当資産	×××	×××	×××	×××
〇〇引当資産	×××	×××	×××	×××
〇周年事業引当資産	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

4. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定 正味財産か らの充当 額)	(うち一般 正味財産か らの充当 額)	(うち負債 に対応する 額)
土地	×××	×××	×××	
協会学術賞基金資産	×××	×××		
〇〇基金資産	×××	×××		
退職給付引当資産	×××			×××
〇〇引当資産	×××		×××	
合計	×××	×××	×××	×××

5. 担保に供している資産

〇〇〇〇〇〇

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	×××	×××	×××
建物附属設備	×××	×××	×××
構築物	×××	×××	×××
備品	×××	×××	×××
ソフトウェア	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

貸倒引当金を控除する前の債権の金額、貸倒引当金の当期末残高及び控除後の当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	債権金額	貸倒引当金の当 期末残高	債権の当期末残 高
未収会費	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××

8. 保証債務等の偶発債務

〇〇〇〇〇〇

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
国債			
〇〇〇〇国債	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

〇〇〇〇〇〇

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	×××
合計	×××

12. 関連当事者との取引の内容

〇〇〇〇〇〇

13. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は、以下のとおりである。

(単位：円)

	前期末	当期末
現金預金勘定	×××	×××
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	－×××	－×××
現金及び現金同等物	×××	×××

(2) 重要な非資金取引は、以下のとおりである。

(単位：円)

	前期末	当期末
現物により寄附を受けた固定資産	×××	×××

14. 重要な後発事象

〇〇〇〇〇〇

15. 重要な財産等の充当財源及び重要な財産等への運用状況

〇〇〇〇〇〇

16. その他

〇〇〇〇〇〇

<別表7>

附属明細書

I 特定資産の明細

(単位：円)

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
土地				
協会学術賞基金資産				
〇〇基金資産				

退職給付引当資産				
〇〇引当資産				
〇周年事業引当資産				
〇〇〇〇				
合計	×××	×××	×××	×××

Ⅱ 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的 使用	その 他	
退職給付引当金					
〇〇〇引当金					
			...	...	

Ⅲ 借入金等の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
借入金	×××	×××	×××	×××
短期借入金				
長期借入金				
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
〇〇〇〇				
合計	×××	×××	×××	×××

Ⅳ 設備投資による固定資産の明細

(単位：円)

科目	期首 残高	当期 増加 額	当期 減少 額	期末 残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期 償却 額	差引期末帳簿価額	備考
固定資産	×	×	×	×	×	×	×	
	×	×	×	×	×	×	×	

建物	×	×	×	×	×		×	(注)
	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	
建物附属設備	...	...	...	...	...		...	
	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	
〇〇〇〇	...	...	...	...	...		...	
	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	
敷金	×	×	×	×	—	—	×	
	×	×	×	×			×	
	×	×	×	×			×	
敷金	...	...	...	...	—	—	...	
	...	...	...	...			...	
	...	...	...	...			...	
合計	×	×	×	×	×	××	×	
	×	×	×	×	×	×	×	
	×	×	×	×	×		×	

(注) 建物の売却収入が×××円ある。

<別表 8 >

正味財産増減に係る予算実績対比表

年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	当年度			前年度 決算額	備考
	予算額	決算額	差異		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益	×××	×××	×××	×××	
特定資産運用益					
② 受取入会金等	×××	×××	×××	×××	
受取入会金					
受取施設負担金					
③ 受取会費	×××	×××	×××	×××	
受取普通会費					
受取業務会費					
受取地域会費					
受取〇〇会費					
④ 事業収益	×××	×××	×××	×××	
修了考査受験料収益					
出版関係事業収益					
〇〇収益					
その他の事業収益					
⑤ 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	
受取寄附金					
受取寄附金振替額					
⑥ 雑収益	×××	×××	×××	×××	

	受取利息				
	雑収益				
⑦	交付金収益	×××	×××	×××	×××
	本部交付金収益				
	本部補助金収益				
⑧	〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
	〇〇〇〇				
	経常収益計	×××	×××	×××	×××
(2)	経常費用				
①	事業費	×××	×××	×××	×××
	職業倫理施策費				
	継続的専門能力開発費				
	監査・会計等調査研究費				
	〇〇〇〇				
	その他の事業費				
②	管理費	×××	×××	×××	×××
	給料手当				
	雑給				
	福利厚生費				
	〇〇〇〇				
	その他の管理費				
	経常費用計	×××	×××	×××	×××
	評価損益等調整前当期	×××	×××	×××	×××
	経常増減額				
	投資有価証券評価損益等	×××	×××	×××	×××
	投資有価証券評価損益等				
	評価損益等計	×××	×××	×××	×××
	当期経常増減額	×××	×××	×××	×××
2.	経常外増減の部				
(1)	経常外収益				
	〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
	〇〇〇〇				
	経常外収益計	×××	×××	×××	×××
(2)	経常外費用				
	〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
	〇〇〇〇				
	経常外費用計	×××	×××	×××	×××
	当期経常外増減額	×××	×××	×××	×××
	税引前当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××	×××
	法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××	×××
	当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××	×××
	一般正味財産期首残高	×××	×××	×××	×××
	一般正味財産期末残高	×××	×××	×××	×××
Ⅱ	指定正味財産増減の部				
①	受取寄附金	×××	×××	×××	×××

受取寄附金				
② 特定資産運用益	×××	×××	×××	×××
〇〇〇資産				
③ 一般正味財産への振替額	×××	×××	×××	×××
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額	×××	×××	×××	×××
指定正味財産期首残高	×××	×××	×××	×××
指定正味財産期末残高	×××	×××	×××	×××
Ⅲ 正味財産期末残高	×××	×××	×××	×××

<別表 9>

資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算実績対比表

年 月 日から 年 月 日まで

I 資金調達

(単位：円)

科目	当年度			前年度決算額	備考
	予算額	決算額	差異		
借入金	×××	×××	×××	×××	
短期借入金					
長期借入金					
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××	
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	
借入金返済	×××	×××	×××	×××	
短期借入金返済					
長期借入金返済					
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××	
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	

II 設備投資

(単位：円)

科目	当年度			前年度決算額	備考
	予算額	決算額	差異		
固定資産取得	×××	×××	×××	×××	
建物取得					
建物附属設備取得					
〇〇〇〇					
敷金	×××	×××	×××	×××	
敷金					
合計	×××	×××	×××	×××	
固定資産売却	×××	×××	×××	×××	
建物売却					
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	

Ⅲ 特定資産

(単位：円)

科目	当年度			前年度決算額	備考
	予算額	決算額	差異		
特定資産取得	×××	×××	×××	×××	
〇〇資産取得					
〇周年事業引当資産取得					
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	

<別表10>

予算実績対比表に対する注記

1. 予算額と決算額との大きな差異について

(注イ) 〇〇〇〇

(注ロ) 〇〇〇〇

2. 中科目間の流用について

(1) 正味財産増減に係る流用

(単位：円)

予算流用対象科目	当初予算額	流用予算額	流用後予算額	備考
事業費				
〇〇〇	×××	×××	×××	
管理費				
〇〇〇	×××	×××	×××	

(2) 資金調達、設備投資及び特定資産に係る流用

(単位：円)

予算流用対象科目	当初予算額	流用予算額	流用後予算額	備考
固定資産取得				
〇〇〇	×××	×××	×××	
特定資産取得				
〇〇〇	×××	×××	×××	

3. 予備費の使用について

(1) 正味財産増減に係る使用

(単位：円)

予備費充当科目	当初予算額	予備費充当額	充当後予算額	備考
事業費				
〇〇〇	×××	×××	×××	
管理費				
〇〇〇	×××	×××	×××	
〇〇〇				
〇〇〇	×××	×××	×××	
合計	×××	×××	×××	

(2) 資金調達、設備投資及び特定資産に係る使用

(単位：円)

予備費充当科目	当初予算額	予備費充当額	充当後予算額	備考
借入金				
〇〇〇	×××	×××	×××	
固定資産取得				
〇〇〇	×××	×××	×××	
特定資産取得				
〇〇〇	×××	×××	×××	
合計	×××	×××	×××	

(3) 使用総額

(単位：円)

科目	予算額	使用額	差異	備考
予備費	×××	×××	×××	

4. 規則等により予算超過が認められているものについて

(単位：円)

科目	超過額
事業費	
〇〇〇	×××
管理費	
〇〇〇	×××
合計	×××

<別表11>

正味財産増減に係る予算書内訳表

年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計	備考
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益	×××	×××	×××	×××	
特定資産運用益					
② 受取入会金等	×××	×××	×××	×××	
受取入会金					
受取施設負担金					
③ 受取会費	×××	×××	×××	×××	
受取普通会費					
受取業務会費					
受取地域会費					
受取〇〇会費					
④ 事業収益	×××	×××	×××	×××	
修了考査受験料収益					
出版関係事業収益					

	〇〇収益				
	その他の事業収益				
⑤	受取寄附金	×××	×××	×××	×××
	受取寄附金				
	受取寄附金振替額				
⑥	雑収益	×××	×××	×××	×××
	受取利息				
	雑収益				
⑦	交付金収益	×××	×××	×××	×××
	本部交付金収益				
	本部補助金収益				
⑧	〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
	〇〇〇〇				
	経常収益計	×××	×××	×××	×××
(2)	経常費用				
①	事業費	×××	×××	×××	×××
	職業倫理施策費				
	継続的専門能力開発費				
	監査・会計等調査研究費				
	〇〇〇〇				
	その他の事業費				
②	管理費	×××	×××	×××	×××
	給料手当				
	雑給				
	福利厚生費				
	〇〇〇〇				
	その他の管理費				
	経常費用計	×××	×××	×××	×××
	評価損益等調整前当期経常増減額	×××	×××	×××	×××
	投資有価証券評価損益等	×××	×××	×××	×××
	投資有価証券評価損益等				
	評価損益等計	×××	×××	×××	×××
	当期経常増減額	×××	×××	×××	×××
2.	経常外増減の部				
(1)	経常外収益				
	〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
	〇〇〇〇				
	経常外収益計	×××	×××	×××	×××
(2)	経常外費用				
	〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
	〇〇〇〇				
	経常外費用計	×××	×××	×××	×××
	当期経常外増減	×××	×××	×××	×××

額				
他会計振替額	×××	×××	×××	×××
税引前当期一般 正味財産増減額	×××	×××	×××	×××
法人税、住民税 及び事業税	×××	×××	×××	×××
当期一般正味財 産増減額	×××	×××	×××	×××
一般正味財産期 首残高	×××	×××	×××	×××
一般正味財産期 末残高	×××	×××	×××	×××
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
① 受取寄附金	×××	×××	×××	×××
受取寄附金				
② 特定資産運用益	×××	×××	×××	×××
○○○資産				
③ 一般正味財産への 振替額	×××	×××	×××	×××
一般正味財産への 振替額				
当期指定正味財 産増減額	×××	×××	×××	×××
指定正味財産期 首残高	×××	×××	×××	×××
指定正味財産期 末残高	×××	×××	×××	×××
Ⅲ 正味財産期末残高	×××	×××	×××	×××

<別表12>

資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書内訳表

年 月 日から 年 月 日まで

Ⅰ 資金調達

(単位：円)

科目	一般会計	○○特別会 計	内部取引消 去	合計	備 考
借入金	×××	×××	×××	×××	
短期借入金					
長期借入金					
○○○○	×××	×××	×××	×××	
○○○○					
合計	×××	×××	×××	×××	
借入金返済	×××	×××	×××	×××	
短期借入金返済					
長期借入金返済					
○○○○	×××	×××	×××	×××	
○○○○					
合計	×××	×××	×××	×××	

Ⅱ 設備投資

(単位：円)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計	備考
固定資産取得	×××	×××	×××	×××	
建物取得					
建物附属設備取得					
〇〇〇〇					
敷金	×××	×××	×××	×××	
敷金					
合計	×××	×××	×××	×××	
固定資産売却	×××	×××	×××	×××	
建物売却					
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	

Ⅲ 特定資産

(単位：円)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計	備考
特定資産取得	×××	×××	×××	×××	
〇〇資産取得					
〇周年事業引当資産取得					
〇〇〇〇					
合計	×××	×××	×××	×××	

<別表13>

貸借対照表内訳表

年 月 日現在

(単位：円)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計	備考
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金					
未収会費					
未収金					
出版物					
貯蔵品					
前払金					
立替金					
職員貸付金					
〇〇〇					
流動資産合計	×××	×××	×××	×××	
2. 固定資産					

(1)	特定資産				
	土地				
	協会学術賞基金資産				
	〇〇基金資産				
	退職給付引当資産				
	〇〇引当資産				
	特定資産合計	×××	×××	×××	×××
(2)	その他固定資産				
	建物				
	建物附属設備				
	構築物				
	備品				
	ソフトウェア				
	長期貸付金				
	敷金				
	差入保証金				
	〇〇〇				
	その他固定資産合計	×××	×××	×××	×××
	固定資産合計	×××	×××	×××	×××
	資産合計	×××	×××	×××	×××
II	負債の部				
1.	流動負債				
	未払金				
	前受会費				
	前受金				
	預り金				
	賞与引当金				
	返品調整引当金				
	〇〇〇				
	流動負債合計	×××	×××	×××	×××
2.	固定負債				
	退職給付引当金				
	預り保証金				
	〇〇〇				
	固定負債合計	×××	×××	×××	×××
	負債合計	×××	×××	×××	×××
III	正味財産の部				
1.	指定正味財産				
	特別負担金				
	寄附金				
	指定正味財産合計	×××	×××	×××	×××
	(うち特定資産への充当額)	(..... ...)	(..... ...)	(..... ...)	(..... ...)
2.	一般正味財産	×××	×××	×××	×××
	(うち特定資産への充当額)	(..... ...)	(..... ...)	(..... ...)	(..... ...)

の充当額)	…)	…)	…)	…)	
正味財産合計	×××	×××	×××	×××	
負債及び正味財産 合計	×××	×××	×××	×××	

<別表14>

正味財産増減計算書内訳表

年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	一般会 計	〇〇特 別会計	内部取 引消去	合計	備 考
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 特定資産運用益	×××	×××	×××	×××	
特定資産運用益	……	……	……	……	
② 受取入会金等	×××	×××	×××	×××	
受取入会金	……	……	……	……	
受取施設負担金	……	……	……	……	
③ 受取会費	×××	×××	×××	×××	
受取普通会費	……	……	……	……	
受取業務会費	……	……	……	……	
受取地域会費	……	……	……	……	
受取〇〇会費	……	……	……	……	
④ 事業収益	×××	×××	×××	×××	
修了考查受験料収 益	……	……	……	……	
出版関係事業収益	……	……	……	……	
〇〇収益	……	……	……	……	
その他の事業収益	……	……	……	……	
⑤ 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	
受取寄附金	……	……	……	……	
受取寄附金振替額	……	……	……	……	
⑥ 雑収益	×××	×××	×××	×××	
受取利息	……	……	……	……	
雑収益	……	……	……	……	
⑦ 交付金収益	×××	×××	×××	×××	
本部交付金収益	……	……	……	……	
本部補助金収益	……	……	……	……	
⑧ 〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××	
〇〇〇〇	……	……	……	……	
経常収益計	×××	×××	×××	×××	
(2) 経常費用					
① 事業費	×××	×××	×××	×××	
職業倫理施策費	……	……	……	……	
継続的専門能力開 発費	……	……	……	……	
監査・会計等調査研 究費	……	……	……	……	

〇〇〇〇				
その他の事業費				
② 管理費	×××	×××	×××	×××
給料手当				
雑給				
福利厚生費				
〇〇〇〇				
その他の管理費				
経常費用計	×××	×××	×××	×××
評価損益等調整	×××	×××	×××	×××
前当期経常増減額				
投資有価証券評価損益等	×××	×××	×××	×××
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
〇〇〇〇				
経常外収益計	×××	×××	×××	×××
(2) 経常外費用				
〇〇〇〇	×××	×××	×××	×××
〇〇〇〇				
経常外費用計	×××	×××	×××	×××
当期経常外増減額	×××	×××	×××	×××
他会計振替額	×××	×××	×××	×××
税引前当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××	×××
当期一般正味財産増減額	×××	×××	×××	×××
一般正味財産期首残高	×××	×××	×××	×××
一般正味財産期末残高	×××	×××	×××	×××
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
① 受取寄附金	×××	×××	×××	×××
受取寄附金				
② 特定資産運用益	×××	×××	×××	×××
〇〇〇資産				
③ 一般正味財産への振替額	×××	×××	×××	×××
一般正味財産への				

	受取〇〇会費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
④	事業収益	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	修了考查受験 料収益	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	出版関係事業 収益	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	〇〇収益	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	その他の事業 収益	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑤	受取寄附金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	受取寄附金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	受取寄附金振 替額	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑥	雑収益	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	受取利息	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	雑収益	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑦	交付金収益	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	本部交付金収 益	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	本部補助金収 益	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
⑧	〇〇〇〇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	〇〇〇〇	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
経常収益計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(2) 経常費用													
① 事業費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
職業倫理施策費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
継続的専門能力開発費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
監査・会計等調査研究費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
〇〇〇〇	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
その他の事業費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
② 管理費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
給料手当	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
雑給	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福利厚生費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
〇〇〇〇	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
その他の管理費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
経常費用計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
評価損益等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
調整前当期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
経常増減額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
投資有価証券	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

評価損益等等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
投資有価証券	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
評価損益等等	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
評価損益等計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期経常増減額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
〇〇〇〇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
〇〇〇〇	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
経常外収益計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(2) 経常外費用												
〇〇〇〇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
〇〇〇〇	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
経常外費用計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期経常外増減額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
他会計振替額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
税引前当期一般正味財産増減額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
法人税、住民税及び事業税	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期一般正味財産増減額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
一般正味財産期首残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	一般正味財	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	産期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Ⅱ	指定正味財産増減の部												
	① 受取寄附金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	受取寄附金	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
		…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
		…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	② 特定資産運用益	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	〇〇〇資産	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
		…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
		…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	③ 一般正味財産への振替額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	一般正味財産への振替額	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
		…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
		…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	当期指定正味財産増減額	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	指定正味財産期首残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	指定正味財産期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
Ⅲ	正味財産期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

<別表16>

資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算実績対比表内訳表

年 月 日から 年 月 日まで

I 資金調達

(単位：円)

科目	一般会計			〇〇特別会計			内部取引消去			合計			備考
	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	
借入金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

短期借入金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
長期借入金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
〇〇〇〇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
〇〇〇〇	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
借入金返済	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
短期借入金返済	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
長期借入金返済	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
〇〇〇〇	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
〇〇〇〇	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

Ⅱ 設備投資

(単位：円)

科目	一般会計			〇〇特別会計			内部取引消去			合計			備考
	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	
固定資産取得	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
建物取得	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	

建物附属設備取得	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
〇〇〇〇	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
敷金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
敷金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
固定資産売却	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
建物売却	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
〇〇〇〇	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

Ⅲ 特定資産

(単位：円)

科目	一般会計			〇〇特別会計			内部取引消去			合計			備考
	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	予算額	決算額	差異	
特定資産取得	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
〇〇資産取得	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
〇周年事業引当資産取得	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
〇〇〇〇	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

<別表17>

資金調達、設備投資及び特定資産に係る予算書等に記載する科目及び取扱要領
(資金調達)

科目		取扱要領
大科目	中科目	
借入金	短期借入金 長期借入金	会館建設債など、債券を発行して資金を調達するもの
特別債	特別債	
借入金返済	短期借入金返済 長期借入金返済	
特別債償還	特別債償還	

(設備投資)

科目		取扱要領
大科目	中科目	
固定資産取得	土地取得 建物取得 建物附属設備取得 構築物取得 備品取得 車両運搬具取得 借地権取得 建設仮勘定取得	特定資産に該当しない土地
敷金	ソフトウェア取得 ソフトウェア仮勘定取得	建設中又は制作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む） 制作中のソフトウェア（制作前払金、手付金等を含む）
固定資産売却	敷金 土地売却 建物売却	特定資産に該当しない土地

(特定資産)

科目		取扱要領
大科目	中科目	
特定資産取得	土地取得	理事会の議を経て特定資産に決定さ

	れた土地
協会学術賞基金資産取得 特定基金資産取得 海外会計・監査調査研究基金 資産取得 監査・会計基礎研究基金資産 取得 後進育成基金資産取得 国際会計人養成基金資産取 得 預り保証金引当資産取得 減価償却引当資産取得 70周年事業引当資産取得 連合総会引当資産取得 事務局移転引当資産取得 後進育成引当資産取得 施設拡充引当資産取得 〇〇周年事業引当資産取得	
	注) 運用益の範囲内での取得は記載し ない

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第130条の3に規定する登録時研修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録時研修の内容)

第2条 登録時研修の研修科目は次に掲げるものとし、その内容は継続的専門能力開発制度協議会（以下「CPD協議会」という。）が決定する。

- (1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）及び会則に関する研修科目
- (2) 職業倫理に関する研修科目
- (3) 税理士制度に関する研修科目
- (4) 継続的専門能力開発制度の目的及び意義に関する研修科目

(受講の完了)

第3条 登録時研修は、前条各号の研修科目のいずれも受講することにより完了する。

2 登録時研修の受講は、会則第122条第2項の単位としては取り扱わない。

(受講期限)

第4条 会則第130条の3第2項の入会后1年以内とは、入会日から起算して1年を経過する日の属する月の末日までの間をいう。

2 会則第130条の4第2項の指示を行った日より1年以内とは、指示を行った日から起算して1年を経過する日の属する月の末日までの間をいう。

3 CPD協議会が会員に登録時研修の受講を完了できないやむを得ない事情があると認めたときは、やむを得ない事情が止むまでの間、前2項の期間の進行は停止する。

(指示)

第5条 会則第130条の4第1項の規定による指示の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指示を発した日から1年以内に、登録時研修の受講を完了すること。
- (2) 前号の指示の内容に従う旨の誓約書を本会へ提出すること。

2 前項第2号の誓約書は、指示を発した日から1か月以内に提出しなければならない。

(公示)

第6条 会則第130条の4第2項の規定による公示は、会報、CPDレター及び本会ウェブサイト（会員及び準会員のみが閲覧することができる部分に限る。次項において「会員専用ウェブサイト」という。）に次に掲げる事項を掲載することにより行う。

- (1) 氏名
- (2) 登録番号
- (3) 所属地域会
- (4) 前条第1項第1号に規定する指示の内容及び当該指示に違反した旨並びに同項第2号に規定する誓約書の提出の有無

2 前項各号に掲げる事項を会員専用ウェブサイトに掲載する期間は、その掲載の日から1か月とする。

(運営に関する細目)

第7条 この細則に定めるもののほか、登録時研修の実施に関し必要な事項は、CPD協議会が別に定める。

附 則

この細則は、2023年の臨時総会における会則変更の施行の日（2023年4月1日）から施行する。

最終変更 2023年 3 月17日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会則第131条第 4 項の規定に基づき、実務補習の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実務補習所の定員)

第 2 条 実務補習所の実務補習生（以下「補習生」という。）の定員は、実務補習協議会（以下「協議会」という。）の議を経て会長がこれを決める。

第 2 章 実務補習

(実務補習修業年限)

第 3 条 実務補習の修業年限は、3 年とする。

2 学年は、原則として11月 1 日に始まり翌年の10月31日に終わる。ただし、第 1 学年は、入所ガイダンスの日から始まる。

(在籍年限)

第 3 条の 2 補習生の在籍年限は 6 年とし、在籍年限に達した者は、協議会の議を経て、退所とする。ただし、在籍年限に達する前に第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する要件を満たした者は、修了考査の合格まで在籍することができる。

(在籍年限により退所した者の入所)

第 3 条の 3 実務補習所運営細則第 4 条第 1 号に規定する実務補習団体の代表者（以下「代表者」という。）は、前条の規定により退所した者が入所を希望したときは、入所させることができる。

2 第 3 章の規定は、前項の規定による入所の場合に準用する。この場合において、それまでに取得した成績及び単位は通算しないものとする。

(実務補習の内容及び科目)

第 4 条 実務補習は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 会計に関する理論及び実務
- (2) 監査に関する理論及び実務
- (3) 経営に関する理論及び実務
- (4) 税に関する理論及び実務
- (5) コンピュータに関する理論及び実務
- (6) 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理
- (7) その他協議会が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項に係る実務補習科目は、実務補習所運営細則第 6 条に規定する実務補習所運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定める。

(実務補習の方法)

第 5 条 実務補習は、次に掲げる方法によりこれを行う。

- (1) 実務に関する講義及び実地演習（ディスカッション及びゼミナール（以下「ディスカッション等」という。））、工場見学、宿泊研修等を含む。以下同じ。）（以下「講義等」といい、通信回線を利用し受講することが可能なものを含む。）
- (2) 考査
- (3) 課題研究（運営委員会が定める課題について研究報告書を提出させる方法による。）
- (4) 修了考査

2 運営委員会は、実務補習の目的に照らし適当と認めた研修会等を、前項第 1 号の規定により実施する実務補習科目として認定することができる。

3 前項の規定により認定される単位のうち、第 7 条第 1 項第 1 号に規定する実務補習の修了要件として認められる単位の上限等は、細則で定める。

(実務補習の単位、成績等)

第6条 講義等は、1時間を1単位とすることを基本とし、修業年限を通じ360単位以上これを行う。

2 原則として、1実務補習科目は3単位以上これを行うものとする。

3 前条第2項の規定により実務補習科目として認定された研修会等の単位は、その都度運営委員会が定めるものとする。

4 考查の実施回数、各考查の成績の評価方法及び考查における取得単位数は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 実施回数 修業年限を通じ10回以上

(2) 成績の評価方法 各考查につき100点法による評価

(3) 取得単位数 考查(その成績が40点以上のものに限る。)の成績の合計点を10で除した数の単位数(1未満の端数があるときは切り捨てる。)を取得

5 課題研究の実施回数、課題研究において提出する各研究報告書の成績の評価方法及び課題研究における取得単位数は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 実施回数 修業年限を通じ6回以上

(2) 成績の評価方法 各研究報告書につき100点法による評価

(3) 取得単位数 研究報告書(その成績が40点以上のものに限る。)の成績の合計点を10で除した数の単位数(1未満の端数があるときは切り捨てる。)を取得

6 考查又は課題研究につき、次条の修了要件に達しない補習生は、考查については追試験を受け、課題研究については研究報告書を再提出するものとする。この場合における成績の評価及び取得単位数については、前2項の規定を準用する。

(実務補習の修了要件)

第7条 実務補習は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことにより修了するものとする。

(1) 講義等の単位を270単位以上取得したものであって、次の要件をすべて満たすものであること。

ア 第1学年で実施する講義等の単位を180単位以上含むこと。

イ 第2学年で実施する講義等の単位を40単位以上含むこと。

ウ 第3学年で実施する講義等の単位を20単位以上含むこと。

エ ディスカッション等の単位を30単位以上含むこと。

オ 協議会が指定する必修科目の受講を完了していること。

(2) 考查(前条第6項の追試験を含む。以下同じ。)につき次の要件をすべて満たすこと。

ア 所定の考查をすべて受け、60単位以上取得したものであること。

イ 各回の考查につき成績が40点以上であること。

ウ 第4条第1項に規定する実務補習の内容及び科目につき、その重要性に基づき実務補習所運営細則において定めるグループごとに、当該グループに属する内容及び科目に係る考查(その成績が40点以上のものに限る。)の成績の合計点が当該考查の満点の合計点の60パーセント以上であること。

(3) 課題研究において研究報告書(前条第6項の規定により再提出する研究報告書を含む。以下同じ。)につき次の要件をすべて満たすこと。

ア 所定の研究報告書をすべて提出し、36単位以上取得したものであること。

イ 各回の研究報告書につき成績が40点以上であること。

(4) 修了考查に合格したものであること。

2 実務補習は、補習生が修業年限の期間内に前項に規定する要件を満たさなかった場合であっても、当該期間経過後にその不足する要件を満たしたときは、修了するものとする。

(修了考查受験の要件等)

第8条 修了考查は、前条第1項第1号から第3号までに規定する要件(以下「修了考查受験要件」という。)を満たした者に限り、受験することができる。

2 代表者は、補習生が修了考查受験要件を満たした場合には、当該補習生に対し、修了考查受験要件証明書を交付する。

(実務補習単位の減免)

第9条 実務補習規則(平成17年内閣府令第106号)の定めるところにより、本会の実務補習所で実施

する実務補習の内容と同等以上であると認められる内容を有する講義等を行っている専門職大学院（会計専門職に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものに限る。以下「専門職大学院」という。）において、補習生が第4条第1項各号に掲げる事項（第5条第1項第1号又は第3号に掲げる方法により行われるもの及びこれらに関連して同項第2号に掲げる方法により行われるものに限る。）について単位を取得している場合には、本会の実務補習所で実施する実務補習に対応する単位数を、第6条及び第7条第1項第1号から第3号までに定める単位数（以下「所定単位数」という。）から減じることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、別に定める実務補習単位減免申請書に専門職大学院が発行する成績証明書その他の単位の取得を証する書面を添付の上、実務補習所運営細則第5条第1項に規定する実務補習所の所長（以下「所長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の申請書の提出期間は、毎年12月1日から翌年5月31日までとする。

（専門職大学院で行われる実務補習講義の単位減免）

第9条の2 専門職大学院において、本会の実務補習所で実施される専門職大学院との連携講座と同一教材に基づく講義が実施され、それを受講した場合には、本会の実務補習所で実施する実務補習に対応する単位数を所定単位数から減じることができる。ただし、前条第1項の規定により所定単位数から減じた場合を除くものとする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、別に定める会計大学院協会連携講座単位減免申請書に、専門職大学院が発行する成績証明書その他の出席を証する書面を添付の上、所長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の申請書の提出期間は、毎年12月1日から翌年5月31日までとする。

（修業年限の短縮）

第10条 業務補助又は実務従事（以下「業務補助等」という。）の期間が3年以上ある者については、第3条第1項に規定する修業年限を、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める内容に短縮することができる。

（1）実務補習を開始する際に業務補助等が3年以上ある者 修業年限3年を1年とし、第1学年、第2学年及び第3学年を1年間で受講する。

（2）実務補習を開始する際に業務補助等が2年あり、第2学年を開始する際に業務補助等が3年以上ある者 修業年限3年を2年とし、第2学年及び第3学年を1年間で受講する。

2 前項の規定により修業年限の短縮の適用を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを記載した修業年限短縮申請書に業務補助等の概要を記載した書面を添付の上、所長を経て代表者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 修業年限短縮申請書及び業務補助等の概要を記載する書面の様式は、別に定める。

4 修業年限短縮申請書の提出期間は、毎年12月1日から翌年1月15日までとする。ただし、協議会は、第2項に規定する者から、自己の責めに帰することのできない事由により当該期間内に修業年限短縮申請書を提出することができない旨及び当該事由を記載した書面の提出があった場合には、協議会が指定する日まで当該期間を延長することができる。

5 前項ただし書に規定する書面は、所長を経て代表者に提出するものとする。

（帳簿の備付及び保存）

第11条 本会は、実務補習の適正かつ確実な実施を確保するため、帳簿を備え付け、これに講義等の実施日、補習生その他の実務補習に関する事項を記載する。

2 前項の帳簿については、補習生が実務補習を修了後公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に定める公認会計士名簿に登録されるまでの期間と実務補習修了後10年間とのいずれか長い期間保存することとする。

第3章 入所

（入所期日）

第12条 実務補習所の入所期日は、毎年入所ガイダンスの日とする。ただし、代表者は、必要と認めるときは、別の日とすることができる。

（入所の手続）

第13条 公認会計士試験に合格した者で、実務補習を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載

した実務補習申込書に写真を添え、所長を経て代表者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日、性別及び住所
- (2) 公認会計士試験の合格証書番号
- (3) 履歴書記載事項として次に掲げる事項

- ア 学歴
- イ 公認会計士試験の合格歴
- ウ 職歴
- エ 保有する他の資格
- オ 賞罰

- (4) その他本会が実務補習の適切な実施のため必要と認める事項

- 2 実務補習申込書の様式は、別に定める。
- 3 所長は、第1項の規定により実務補習申込書の提出があったときは、速やかに入所の可否をこれに付記して代表者に提出するものとする。この場合において、入所を否とするときは、その理由を記載するものとする。
- 4 代表者は、入所の可否を決定したときは、その旨を所長を経て申込人に通知する。
(実務補習申込書の記載事項の変更)

第14条 補習生は、実務補習申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに所長を経て代表者に届け出なければならない。

第4章 休所、退所、再入所及び転入所

(休所)

第15条 補習生は、病気その他やむを得ない事由により、実務補習を継続して1か月以上受けられないときは、休所期間及び休所理由を記載した休所願を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 休所願の様式は、別に定める。
- 3 所長は、休所を承認したときは、その旨を代表者に報告するものとする。
- 4 休所することができる期間は、継続して原則1年以内とし、1年を超えて休所しようとする場合は、その理由を書面により、所長を経て代表者に提出し、その承認を受けなければならない。

(退所)

第16条 実務補習所を退所しようとする補習生は、退所年月日及び退所理由を記載した退所届を所長を経て代表者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 退所届の様式は、別に定める。
- 3 代表者は、退所の承認をしたときは、当該補習生に対し、実務補習履修証明書を交付するものとする。

(再入所)

第17条 前条の規定により退所した者は、再入所することができる。

- 2 前章の規定は、前項の規定による再入所の場合に準用する。

(転入所)

第18条 やむを得ない事由により、他の実務補習団体又は実務補習機関（以下「実務補習団体等」という。）において実務補習を継続できなかった者で実務補習所に入所を希望する者は、転入所することができる。

- 2 前項の規定による転入所の手続については、第13条の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により転入しようとする者は、第13条に規定する提出書類に、実務補習団体等から交付された当該実務補習団体等において実務補習を履修したことを証する書面を添えて、これを提出しなければならない。
- 4 やむを得ない事由により、実務補習所間の移動をしようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した転所願を入所中の所長を経由して入所しようとする実務補習所の所長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 転所年月日
- (2) 転出する実務補習所及び転入する実務補習所

(3) 転所理由

5 転所願の様式は、別に定める。

6 転入する実務補習所の所長は、転所の承認をしたときは、代表者にその旨を報告するものとする。
(実務補習単位等の通算)

第19条 第17条第1項の規定により再入所する者のうち再入所日が退所日から2年を経過しない者又は前条第1項の規定により転入所する者につき、その事情やむを得ないものと認めた場合は、それまでに取得した成績及び単位を通算することができる。

第5章 紀律及び賞罰

(秘密を守る義務)

第20条 補習生は、実務補習を受けるに当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、実務補習を修了した者及び実務補習所を退所した者について準用する。

(懲戒)

第21条 代表者は、補習生が法令若しくはこの規程に違反し、又は補習生としての体面を汚したときは、協議会の定めるところにより、その補習生を退所させ、実務補習の履修を停止させ、又は戒告することができる。

2 代表者は、前項の規定により退所させられた者がそれまでに取得した成績及び単位を取り消す。

(懲戒に伴う措置)

第22条 代表者は、前条第1項の規定により実務補習の履修を停止させ、又は戒告するときは、協議会の定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

(1) 当該学年で取得した成績又は単位の全部又は一部の取消し

(2) 考査の受講制限

(3) 課題研究における研究報告書の提出制限

(4) 職業倫理に係る実務補習科目の再履修

(退所させられた者の入所)

第23条 代表者は、第21条の規定により退所させられた者が入所を希望したときは、公認会計士の信用を害するおそれの有無その他の事情を勘案し、入所させることができる。

2 第3章の規定は、前項の規定による入所の場合に準用する。

(表彰)

第24条 代表者及び所長は、実務補習の成績の優秀な補習生を表彰することができる。

第6章 入所料及び補習料

(入所料及び補習料)

第25条 実務補習所の入所料は15,000円とし、補習料は255,000円(修業年限3年分)とする。

2 前項の規定にかかわらず、休所中の補習生については、休所の期間に応じ補習料を免除するものとする。

3 補習生は、入所料及び補習料のほか、教材費その他の実費を負担しなければならない。

4 第7条第2項の場合に該当する補習生の補習料及びその納付方法については、協議会がこれを定める。

(納期)

第26条 第13条(第17条第2項、第18条第2項及び第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定により入所、再入所又は転入所を承認された者は、直ちに入所料及び補習料を納付しなければならない。

(補習料等の免除等)

第27条 補習生は、災害等やむを得ない事情により入所料、補習料又は教材費その他の実費(以下本条において「補習料等」という。)を納付することが困難な場合は、補習料等の免除、減額又は納付猶予(以下「免除等」という。)を所長の副申を得て、代表者に申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする補習生は、次に掲げる事項を記載した補習料免除等申請書を提出しなければならない。

(1) 免除等の対象

(2) 申請の種類

(3) 納付猶予の場合にあつては、納付猶予を受けようとする期間

(4) 申請の理由

3 補習料免除等申請書の様式は、別に定める。

4 第1項の規定による申請を受け付けた代表者は、協議会にその審査を請求するものとする。

5 前項の審査の結果は、代表者が所長を経て申請者に文書をもって通知する。

第7章 継続在籍料

(継続在籍料)

第28条 補習生は、第3条第1項に規定する修業年限（第10条の規定の適用を受ける者は、当該短縮された修業年限をいう。以下同じ。）までに修了考査受験要件を満たさず、なお実務補習を継続する場合は、継続在籍料を負担しなければならない。

2 継続在籍料は、30,000円（修業年限1年分）とし、途中で退所した場合等も払戻しは行わない。

3 継続在籍料は、第3条第1項に規定する修業年限を経過した年の翌年の1月末までに納付しなければならない、その後も同様とする。

第8章 その他

(電磁的方法による手続)

第29条 第9条第2項、第9条の2第2項、第10条第2項及び第4項、第13条第1項、第14条、第15条第1項及び第4項、第16条第1項及び第3項、第18条第3項及び第4項並びに第27条第2項の手続は、電磁的方法によることができる。

附 則

1 この規程に定めのない事項については、実務補習所運営細則の定めるところによる。

2 この規程は、昭和43年10月1日から実施する。

附 則（昭和44年2月13日改正）

この規程は、昭和44年4月1日から実施する。

附 則（昭和49年12月18日改正）

この改正規程は、昭和49年12月19日から実施する。

附 則（昭和50年9月2日改正）

この改正規程は、昭和50年10月1日から実施する。

附 則（昭和52年9月13日改正）

この改正規程は、昭和52年10月1日から実施する。ただし、同日前に入所した補習生に対する第9条の改正規定についてはなお従前のとおりとする。

附 則（昭和54年9月11日改正）

この改正規程は、昭和54年10月1日から実施する。

附 則（昭和56年7月8日改正）

この改正規程は昭和56年10月1日から実施する。ただし、同日前に入所した補習生に対する第9条および第10条の改正規定については、なお従前のとおりとする。

附 則（平成元年3月28日改正）

1 この改正規程は、大蔵大臣の認可のあった日（平成元年3月31日）から実施する。ただし、第24条第1項及び第4項の規定については平成元年4月1日から適用する。

2 改正前の第24条第4項の規定に基づき、本年4月分以降に係る資料代を本年3月31日までに前納している場合の当該資料代は、本年4月以降、補習料と読み替えるものとする。

附 則（平成元年9月15日改正）

1 この改正規程は、平成元年10月6日から実施（以下「実施日」という。）し、平成元年度実務補習所開始の日（以下「開始日」という。）以降実施する実務補習について適用する。

2 改正前の規程により入所し、開始日現在、実務補習の修了要件を満たしていない場合は、実施日の前日までに取得した実務補習の修了に必要な全部の記録を改正後の規程により計算し、実施日以降取得する修了に必要な記録と合算するものとする。

3 改正前の規程により取得した実務補習の修了に必要な記録を改正後の規程により計算する場合は、次の各号によるものとする。

- 一 講義及び実地指導に出席することにより得たものは、それぞれ改正後の実務学習及び実地研修により得たものとし、それぞれ出席 1 回につき、3 単位とする。
- 二 考査及び研究報告で得た点数は、実施日までに得た点数（追試験又は研究報告書の再提出によるものを含む。）の合計を10で除して得た数をそれぞれの取得単位とする。ただし、小数点以下の端数はすべて切捨てるものとする。

附 則（平成 3 年 3 月 26 日改正）

この改正規程は、平成 3 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 5 年 5 月 11 日改正）

この改正規程は、大蔵大臣の認可のあった日（平成 5 年 7 月 22 日）後、平成 5 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 7 年 7 月 5 日改正）

- 1 この改正規定は、平成 7 年 7 月 6 日から実施し、平成 7 年 10 月 1 日以後新たに入所する補習生から適用する。
- 2 第22条第 1 項及び第 4 項の改正規定は、平成 7 年 10 月 1 日以後在籍する補習生（平成 7 年 10 月 10 日をもって修了する補習生は除く。）に適用する。

附 則（平成 10 年 3 月 24 日改正）

この改正規定は、平成 10 年 10 月 1 日以後新たに入所する補習生から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日改正）

この改正規定は、平成 12 年 10 月 1 日以後新たに入所する補習生から適用する。

附 則（平成 12 年 9 月 5 日改正）

この改正規定は、平成 12 年 10 月 1 日以後新たに入所する補習生から適用する。

附 則（平成 13 年 4 月 17 日改正）

この改正規定は、平成 13 年 4 月 18 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 16 日改正）

この改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日以後新たに入所する補習生から適用する。

附 則（平成 15 年 9 月 2 日改正）

この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日以後新たに入所する補習生から適用する。

ただし、平成 14 年以前の第二次試験合格者で既に業務補助等を開始している者については、改正前の規定を適用する。

なお、修了試験については、平成 15 年 10 月に入所する補習生は平成 18 年に実施する「修了試験」を、平成 16 年 10 月に入所する補習生は平成 19 年に実施する「修了試験」を、平成 17 年 10 月に入所する補習生は平成 20 年に実施する「修了試験」を受けなければならない。

附 則（平成 18 年 4 月 13 日改正）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 1 日以後新たに入所する補習生から適用する。
- 2 改正前の規定による第 5 条第 1 項第 4 号の修了試験は、改正後の規定による第 5 条第 1 項第 4 号の修了考査に合格することをもって修了試験に合格したものとみなす。

附 則（平成 18 年 12 月 7 日改正）

この改正規定は、会則第 143 条の改正について金融庁長官の認可のあった日（平成 19 年 2 月 2 日）から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 3 日改正）

この改正規定は、平成 19 年 10 月 4 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 7 日）

この改正規定は、平成 19 年 11 月 8 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日改正）

この改正規定は、金融庁長官が受理した日（平成 21 年 4 月 20 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 15 日改正）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の実務補習規程の規定は、施行日以後に実務補習所に入所（再入所を含む。）する補習生について適用し、施行日前に実務補習所に入所した補習生（施行日以後に実務

補習所に再入所した者を除く。)については、なお従前の例による。

- 3 前項に規定するもののほか、この改正規定の施行に際し必要な経過措置は、実務補習協議会が定める。

附 則（平成28年10月13日改正）

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第24条第1項の規定は、施行日以後に新たに入所（再入所を含む。）する補習生から適用する。

附 則（平成29年11月22日改正）

- 1 この改正規定は、平成29年11月23日から施行する。
- 2 この改正規定の施行に際し必要な経過措置は、実務補習協議会が定める。

附 則（平成30年11月16日改正）

この改正規定は、平成30年11月17日から施行する。

附 則（2019年2月22日改正）

この改正規定は、2019年2月23日から施行する。

附 則（2019年9月17日改正）

この改正規定は、2019年の定期総会における会則変更の施行の日（2019年10月1日）から施行する。

附 則（2020年8月21日改正）

- 1 この改正規定は、2020年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日より前に実務補習所に入所した補習生に対するこの改正規定による改正後の第3条の2の適用については、同条中「6年」とあるのは「2026年10月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則（2021年4月16日改正）

- 1 この改正規定は、2021年4月17日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第28条の規定は、2021年11月1日から適用する。

附 則（2021年7月20日改正）

- 1 この改正規定は、2021年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第7条の規定は、施行日以後に実務補習所に入所（再入所を含む。）する補習生について適用し、施行日前に実務補習所に入所した補習生（施行日後に実務補習所に再入所した者を除く。）については、なお従前の例による。

附 則（2023年3月17日改正）

- 1 この改正規定は、2023年3月18日から施行する。
- 2 この改正規定による改正後の第10条第1項の規定は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年法律第41号）附則第1条本文に規定する施行日（以下「施行日」という。）から適用し、施行日において、既に業務補助等の期間が2年以上ある者については、なお従前の例による。